

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	近畿財務局長
【提出日】	2025年6月25日
【事業年度】	第142期（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）
【会社名】	神姫バス株式会社
【英訳名】	SHINKI BUS CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 長尾 真
【本店の所在の場所】	兵庫県姫路市西駅前町1番地
【電話番号】	(079) 223 - 1243
【事務連絡者氏名】	経営企画部長 濱田 環樹
【最寄りの連絡場所】	兵庫県姫路市西駅前町1番地
【電話番号】	(079) 223 - 1243
【事務連絡者氏名】	経営企画部長 濱田 環樹
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 第一部【企業情報】

## 第1【企業の概況】

## 1【主要な経営指標等の推移】

## (1)連結経営指標等

回次	第138期	第139期	第140期	第141期	第142期
決算年月	2021年3月	2022年3月	2023年3月	2024年3月	2025年3月
売上高 (百万円)	35,669	38,814	44,820	49,480	52,954
経常利益又は経常損失( ) (百万円)	1,314	1,079	2,622	3,283	3,729
親会社株主に帰属する 当期純利益又は親会社 株主に帰属する当期純 損失( ) (百万円)	2,167	2,137	1,766	2,251	2,471
包括利益 (百万円)	1,983	2,123	2,102	2,682	2,367
純資産額 (百万円)	41,071	42,999	44,907	47,392	49,463
総資産額 (百万円)	57,142	58,944	60,627	63,070	67,073
1株当たり純資産額 (円)	6,816.37	7,137.87	7,458.61	7,865.57	8,201.45
1株当たり当期純利益又は1 株当たり当期純損失( ) (円)	359.94	354.90	293.30	373.72	409.89
潜在株式調整後1株当たり 当期純利益 (円)	-	-	-	-	-
自己資本比率 (%)	71.8	72.9	74.1	75.1	73.7
自己資本利益率 (%)	5.2	5.1	4.0	4.9	5.1
株価収益率 (倍)	-	9.2	11.9	9.1	8.5
営業活動によるキャッシュ・ フロー (百万円)	815	3,949	3,497	3,664	4,704
投資活動によるキャッシュ・ フロー (百万円)	4,022	2,632	3,315	6,469	5,286
財務活動によるキャッシュ・ フロー (百万円)	3,409	1,429	1,364	1,230	554
現金及び現金同等物の 期末残高 (百万円)	5,815	10,968	9,953	5,946	5,919
従業員数 (人)	3,158	3,040	3,271	3,395	3,426
[外、平均臨時雇用者数]	[1,648]	[1,575]	[1,653]	[1,861]	[1,862]

- (注) 1. 第139期以降の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。第138期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、1株当たり当期純損失であり、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
2. 第138期の株価収益率については、親会社株主に帰属する当期純損失であるため記載しておりません。
3. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第139期の期首から適用しており、第139期以降に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第138期	第139期	第140期	第141期	第142期
決算年月	2021年 3月	2022年 3月	2023年 3月	2024年 3月	2025年 3月
売上高 (百万円)	17,681	18,889	20,689	22,140	23,443
経常利益又は経常損失 ( ) (百万円)	1,246	324	1,741	2,060	2,053
当期純利益又は当期純損失 ( ) (百万円)	673	2,026	1,249	1,488	1,431
資本金 (百万円)	3,140	3,140	3,140	3,140	3,140
発行済株式総数 (千株)	6,172	6,172	6,172	6,172	6,172
純資産額 (百万円)	27,318	29,153	30,434	31,894	32,953
総資産額 (百万円)	46,234	48,460	49,542	51,078	54,902
1株当たり純資産額 (円)	4,536.68	4,841.56	5,054.80	5,293.43	5,463.93
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当 額) (円)	17.50 (-)	35.00 (17.50)	40.00 (22.50)	40.00 (17.50)	60.00 (30.00)
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失 ( ) (円)	111.80	336.52	207.55	247.15	237.41
潜在株式調整後1株当たり 当期純利益 (円)	-	-	-	-	-
自己資本比率 (%)	59.1	60.2	61.4	62.4	60.0
自己資本利益率 (%)	2.4	7.2	4.2	4.8	4.4
株価収益率 (倍)	-	9.7	16.8	13.8	14.6
配当性向 (%)	-	10.40	19.27	16.18	25.27
従業員数 (人) [外、平均臨時雇用者数]	1,589 [86]	1,556 [80]	1,554 [73]	1,593 [106]	1,614 [112]
株主総利回り (%) (比較指標：配当込み TOPIX) (%)	96.5 (142.1)	98.7 (145.0)	106.8 (153.4)	105.8 (216.8)	109.5 (213.4)
最高株価 (円)	3,480	3,380	3,600	3,565	3,610
最低株価 (円)	2,771	3,010	3,150	3,300	3,380

- (注) 1. 第140期の1株当たり配当額には、創立95周年記念配当5円を含んでおります。
2. 第139期以降の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。第138期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、1株当たり当期純損失であり、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
3. 株主総利回りは、第137期(2020年3月期)の末日における株価及びTOPIXを基準として算出しております。
4. 最高株価及び最低株価は、2022年4月4日より東京証券取引所スタンダード市場におけるものであり、それ以前については東京証券取引所市場第二部におけるものであります。
5. 第138期の株価収益率及び配当性向については、当期純損失であるため記載しておりません。
6. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第139期の期首から適用しており、第139期以降に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。

2【沿革】

年月	記事
1927年 8月	旅客自動車運送事業を目的とし、神戸市須磨区に神姫自動車株式会社を設立
1933年 1月	本社を加古郡加古川町（現・加古川市）、姫路市を経て、明石市に移転
1943年 5月	山陽自動車株式会社、播電自動車株式会社、相生合同自動車株式会社を合併、本社を姫路市に移転し神姫合同自動車株式会社に商号変更
1945年 5月	神戸自動車交通株式会社を合併し兵庫県下における乗合バスの統合を完了
1949年 6月	菱油商事が神姫産業株式会社（現・連結子会社）に商号変更、後に1966年 4月神姫急送株式会社と合併
1949年 9月	神戸証券取引所へ上場（同証券取引所は1967年10月廃止）
1952年 6月	赤穂合同自動車株式会社が神姫自動車株式会社神戸タクシー部を吸収合併し、神姫タクシー株式会社（現・連結子会社）に商号変更
1956年 5月	神姫自動車株式会社に商号変更
1959年 1月	神姫観光株式会社を設立し、旅行業を開始
1961年10月	大阪証券取引所へ上場（市場第二部）
1969年 3月	運送部門を分離し、神姫運送株式会社（現・連結子会社）を設立
1970年 4月	車両部門（板金・塗装等）を分離し、完全自動車整備塗装株式会社（現・連結子会社神姫商工株式会社）を設立
1970年 9月	シンキ興業株式会社（現・連結子会社神姫フードサービス株式会社）を設立し、飲食業を開始
1972年 5月	神姫バス株式会社に商号変更、事業年度を1年（3月末日）に変更
1982年12月	神姫観光株式会社の旅行業以外の事業を分離し、神姫商産株式会社（現・連結子会社神姫Bizプロデュース株式会社）を設立し、1983年 4月乗車券発売・広告・保険代理業等を開始
1984年 1月	株式会社ホープ（現・連結子会社神姫トラストホープ株式会社）を設立し、自動車の車両運行管理業を開始
1996年 4月	神姫バスが運行する赤穂市・佐用町・上月町（現・佐用町）・南光町（現・佐用町）・上郡町を事業地域とする株式会社ウエスト神姫の営業を開始
1997年 4月	神姫バスが運行する神崎町（現・神河町）・大河内町（現・神河町）・市川町と生野町（現・朝来市）を事業地域とする神姫グリーンバス株式会社の営業を開始
1997年11月	神姫観光バス株式会社を設立し、1998年 8月貸切旅客運送事業の運行部門の第一次営業譲渡を行い貸切旅行事業を開業
1999年 4月	神姫観光バス株式会社に貸切旅客運送事業の運行部門の第二次営業譲渡を行い、運行部門の譲渡を完了
2002年10月	神姫観光株式会社を吸収合併、旅行事業を開始し、貸切旅行事業を神姫観光バス株式会社に統合
2006年 1月	株式会社ハウジング幸陽を買収（現・連結子会社神姫バス不動産株式会社）
2008年 2月	しんきエンジェルハート株式会社を設立
2010年12月	株式会社神戸を買収（神姫フードサービス株式会社の子会社として）
2011年 2月	株式会社スイムを買収
2012年 3月	神姫バスツアーズ株式会社を設立
2012年 4月	神姫観光ホールディングス株式会社を設立
2012年 7月	吸収分割により旅行事業を神姫バスツアーズ株式会社に移管 更に、吸収分割により神姫バスツアーズ株式会社及び神姫観光バス株式会社の株式を神姫観光ホールディングス株式会社に承継させ、旅行事業及び貸切バス事業の経営を管理する中間持株会社体制を構築
2013年 3月	吸収分割により土地分譲事業を株式会社エルテオに移管
2013年 7月	東京証券取引所と大阪証券取引所の統合に伴い、東京証券取引所（市場第二部）に上場
2015年 6月	株式会社太陽商會を買収（神姫産業株式会社の子会社として）
2016年 9月	遊技場事業を売却
2016年10月	タイ・バンコクにShinki International Co.,Ltd.を設立（現・持分法適用子会社）
2016年11月	富士屋かまぼこ株式会社を買収
2017年 1月	神姫産業株式会社が株式会社太陽商會を吸収合併
2017年 2月	タイ・バンコクにSBTI Co.,Ltd.を設立（現・持分法適用子会社）

年月	記事
2019年3月	Shinki International Co.,Ltd.がThai cross Japan Tour Co.,Ltd.を買収(現・非連結子会社) 富士屋かまぼこ株式会社を売却
2019年10月	株式会社エルテオが神姫バスオール株式会社を吸収合併し、神姫バス不動産株式会社に商号変更
2020年2月	株式会社ケアサービス神姫を設立(現・連結子会社)
2020年4月	神姫観光バス株式会社の商号を神姫観光株式会社へ変更(現・連結子会社)
2020年5月	神姫観光株式会社が神姫バスツアーズ株式会社及び神姫観光ホールディングス株式会社を吸収合併
2020年5月	舞子神姫タクシー株式会社を事業譲渡
2021年1月	神姫フードサービス株式会社が株式会社神戸を吸収合併
2022年4月	東京証券取引所の市場区分の見直しにより、東京証券取引所の市場第二部からスタンダード市場に移行 神姫クリエイト株式会社が株式会社スィムを吸収合併し、神姫Bizプロデュース株式会社に商号変更
2022年10月	神姫グリーンバス株式会社が株式会社ウエスト神姫を吸収合併し、株式会社ウイング神姫に商号変更
2023年10月	株式会社ウイング神姫が粟賀神姫タクシー株式会社を吸収合併 神姫観光株式会社が株式会社神姫タクシー姫路を吸収合併
2024年10月	株式会社与太呂を買収(神姫フードサービス株式会社の子会社として)
2025年1月	神戸市に本社機能の一部を移転

### 3【事業の内容】

当社及び当社の関係会社（当社、子会社20社（内、連結子会社15社、持分法適用子会社2社）及び関連会社1社（持分法適用関連会社）により構成）が営んでいる主な事業内容と当該事業における位置付けは、次の通りであります。

なお、以下の区分は「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等（1）連結財務諸表 注記事項」に掲げるセグメントの区分と同一であります。

#### （1）自動車運送

提出会社（以下「神姫バス㈱」という）が乗合旅客運送と乗合旅客運送等の受託を、子会社である神姫ゾーンバス㈱、㈱ウイング神姫が乗合旅客運送を行っております。また、子会社である神姫トラストホープ㈱が自動車の運転・保守管理を、神姫タクシー㈱等が乗用旅客運送を、神姫運送㈱が貨物運送を行っております。

#### （2）車両物販・整備

子会社である神姫産業㈱及び神姫商工㈱が行っており、神姫バス㈱等へ車両の部品・タイヤ販売、車両の修理等を行っております。

#### （3）不動産

神姫バス㈱が不動産の賃貸等を行っており、子会社である神姫バス不動産㈱が建築、不動産の売買、仲介、管理、車両等の清掃及び警備業を行っております。また、神姫バス㈱は神姫商工㈱、神姫観光㈱等へ施設の賃貸を行っております。

#### （4）レジャーサービス

神姫バス㈱がツタヤFC事業、AWAJI EARTH MUSEUMの運営を、子会社である神姫フードサービス㈱等が高速道売店等における物販を含む飲食業を行っております。

#### （5）旅行貸切

神姫バス㈱、子会社である神姫観光㈱及び㈱神姫トラベルが旅行事業を行っております。また、神姫観光㈱は貸切旅客運送も行っております。

#### （6）その他

##### 経営受託

神姫バス㈱及び神姫トラストホープ㈱が指定管理者として公共施設の管理・運営を行っております。

##### 物品販売、広告代理、Webサービス

子会社である神姫Bizプロデュース㈱が物品販売、広告代理業、Webサービスの営業を行っております。

##### 保育

神姫バス㈱及び子会社であるしんきエンジェルハート㈱が営業を行っております。

##### 介護事業

子会社である㈱ケアサービス神姫が営業を行っております。

##### 農作物販売

神姫バス㈱が小売・卸売を行っております。

##### 経営管理業

子会社であるShinki International Co.,Ltd.がSBTI Co.,Ltd.及びThai cross Japan Tour Co.,Ltd.の経営管理業務等を行っております。

##### 旅行業

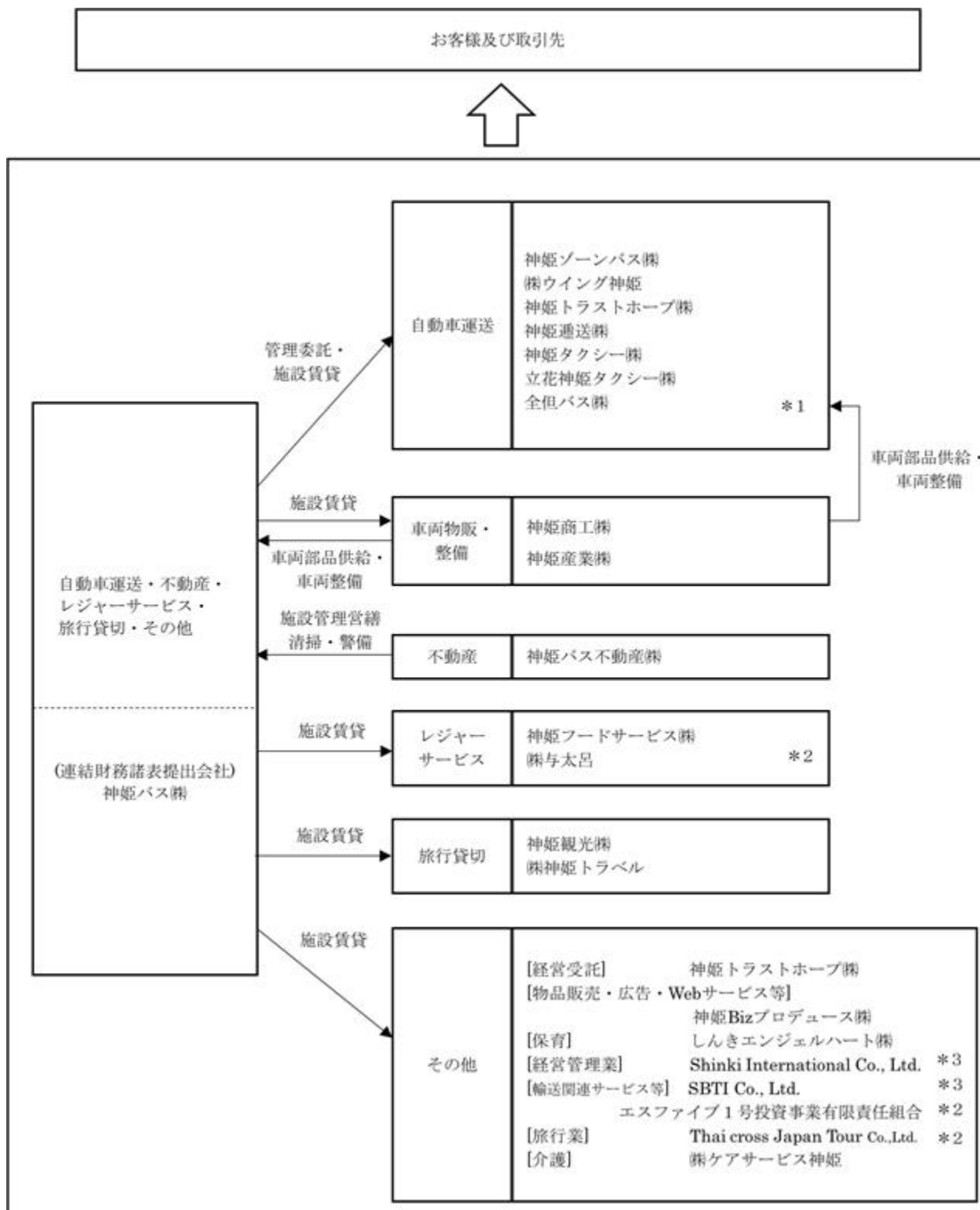
子会社であるThai cross Japan Tour Co.,Ltd.が海外で営業を行っております。

##### 輸送関連サービス等

子会社であるSBTI Co.,Ltd.等が営業を行っております。

(事業系統図)

以上に述べた事項の概要図は次の通りであります。



(注) 無印 連結子会社

- \* 1 関連会社で持分法適用会社
- \* 2 持分法非適用会社
- \* 3 子会社で持分法適用会社

4【関係会社の状況】

名称	住所	資本金 (百万円)	主要な事業の 内容	議決権の所 有(又は被 所有)割合 (%)	関係内容
(連結子会社) 神姫フードサービス㈱	兵庫県姫路市	50	レジャーサービス	100	店舗の工事代に対し債務保証を行っております。 当社所有の建物を賃貸しております。 また当社より資金の貸付を行っております。 役員の兼任等.....有
神姫産業㈱ (注)4	神戸市兵庫区	30	車両物販・整備	100	当社に対し車両部品・タイヤを販売しております。 また当社所有の土地を賃貸しております。 役員の兼任等.....有
神姫商工㈱	兵庫県姫路市	50	車両物販・整備	100	当社の車両の整備を行っております。また当社 所有の整備施設を賃貸しております。 役員の兼任等.....有
神姫トラストホープ㈱	兵庫県姫路市	50	自動車運送	100	当社所有の土地・建物を賃貸しております。 役員の兼任等.....有
神姫Bizプロデュース㈱	兵庫県姫路市	20	その他	100	当社所有の土地・建物を賃貸しております。 役員の兼任等.....有
神姫ゾーンバス㈱	神戸市西区	30	自動車運送	100	当社路線の一部を運行委託しております。 役員の兼任等.....有
神姫通送㈱	兵庫県姫路市	20	自動車運送	100	当社所有の土地を賃貸しております。 役員の兼任等.....有
㈱ウイング神姫	兵庫県泉粟市	30	自動車運送	100	当社所有の土地・建物を賃貸しております。ま た、当社路線の一部を運行委託しております。 役員の兼任等.....有
神姫観光㈱ (注)4	兵庫県姫路市	50	旅行貸切	100	当社の貸切バスの運行委託を行っております。 旅行券等の取扱契約に対し債務保証を行って おります。 当社所有の土地・建物を賃貸しております。 また当社より資金の貸付を行っております。 役員の兼任等.....有
神姫タクシー㈱	神戸市中央区	20	自動車運送	100	なし 役員の兼任等.....有
立花神姫タクシー㈱	兵庫県尼崎市	12	自動車運送	100	なし 役員の兼任等.....有
㈱神姫トラベル	大阪市福島区	50	旅行貸切	100 (60.0)	旅行券等の取扱契約に対し債務保証を行って おります。また当社より資金の貸付を行って おります。 役員の兼任等.....有
神姫バス不動産㈱	兵庫県姫路市	30	不動産	100	当社グループの施設営繕等及び車両・施設の清 掃警備を行っております。また当社より資金の 貸付を行っております。 役員の兼任等.....有
㈱ケアサービス神姫	兵庫県姫路市	20	その他	100	当社より資金の貸付を行っております。 役員の兼任等.....有
しんきエンジェルハート㈱	兵庫県姫路市	20	その他	100	当社より資金の貸付を行っております。 役員の兼任等.....有



名称	住所	資本金 (百万円)	主要な事業の 内容	議決権の所 有(又は被 所有)割合 (%)	関係内容
(持分法適用子会社) Shinki International (注)2	タイ バンコク	2,000千 THB	その他	49.0	当社より資金の貸付を行っております。 役員の兼任等.....有
(持分法適用子会社) SBTI	タイ バンコク	10,000千 THB	その他	100.0 (76.0)	なし 役員の兼任等.....有
(持分法適用関連会社) 全但バス(株)	兵庫県養父市	100	自動車運送	23.2	当社より資金の貸付を行っております。 役員の兼任等.....有

- (注) 1. 主要な事業の内容欄には、セグメントの名称を記載しております。  
 2. 議決権の所有割合は100分の50以下ですが、実質的に支配しているため、持分法適用子会社としたものであります。  
 3. 特定子会社に該当する会社はありません。  
 4. 神姫産業(株)と神姫観光(株)については、売上高(連結会社相互間の内部売上高を除く。)の連結売上高に占める割合が10%を超えております。

主要な損益情報等

神姫産業(株)	(1) 売上高	7,526百万円
	(2) 経常利益	643百万円
	(3) 当期純利益	422百万円
	(4) 純資産額	4,149百万円
	(5) 総資産額	5,597百万円
神姫観光(株)	(1) 売上高	6,847百万円
	(2) 経常利益	162百万円
	(3) 当期純利益	140百万円
	(4) 純資産額	265百万円
	(5) 総資産額	2,532百万円

5. 「議決権の所有割合」欄の( )は間接所有割合で内数であります。

## 5【従業員の状況】

### (1) 連結会社の状況

(2025年3月31日現在)

セグメントの名称	従業員数(人)	
自動車運送	2,145	[574]
車両物販・整備	300	[9]
不動産	81	[308]
レジャーサービス	74	[519]
旅行貸切	336	[43]
報告セグメント計	2,936	[1,453]
その他	398	[409]
全社(共通)	92	[-]
合計	3,426	[1,862]

(注) 1. 従業員数は就業人員であり、嘱託、契約社員、アルバイト(パートタイマーを除く)を含み、使用人兼務役員を含んでおりません。

また、パートタイマー等の臨時従業員数は、年間の平均人員を[ ]外数で記載しております。

### (2) 提出会社の状況

(2025年3月31日現在)

従業員数(人)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(円)
1,614 [112]	50.3	11.5	5,457,882

セグメントの名称	従業員数(人)	
自動車運送	1,436	[6]
不動産	6	[-]
レジャーサービス	3	[42]
旅行貸切	18	[-]
報告セグメント計	1,463	[48]
その他	59	[64]
全社(共通)	92	[-]
合計	1,614	[112]

(注) 1. 従業員数は就業人員であり、嘱託、契約社員、アルバイト(パートタイマーを除く)を含み、使用人兼務役員、関係会社への出向者を含んでおりません。

また、パートタイマー等の臨時従業員数は、年間の平均人員を[ ]外数で記載しております。

2. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。

### (3) 労働組合の状況

提出会社の神姫バス労働組合は、1946年2月結成され、日本私鉄労働組合総連合会に加盟しており、2025年3月31日現在組合員数は、1,381人(出向中の者を含む)であります。

また、連結子会社においては、神姫観光株式会社他4社が個別に労働組合を結成しております。

なお、労使関係は安定しております。

(4) 管理職に占める女性労働者の割合、男性労働者の育児休業取得率及び労働者の男女の賃金の差異  
 提出会社

当事業年度				
管理職に占める女性労働者の割合(%)	男性労働者の育児休業取得率(%)	労働者の男女の賃金の差異(%)		
		全労働者	正規雇用労働者	パート・有期労働者
4.5	62.5	44.2	70.3	68.3

連結子会社

当事業年度					
名称	管理職に占める女性労働者の割合(%)	男性労働者の育児休業取得率(%)	労働者の男女の賃金の差異(%)		
			全労働者	正規雇用労働者	パート・有期労働者
神姫フードサービス株式会社	6.3	100.0	42.2	77.5	94.5
神姫商工株式会社	0.0	0.0	67.1	87.7	96.6
神姫トラストホープ株式会社	7.7	-	61.4	79.0	59.8
株式会社ウイング神姫	8.3	-	56.2	70.1	38.9
神姫観光株式会社	8.3	100.0	52.2	67.7	81.0
神姫バス不動産株式会社	16.7	0.0	44.0	88.2	58.8
しんきエンジェルハート株式会社	66.7	-	106.4	116.4	256.8

- (注) 1. 管理職に占める女性労働者の割合及び労働者の男女の賃金の差異につきましては、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(平成27年法律第64号)の規定に基づき算出したものであります。
2. 管理職に占める女性労働者の割合につきましては、出向者を含んでおりません。
3. 男性労働者の育児休業取得率につきましては、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」(平成3年法律第76号)の規定に基づき、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則」(平成3年労働省令第25号)第71条の6第1号における育児休業等の取得割合を算出したものであります。なお、男性労働者の育児休業の対象者がいない場合は、「-」で表記しております。
4. 労働者の男女の賃金の差異 = 女性の平均年間賃金 ÷ 男性の平均年間賃金 × 100 (%) として計算しております。また、平均年間賃金は総賃金 ÷ 人員数として計算しております。
5. 男性労働者の育児休業取得率及び労働者の男女の賃金の差異につきましては、出向者を含んでおります。
6. 労働者の賃金は、性別に関係なく、同一の基準を適用しております。
7. 労働者の男女の賃金の差異は、短時間労働者、育児休業取得者、育児短時間勤務利用者などにおける女性労働者への偏りがあり、また男性の平均勤続年数が長いこと、男性の管理職比率が高いことなどによるものであります。
8. その他の連結子会社は、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(平成27年法律第64号)及び「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」(平成3年法律第76号)の規定による公表義務の対象ではないため、記載を省略しております。

## 第2【事業の状況】

### 1【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

当社グループの経営方針、経営環境及び対処すべき課題等は、以下のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであります。

#### (1) 経営方針

当社グループは、「地域共栄 未来創成」の企業理念のもと、以下のビジョン及び行動指針に則り、輸送サービスを中心として地域の発展とともに企業価値を向上させていくことを基本方針としております。



#### (2) 経営戦略等

当社グループは「グループ構想2030」で掲げる『まちづくり・地域づくり企業』への進化を目指し、2025年4月から2028年3月を対象とする「中期経営計画（2025-2027）」を策定いたしました。「グループ構想2030」の実現に向け中間期となる本中期経営計画では、「既存事業の強化」を図るとともに、「成長事業の開拓・拡大」に取り組む、いわゆる両利きの経営を推進します。また、運転士の確保を最優先課題と捉え、人的資本経営にも重点的に取り組んでまいります。

##### 1．グループ構想2030（2030年のあるべき姿）

地域に不可欠、なくてはならない「まちづくり・地域づくり企業」へ進化する

～人々の移動を促す。交流人口を増やす。ライフプラットフォームを構築して、人々の生活を支援する。～

##### 2．中期経営計画(2025-2027)

###### <基本方針>

「持続的成長を支える既存事業の強化と成長事業の開拓・拡大」

###### <重点戦略>

###### 既存事業の強化

- ・路線バスを軸とした地域に最適な交通体系の構築
- ・ライフプラットフォームによるワンストップサービスの提供
- ・不動産賃貸業による安定収益の確保（優良物件への投資、既存資産の入れ替え）

###### 成長事業の開拓・拡大

- ・不動産開発事業に参入し、仕入 開発 販売を行うフロー型ビジネスを開始
  - ・インバウンドを含む旅行需要の取り込み
  - ・M&Aも活用した周辺事業・新規分野への投資
- 人的資本経営の推進
- ・働きやすさと働きがいを高めるための積極的な人的投資を実行
  - ・社員一人ひとりの自己実現に寄り添いながら、人材の採用・成長・定着を促進し、人的投資が企業価値向上に繋がるサイクルを構築

### (3) 優先的に対処すべき課題と具体的施策

#### <自動車運送業>

「安全は全てに優先する」という基本理念のもと、基幹事業として地域からの信頼の源泉となり、当社グループの持続的成長を支える。地域の足を支え、移動をベースに地域を活性化させる。

#### ○安全戦略

～運行管理の高度化「神姫バス安全管理2.0ソフト&ハードのアップグレード」～

- ・運輸安全マネジメントの推進
- ・運行管理、指導教育体系の見直し・再構築
- ・運行管理のデジタル化
- ・運転士高齢化対策（乗務基準、健康管理、研修体系の再検証）

#### ○エリア戦略

～エリア拡充と地域に最適な交通体系構築～

- ・神戸・大阪エリア  
観光路線（シティーループ、ポートループ）の活性化、神戸空港・神戸アリーナ線の需要獲得、神戸・大阪中心部への路線の開拓・増強
- ・基盤エリア（姫路・明石・三田）  
需要に応じた路線再編、効果的ダイヤ編成による生産性向上、行政連携強化
- ・中山間地エリア  
地域の特性に応じた持続的な交通体系の構築、新たなキャッシュポイント創出
- ・高速バス  
収益路線の増強、インバウンド需要の獲得

#### ○営業戦略

～ICTを活用した顧客サービスの向上、増客施策の推進～

- ・新ICカードサービスの導入、キャッシュレス環境の整備
- ・インバウンド対応、新たな運賃サービスの導入

#### <不動産業>

自動車運送業と並ぶ第二の柱へ成長させるため、重点的に投資を実行する。既存事業の着実な成長に加え、不動産開発など収益力の高いフロー型ビジネスへの投資配分を高め、資本収益性を向上させる。

#### ○既存事業の強化

- ・賃貸事業  
グループ全体の利益水準を長期的に安定させることを目的とし、投資基準に適合する優良物件へ積極的に投資を行う
- ・住宅事業  
注文住宅の品質を活かした建売住宅の販売拡大、環境負荷の少ない省エネルギー住宅の普及
- ・建設事業  
大規模案件に対応できる組織体制の構築（専門人材の獲得、パートナー企業との協業）、事業規模拡大に向けたM&Aの推進

#### ○新たな領域の開拓・拡大

不動産開発事業へ重点的に投資し、新たな収益の柱へ拡大させる

#### <旅行貸切業>

乗務員確保により堅調な貸切バス需要を取り込む一方、インバウンドバストリップで高い満足度獲得と集客シェア拡大を図る。「唯一無二の上質なサービス」である真結ブランド事業については、関西から瀬戸内、また東京発着企画へチャレンジし、当社ブランドの拡散に努める。

#### ○インバウンド

- ・世界に誇る日本の観光地と都市圏をつなぐ独自性のあるバストリップを企画（首都圏～西日本）
- ・専用車両「YUI PRIMA OLIVIA」で周遊する瀬戸内のローカルで上質な旅行サービスを展開

#### ○サービス

- ・安全を最優先とし、安心で快適な旅を提供
- ・運転士・バスガイド・アテンダントの人材確保、車内サービスのブラッシュアップ

#### ○組織戦略

- ・多国籍な人材の受入による効果的なマーケティング・販売
- ・営業拠点の再編、京都・東京への拠点拡充

### (4) 数値目標

	2024年度実績	2027年度計画
連結売上高（百万円）	52,954	59,000
連結営業利益（百万円）	3,474	3,700
連結経常利益（百万円）	3,729	3,800
親会社株主に帰属する 当期純利益（百万円）	2,471	2,570
売上高経常利益率	7.0%	6.4%

(5) 設備投資計画

戦略的投資（億円）	180	成長投資150億円（不動産関連、新規事業、M & A、他） 基盤強化30億円（新本社オフィスビル、環境対応）
維持・更新投資（億円）	70	車両更新、既存物件の設備更新
合計	250	

## 2【サステナビリティに関する考え方及び取組】

当社グループのサステナビリティに関する考え方及び取組みは、次の通りであります。

なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであります。

### (1) サステナビリティ全般に関するガバナンス及びリスク管理

#### 基本方針

神姫バスグループは企業理念に基づき、事業を通じて社会との共通価値を創り、「人と環境にやさしい社会」の実現に向けて取り組んでまいります。

#### ガバナンス及びリスク管理

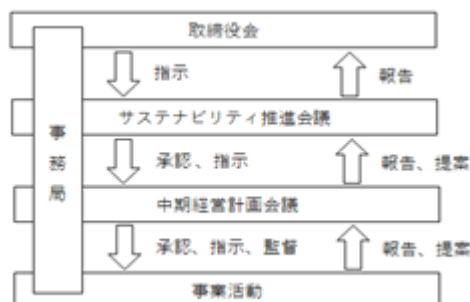
当社グループは企業理念「地域共栄 未来創成」に基づき、事業を通じて社会との共通価値を創り、「人と環境にやさしい社会」の実現を目指しており、「気候関連財務情報開示タスクフォース（TCFD：Task Force on Climate-related Financial Disclosures）」の枠組みに基づき取り組んでおります。

サステナビリティに関する取り組みを推進するガバナンス体制として、中期経営計画会議及びサステナビリティ推進会議を活用いたします。中期経営計画会議は当社社長、専務、経営企画部長、各部門長及びグループ会社役員で構成され、各部門、グループ各社において特定したサステナビリティに関するリスクや機会、それらの評価（発生可能性や規模、経営への影響度等）を踏まえて策定された中期経営計画を承認し、サステナビリティ推進会議に対し、マテリアリティとして提案及び進捗報告を行います。サステナビリティ推進会議は当該提案を受け、当該マテリアリティの特定、対応方針や目標の決定、中期経営計画の進捗管理を行い、必要に応じて審議結果を取締役に報告いたします。また、サステナビリティ推進会議は原則毎月開催される当社常勤役員会の場に合わせて必要に応じて開催され、事業部組織と協議内容を共有し、当社グループ全体でサステナビリティに取り組む体制を構築しております。

事務局は当社総務部内に設置し、各会議の運営補佐及び議事録作成等の役割を担います。

	取締役会	サステナビリティ推進会議	中期経営計画会議
メンバー構成	全役員	常勤役員 (議長：社長)	社長・専務・経営企画部長 各部門長・グループ各社役員 (議長：社長)
機能・役割	指示	・マテリアリティの特定、進捗管理 ・中期経営計画会議のモニタリング ・取締役会への報告	・サステナビリティ関連のリスク、機会の特定評価、対応方針・実行計画・目標の決定 ・上記を踏まえたマテリアリティの特定 ・事業活動の進捗管理 ・サステナビリティ推進会議への報告・提案
開催頻度	毎月	毎月の常勤役員会開催に合わせ、 必要の都度議案上程	半期ごと

#### フロー図








#### マテリアリティ特定のステップ

課題の抽出	各部門、グループ各社がそれぞれの事業におけるサステナビリティに関する課題を抽出します。
実行計画の策定	各部門、グループ各社が事業活動を通じて、それぞれの課題に対応するための実行計画（中期経営計画）を策定します。
マテリアリティの抽出	各部門・グループ各社の課題うち、特に重要と位置付けられる項目を当社グループのマテリアリティとして抽出します。
マテリアリティの特定・報告	特定したマテリアリティをサステナビリティ推進会議で協議・特定し、取締役会へ報告します。

重要なサステナビリティ項目（マテリアリティ）

上記、ガバナンス及びリスク管理を通して識別された当社グループにおける重要なサステナビリティ項目（マテリアリティ）は以下の通りであります。

マテリアリティ	方針	貢献するSDG s
安全・安心なサービスの提供	安全はすべてに優先することを念頭に、運輸安全マネジメントの推進、また自然災害発生時の事業継続計画の策定や見直しなどに取り組む。	
地球環境の保全	事業活動を通じて排出されるCO2を削減するため、環境負荷の少ない車両や建物、設備の導入などをはじめ、環境課題の解決に取り組む。	
地域との結びつき強化	地域に根ざす企業グループとして、地域の利便性向上や魅力創出に向けた事業展開を通じて、地域の活性化に取り組む。	
人権の尊重と人材の確保・育成	従業員が生き生きと働くことができる企業を目指し、人材の採用や育成に注力するとともに、ライフスタイルに合わせた多様な働き方ができる社内環境整備に取り組む。	
ガバナンスの充実	企業の持続的な成長や企業価値向上に向け、コンプライアンス順守や取締役会の多様性の確保など、コーポレート・ガバナンスの充実に取り組む。	

マテリアリティに対する取組み、指標及び目標

マテリアリティに対する取組み、指標及び目標については、以下の通りであります。

マテリアリティ	取組み、KPI	目標値
安全・安心なサービスの提供	死亡事故・重大事故件数	0件（2025年度）
	事業継続計画（BCP）の策定、更新、教育	-
地球環境の保全	当社グループのCO2排出量（Scope 1、2）	2015年度比10%削減（2030年度）
	環境負荷の少ないバス車両（EV、FCV等）の導入	40両（2030年度）
	本社およびバス営業所LED化率	100%（2027年度）（注）2
	住宅事業におけるZEH導入率	30%（2027年度）
	3Dプリンター住宅の導入	-
地域との結びつき強化	行政や地域関係者との連携強化 地域ならではの体験・旅企画の造成 地域活性化に向けた観光拠点開発	-
ガバナンスの充実	独立社外取締役比率	1/3以上（注）2
	女性取締役人数	1人以上（注）2
	重大な法令違反行為	0件

（注）1．人権の尊重と人材の確保・育成に関する指標及び目標は、「（3）人的資本についての取組み」に記載しております。

（注）2．当社単独の指標であります。

（2）地球環境の保全

気候変動対応として、脱炭素に向けた取組みに努めます。気候変動に関する主なリスクと機会については、当社グループの基幹事業かつCO2排出量の大半を占める一般旅客自動車運送事業（乗合バス事業）において、国際エネルギー機関（IEA：International Energy Agency）及び気候変動に関する政府間パネル（IPCC：Intergovernmental Panel on Climate Change）が示す2と4のシナリオに基づき、検討いたしました。その結果、以下の移行リスク（低炭素経済への移行に関するリスク）及び物理リスク（気候変動による物理的変化に関するリスク）を特定し、リスク、機会及び戦略を分析しております。

移行リスク 「EV・FCVなどカーボンゼロ車両（以下「EV等」）への代替」



リスク	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国の規制強化や社会の強い要請により、EV等へ代替できなければ事業継続が困難となる。</li> <li>・EV充電設備等の設置及び維持管理コストが発生する。</li> </ul>
機会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・普及促進するための国の政策・補助金制度の拡充により導入しやすくなる。</li> <li>・EV等は、ディーゼル車と比べて、ランニングコストが減少する。</li> <li>・EV等の普及による低価格化が進む。</li> <li>・耐用年数の延長により車両コストが低下する。</li> </ul>
戦略	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各メーカーにおける開発・生産の状況や運用データなど、EV等に関する情報収集を行い、導入を積極的に推進する。</li> <li>・エネルギーコストの低減と効率的な運行を実現させるための最適なエネルギーマネジメントシステムを構築する。</li> </ul>

移行リスク 「環境意識の変化」	
リスク	<ul style="list-style-type: none"> <li>・環境対策を推進していなければ、利用者の環境意識の向上により利用されなくなる。（売上高減少）</li> <li>・EV自家用車の普及率によってはバスの環境優位性がなくなり利用者が減少する。（売上高減少）</li> <li>・企業の取り組みとしてテレワークが拡大し、通勤利用者が減少する。（売上高減少）</li> </ul>
機会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・環境意識の向上により、自家用車より輸送量単位のCO<sub>2</sub>排出量が少ないバスへのシフトが進み、売上が増加する。</li> <li>・企業に対してバス移動を推奨することは、従業員の出張や通勤におけるCO<sub>2</sub>排出量の削減につながるため、売上が増加する。</li> <li>・電力費用の高騰に伴い、EV自家用車からバスへのシフトにより売上が増加する。</li> </ul>
戦略	<ul style="list-style-type: none"> <li>・EV等の導入推進だけでなく、現行車両でも使用できる新燃料も合わせて活用する。</li> <li>・環境に優しい交通手段として訴求する広報活動を推進する。</li> <li>・企業の通勤ニーズを調査し、バスへのシフトを提案する。</li> </ul>

移行リスク 「エネルギーコスト」	
リスク	<ul style="list-style-type: none"> <li>・再エネ電力の逼迫により電力価格が高騰し、利益が減少する。</li> <li>・EVの充電は、夜間帯に集中するため、電力調達コストが増加する。</li> <li>・FCVの燃料である水素の価格が軽油と比較して割高となっている。</li> <li>・現時点での新燃料（バイオ燃料・合成燃料）の製造コストは軽油と比較して相当高くなっている。</li> </ul>
機会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・化石燃料の需要減少による原油価格が低下することで、利益が増加する。</li> </ul>
戦略	<ul style="list-style-type: none"> <li>・省エネ設備の導入や節電活動等により、調達電力量の削減に努める。</li> <li>・車両の効率的な運用により、エネルギー使用量を削減する。</li> </ul>

物理リスク 「気候変動による影響」	
リスク	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 降雨、気象の変化（強雨等）を原因とする営業所、道路等の浸水によって、事業停止（バスの運休等）や施設損壊が発生し、売上及び利益が減少する。</li> <li>・ 台風の強大化に伴う運休回数増により売上が減少する。</li> <li>・ 猛暑日の増加による外出機会の減少に伴い、移動需要が低下し、売上は減少する。</li> <li>・ 降雨日数の減少に伴い、バス利用者数が減少し、売上が減少する。</li> </ul>
機会	-
戦略	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 利用者と従業員の安全確保を確実にを行うことにより事故リスクを軽減する。</li> <li>・ 気象情報の的確な把握及び自治体等との連携により災害対策に努める。</li> <li>・ BCP対策の徹底により被害を最小限にとどめる。</li> <li>・ 需要に応じた供給体制とすることにより運行の効率化を図る。</li> <li>・ CO2排出の少ない事業の拡大により、バス事業が利益に与える影響を小さくする。</li> </ul>

なお、当連結会計年度における当社グループのCO2排出量の実績は、Scope 1（事業者自らによる直接排出）が53千t-CO2、Scope 2（他社から供給された電気、熱・蒸気の使用に伴う間接排出）が6千t-CO2であります。

当社グループはScope 1の排出量が多い一般旅客自動車運送事業を基幹事業として営んでおりますが、地球環境の保全に向けた施策を推し進め、当社グループとして2030年度にCO2排出量（Scope 1、2）10%削減（2015年度比）を目指します。

(3) 人権の尊重と人材の確保・育成

リスク	<ul style="list-style-type: none"> <li>・対応しなければ、人材の確保が困難となる。</li> <li>・企業イメージが低下する。</li> <li>・事業計画を円滑に推進することが困難となる。</li> </ul>
機会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・パーパス実現に向けた多様な人材、視点を確保する。</li> </ul>
戦略	<p>人材の多様性の確保を含む人材の育成に関する方針</p> <p>グループ構想2030で掲げる「まちづくり・地域づくり企業」を実現するためには、社会や社内の課題を自ら発見し、解決手段を構築できる人材の確保、育成が重要であると考えており、そのための組織風土づくりに努めております。</p> <p>採用面では、組織として視点、発想、ノウハウなど多様性の幅を持たせるため、性別や年齢、国籍などに関わらず積極的に雇用すること、また、グループ内での人材流動活用やOB・OGの有効活用も積極的に行ってまいります。</p> <p>育成面では、役職に応じた階層別の研修のほか、eラーニングや通信教育等によるリスクリングの促進、ビジネスカレッジへの入学、自己啓発書籍の購入補助、社内ベンチャー制度、外部企業との交流制度など、役職や従業員の希望に合わせた教育を受けられる体制を構築しております。</p> <p>社内環境整備に関する方針</p> <p>個々の従業員が自身のライフスタイルに合わせて働き、活躍できるよう、勤務形態や各種休暇制度など社内環境整備に努めております。</p> <p>また、従業員の健康増進に向けて健康経営にも注力しており、保健師による保健指導や相談窓口対応の実施、乗務員を対象にしたSAS（睡眠時無呼吸症候群）検査・脳ドック・心疾患検査のほか人間ドックやがん検診等への補助制度も構築しております。</p> <p>さらに、従業員エンゲージメントサーベイを実施し、社内の制度や上司・部下のコミュニケーション不足の解消等による働きがいの促進に努めております。</p>

また、当社グループでは、上記において記載した、人材の確保を含む人材の育成に関する方針及び社内環境整備に関する方針について、次の指標を用いております。当該指標に関する目標及び実績は、次の通りであります。

指標	目標	目標年度	実績 (当連結会計年度)
女性管理職比率	10.0%	2025年度	9.7%
女性管理職数(注)1、2	10名	2025年度	5名
女性運転士数(注)1、2	50名	2025年度	37名
労働者の男女の賃金の差異(正規雇用労働者)	70.0%	2025年度	65.6%
男性労働者の育児休業取得率	30.0%	2025年度	56.0%
有給休暇取得率(注)1、2	85.0%	2025年度	84.6%
喫煙者率(注)2	25%	2025年度	28.5%
社内保健師による保健指導受診率100%維持(注)3	100%	-	100%

(注)1. 当社単独の指標であります。

2. 出向者を含み、出向受入者を除いております。

3. 当社及び一部の当社子会社(株式会社ウイング神姫(運転士職)、神姫ゾーンバス(運転士職)、神姫観光株式会社(運転士職))を対象会社とする指標であります。

### 3【事業等のリスク】

有価証券報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、経営者が連結会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を与える可能性があるとして認識している主要なリスクは、以下の通りであります。

なお、文中の将来に関する事項は、有価証券報告書提出日現在において当社グループが判断したものであります。

#### (1) 自動車運送業に係る補助金

自動車運送業においては、不採算路線であっても補助金制度を活用しながら社会的要請の高い路線運行を守っております。将来、補助金制度の廃止や一部削減が行われた場合、路線廃止等による事業規模の縮小、それによる地域社会の信用低下及び業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

#### (2) 原油相場の動向

バスの動力源として、原油に大きく依存しており、その価格の動向は業績に影響を及ぼします。今後、EVバスへの移行がなされたとしても、電力価格は原油相場に依拠するところが多く、変わらず業績へ影響を及ぼすと考えます。購入単価が1円変動した場合、営業利益に与える影響は年間約200万円と試算しております。

#### (3) 自動車運送業に係る重大事故

自動車運送業の特性上、重大事故の可能性は常にあります。死亡・重大事故が発生すれば、賠償費用はもとより、行政処分により新たな事業計画が抑制される可能性があり、また社会的信用の失墜により、当社グループの運送業以外の事業へも影響を及ぼす可能性があり、規模によっては経営基盤を揺るがす可能性もあります。

運輸安全マネジメント制度の導入により、「輸送の安全の確保」が義務付けとなっておりますが、当社グループとしまして「安全は全てに優先する」という基本理念の下、3悪（飲酒運転・無免許運転・無車検運行）の撲滅、死亡事故・重大事故ゼロ、横断歩道上の事故ゼロ、自転車との事故ゼロ、交通事故件数の減少の5項目を目標に掲げ、トップから現場まで一丸となった安全管理体制（安全風土、安全文化）の構築に努めております。また、車両欠陥事故を絶対に起こさないよう、グループ内整備で法令に基づく点検・整備を徹底しており、加えて自社独自の追加整備など整備管理に細心の注意を払っております。

#### (4) 労働力の確保

当社グループが求める人材・労働力の確保、育成が計画通りに進捗しない場合は、事業計画の停滞が発生し、ひいては当社グループの経営成績及び財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。

当社グループでは、乗務員確保のための柔軟な働き方の創設やバス運転体験会・バス運転士仕事体験会の実施のほか、イメージアップポスターの掲示、採用サイト・SNS活用による採用活動をしております。また通信教育や階層別研修等により社内の人材育成に努めております。

#### (5) 主要取引

不動産における主要賃貸物件や、自動車運送業における特定契約輸送等、特定の取引先との取引の消滅により業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

また、レジャーサービス業等においては一部フランチャイズ契約によっておりますので、提供される商品やサービスに重大な欠陥等が生じた場合や、本部の経営方針の転換や業績が悪化した場合には、当社グループの経営成績及び事業戦略等に影響を及ぼす可能性があります。

不動産や自動車運送業においては、特定の取引先と友好な関係を築きつつ、事業拡大を進め取引先を増やし、リスクを分散させることに努めてまいります。また、レジャーサービス業においては、提供される商品やサービス等についてはフランチャイザーと十分に協議を進めながら重大な欠陥が生じないように注意を払っております。

#### (6) 伝染病等

新型コロナウイルス感染症の拡大では、緊急事態宣言が発出され、休校や休業など外出自粛要請がなされました。この様な対処法が確立していない、もしくは感染力が強い伝染病が流行した場合、人の移動が収益へと繋がる自動車運送業、旅行貸切業、レジャーサービス業等においては収益性の低下を招き、業績及び資金繰りに悪影響を及ぼす可能性があります。

当社グループでは、このような事態においても公共交通事業者としての責務を果たすため、利用者の動向を見極めながら柔軟なダイヤ編成を行うとともに、固定費のさらなる削減、不採算事業の整理等の効率化に努めております。

#### (7) 自然災害、異常気象

台風や地震等の自然災害が発生した場合、保有資産の毀損や道路環境の変化による迂回運行など自動車運送業等の費用が増大し、業績に影響を及ぼします。また、冷夏暖冬、長雨、大雪などでは、旅行貸切業、レジャーサービス業等の収益性の低下を招き、業績に影響を及ぼす可能性があります。

当社グループでは、事業継続計画や災害対応マニュアルを策定し、有事の際には車両等資産の保全・バス運行復旧に向けた行動計画等マニュアルに則り、いち早い復旧に努め被害を最小限に抑える努力をしております。

#### (8) 法令順守・不正行為

当社グループが展開する主要な事業は、道路運送法に基づく一般乗合旅客自動車運送業及び一般貸切旅客自動車運送業で国土交通大臣の許可を得て営業を行っております。また、その他の各事業も様々な法令・規則等による規制を受けており、これらの規制に違反した場合、又は規制に重大な変更があった場合、当社グループの事業活動が制限されるほか、法令・規制等を遵守する費用が発生する等、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

当社グループでは、ガバナンス強化、各種法令及び社会的規範を順守するため、コンプライアンス推進会議を設置し、グループ全社の不正防止と法令順守、企業倫理の醸成に努めております。コンプライアンス推進会議では内部監査を実施し、コンプライアンス活動の調査・ヒアリングを行っております。また、社内及び社外に「内部公益通報に関する規程」に基づく通報相談窓口を設置し、法令違反等の未然防止とコンプライアンス体制の充実に努めております。

#### (9) 保有資産の減損

保有資産においては「棚卸資産の評価に関する会計基準」、「固定資産の減損に係る会計基準」等を適用しており、資産の回収可能額が帳簿価額を下回った場合等、当社グループの経営成績及び財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。

当社グループでは、収益性の低下等により投資額の回収が見込めないことにより減損処理が必要となる場合には、減損損失を計上するとともに、追加損失の計上が無いように収支改善策に取り組んでおります。

#### (10) 退職給付債務

従業員の退職給付費用及び債務は、割引率等数値計算上で設定される前提条件や年金資産、退職給付信託の期待運用収益率に基づいて予測計算されております。運用実績や金利変動、想定外の従業員の変動により実際の結果が変更された場合、その影響は累積され、将来にわたって定期的に認識されるため、将来期間において認識される費用に影響を与えます。今後の資産運用環境や金利動向次第では、業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

#### (11) 個人情報情報の漏洩

自動車運送業、レジャーサービス業及び旅行貸切業等では、大量の顧客情報を保有しておりますが、個人情報情報の流出等が発生した場合、顧客離れや企業イメージの失墜、更には多額の損害賠償請求による財務的リスクを負うなど、その後の事業展開、経営成績に多大な影響を及ぼす可能性があります。

当社グループでは、内部からの情報漏洩に対しUSBメモリ等の記憶媒体システムの使用を制限し、さらにパソコン上の操作履歴も記録する等対策をとっております。また、外部からの不正アクセスに対してはファイヤーウォール等の防御対策をとっております。

#### (12) 食品の安全性

当社グループは、お客様に安全・安心な食品を提供するため、衛生管理や品質管理を徹底し、トレーサビリティの強化にも注力しております。しかしながら、そうした取り組みの範囲を超えた事象が発生した場合、関連商品の消費の縮小や安全性確保のための費用により、当社グループの業績及び財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。

#### 4【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

##### (1) 経営成績等の状況の概要

当連結会計年度における当社グループ（当社、連結子会社及び持分法適用会社）の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー（以下「経営成績等」という。）の状況の概要は次の通りであります。

##### 財政状態及び経営成績の状況

当連結会計年度のが国経済は、雇用・所得環境の改善による個人消費の持ち直しや、インバウンド需要の増加により景気は緩やかな回復基調となりましたが、米国の通商政策の影響が懸念されるなど先行きは依然として不透明な状況が続いております。

このような状況の中、当社グループにおいては、当期が最終年度となる中期経営計画に定める基本方針「利益水準の回復と事業構造改革」に基づき、自動車運送業では神戸、大阪エリアにおける路線拡大、不動産業では優良な収益物件の取得による安定収益の確保、レジャーサービス業では淡路島に「AWAJI EARTH MUSEUM」をオープン、旅行貸切業では個人旅行需要を確実に取込むための施策などを実施しました。

この結果、当連結会計年度の財政状態及び経営成績は以下の通りとなりました。

##### a. 財政状態

当連結会計年度末の総資産は、前連結会計年度末に比べ4,003百万円増加し、67,073百万円となりました。増減の主なものは、有形固定資産の増加2,510百万円、受取手形、売掛金及び契約資産の増加698百万円、投資その他の資産の増加586百万円などであります。

負債は、前連結会計年度末に比べ1,931百万円増加し、17,610百万円となりました。増減の主なものは、借入金の増加1,028百万円、未払金の増加198百万円などであります。

純資産は、親会社株主に帰属する当期純利益の計上などによる利益剰余金の増加2,155百万円などにより前連結会計年度末に比べ2,071百万円増加の49,463百万円となり、自己資本比率は73.7%となりました。

##### b. 経営成績

当連結会計年度の売上高は前期比3,473百万円(7.0%)増の52,954百万円、営業利益は前期比329百万円(10.5%)増の3,474百万円、経常利益は前期比445百万円(13.6%)増の3,729百万円、親会社株主に帰属する当期純利益は前期比220百万円(9.8%)増の2,471百万円となりました。

セグメントの経営成績は次の通りであります。売上高、営業利益はセグメント間の内部売上高又は振替高控除前の金額であります。

##### (自動車運送)

路線バス部門においては、三田～大阪梅田～新大阪線などで増便したことにより利用者数が好調に推移したことに加え、運賃改定が増収に寄与しました。高速バス部門においては、需要の増加に対応して増便した関西空港線などが好調に推移しました。また、発着便の拡大が見込まれる神戸空港と兵庫県内各地（淡路市、洲本市、南あわじ市、神戸三田プレミアム・アウトレット、有馬温泉など）を繋げる神戸空港アクセスバスを拡充しました。車両管理部門においては、企業輸送の新規獲得などにより増収となりました。

以上の結果、売上高は前期比1,363百万円(6.0%)増の24,137百万円、営業利益は前期比425百万円(42.6%)増の1,423百万円となりました。

(車両物販・整備)

車両物販部門においては、車両平均使用年数の長期化による整備機会の増加と部品価格の値上げが影響したことや、4月に発生した雹(ひょう)害による钣金部品の販売が増加したことなどにより増収となりました。整備部門においては、高額修理の増加などにより増収となりました。

以上の結果、売上高は前期比883百万円(9.3%)増の10,392百万円、営業利益は前期比167百万円(23.6%)増の875百万円となりました。

(不動産)

賃貸部門においては、学生向け賃貸マンション「グランネクスス三田駅前」などの賃貸開始により増収となりました。住宅部門においては、注文住宅、分譲住宅及び分譲地の引渡件数が増加したことにより増収となりました。建設部門においては、工場の新築工事などを請け負ったことにより増収となりました。

以上の結果、売上高は前期比797百万円(13.2%)増の6,825百万円となりましたが、償却費の増加などにより営業利益は前期比56百万円(3.8%)減の1,430百万円となりました。

(レジャーサービス)

サービスエリア部門においては、5月に市川サービスエリアのレストラン運営から撤退したことにより減収となりました。飲食部門においては、「まいどおおきに食堂」などが増収に寄与しました。ツタヤFC部門においては、レンタル市場の縮小に伴い売場を圧縮しましたが、物販の売場拡大やネイルサロンなど新たな商材の導入に注力しました。

以上の結果、売上高は前期比52百万円(1.2%)増の4,540百万円となりましたが、ツタヤFC部門においてネイルサロン開設の初期費用を計上したことや、3月に淡路島にオープンした「AWAJI EARTH MUSEUM」の初期費用を計上したことなどにより営業損失は44百万円(前期は営業利益30百万円)となりました。

(旅行貸切)

旅行部門においては、バスツアー、団体旅行が好調だったことに加え、8月に催行したクルーズの集客数が増加したことにより増収となりました。貸切バス部門においては、前期に貸切バス公示運賃が改正されたことに加え、5月に開催された「世界パラ陸上競技選手権大会」の輸送を受注したことなどにより増収となりました。

以上の結果、売上高は前期比749百万円(12.7%)増の6,635百万円となりましたが、4月から開始した瀬戸内周遊ツアーの準備費用などにより営業損失は68百万円(前期は営業利益110百万円)となりました。

(その他)

WEBサービス部門においては、ホームページ作成などの受注が減少し、農業部門においては、八百屋を閉店しましたが、経営受託部門において、既存施設の指定管理料の増額や、西播磨文化会館、こどもの館など新たな施設管理を獲得できたことなどにより増収となりました。

以上の結果、売上高は前期比258百万円(5.7%)増の4,788百万円、営業損失は102百万円(前期は営業損失170百万円)となりました。

キャッシュ・フローの状況

当連結会計年度末における現金及び現金同等物(以下「資金」という)は、前連結会計年度末に比べて27百万円減少し、5,919百万円となりました。

当連結会計年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次の通りであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動によるキャッシュ・フローは、税金等調整前当期純利益3,634百万円、減価償却費2,053百万円、法人税等の支払額1,038百万円などにより4,704百万円の収入(前期は3,664百万円の収入)となりました。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動によるキャッシュ・フローは、有形固定資産の取得による支出4,380百万円、投資有価証券の取得による支出736百万円などにより5,286百万円の支出(前期は6,469百万円の支出)となりました。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動によるキャッシュ・フローは、長期借入れによる収入1,600百万円、長期借入金の返済による支出571百万円、配当金の支払額316百万円、ファイナンス・リース債務の返済による支出157百万円などにより554百万円の収入(前期は1,230百万円の支出)となりました。

なお、当連結会計年度におけるフリー・キャッシュ・フロー(営業活動におけるキャッシュ・フローと投資活動におけるキャッシュ・フローを合算したもの)は581百万円のマイナスとなりました。

生産、受注及び販売の実績

当社グループはサービス業を主体とし、その生産・販売品目は広範囲かつ多種多様であるため、生産実績・受注状況に代えて各セグメントの大半を占める提出会社及び特定の子会社の状況をb.その他の実績として記載するとともに、「(1)経営成績等の状況の概要」における各セグメント業績に関連付けて示しております。

a. 販売実績

当連結会計年度における販売実績をセグメントごとに示すと、次の通りであります。

セグメントの名称	金額(百万円)	前年同期比(%)
自動車運送	23,924	106.1
車両物販・整備	7,626	107.3
不動産	5,627	110.4
レジャーサービス	4,540	101.2
旅行貸切	6,535	113.2
報告セグメント計	48,254	107.2
その他	4,699	105.5
合計	52,954	107.0

(注) 1. セグメント間の取引については消去しております。

2. 総販売実績の100分の10以上の相手先は、前連結会計年度、当連結会計年度ともありません。

b. その他の実績

自動車運送

会社名	事業内容等	単位	当連結会計年度	前年同期比(%)
神姫バス(株)	一般乗合旅客・車両数(注)	両	772	102.9
	同・輸送人員(注)	千人	48,462	102.6

(注) 1. 一般旅客・車両数のうちリース車両は1両(前期は1両)であります。

2. 一般乗合旅客・車両数及び輸送人員のうちには、特定旅客に対するものが57両(前期比98.3%)、1,519千人(前期比101.7%)含まれております。

車両物販・整備

会社名	事業内容等	単位	当連結会計年度	前年同期比(%)
神姫産業(株)	自動車部品・タイヤ仕入高	百万円	5,842	108.6
神姫商工(株)	自動車整備・車検台数	台	5,855	101.7
	自動車販売・販売台数	台	325	99.1



不動産

会社名	事業内容等	単位	当連結会計年度	前年同期比(%)
神姫バス(株)	賃貸料	百万円	2,475	105.7
神姫バス不動産(株)	土地分譲・区画数	区画	31	119.2
	建物販売・戸数	戸	46	109.5
	建設事業・完成工事高	百万円	1,598	130.4

レジャーサービス

会社名	事業内容等	単位	当連結会計年度	前年同期比(%)
神姫バス(株)	ツタヤFC業・有効会員数	人	91,989	91.8
神姫フードサービス(株)	飲食業・仕入高 (売店の物販を含む)	百万円	1,517	101.1

旅行貸切

会社名	事業内容等	単位	当連結会計年度	前年同期比(%)
神姫観光(株)	一般貸切旅客・車両数(注)	両	84	93.3
	同・延実働車両数	両	12,740	84.7
神姫観光(株)及び神姫バス(株)	旅行業・ツアー集客数	人	147,297	111.2

(注)一般貸切旅客・車両数のうちリース車両は12両(前期比200.0%)であります。

(2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容

経営者の視点による当社グループの経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は次の通りであります。なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において判断したものであります。

当連結会計年度の経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容

売上高は、自動車運送業において需要に対応した増便や運賃改定を実施したことに加え、旅行貸切業においてバスツアー、団体旅行が好調であったこと、不動産業において新規物件の賃貸料収入を計上したことに加え、土地・建物の販売や建設工事が好調に推移したことにより、前期に比べ3,473百万円(7.0%)増加し、52,954百万円となりました。

営業利益は、人件費などの増加があったものの、上記の増収により前期に比べ329百万円(10.5%)増加し、3,474百万円となりました。

経常利益は、営業外収益において、受取配当金や助成金の増加により前期に比べ445百万円(13.6%)増加し、3,729百万円となりました。

親会社株主に帰属する当期純利益は、特別損失において本社移転費用などを計上したものの、経常利益の増加に伴い前期に比べ220百万円(9.8%)増加し、2,471百万円となりました。

なお、売上高経常利益率は7.0%(前期比0.4ポイント増)、ROA(総資産経常利益率)は5.7%(前期比0.4ポイント増)となりました。

セグメントごとの分析につきましては、「4 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 (1) 経営成績等の状況の概要 財政状態及び経営成績の状況」に記載の通りであります。

中期経営計画3カ年の最終年度である2025年3月期の達成・進捗状況は以下の通りであります。

(単位:百万円)

	2025年3月期 目標	2025年3月期 実績	2025年3月期 目標比
連結売上高	48,000	52,954	4,954 (+10.3%)
連結営業利益	2,400	3,474	1,074 (+44.8%)
連結経常利益	2,500	3,729	1,229 (+49.2%)
親会社株主に帰属する 当期純利益	1,700	2,471	771 (+45.4%)
売上高経常利益率	5.2%	7.0%	+1.8ポイント

2022年度より始めました中期経営計画においては、コロナ前の売上・利益水準に回復させるとともに、まちづくり・地域づくり企業へ進化するため、地域に適した交通体系への転換や、成長投資による事業拡大、グループ会社の再編等の事業構造改革を進めてまいりました。

最終年度となりました当連結会計年度の達成状況は、コロナ禍で減少した路線バスや高速バス・旅行需要の回復、運賃改定の効果、投資の抑制による減価償却費の減少により、目標値に対し売上高は4,954百万円(10.3%)増の52,954百万円、営業利益は1,074百万円(44.8%)増の3,474百万円、経常利益は1,229百万円(49.2%)増の3,729百万円、親会社株主に帰属する当期純利益は771百万円(45.4%)増の2,471百万円となりました。それに伴い、売上高経常利益率は目標比1.8ポイントの増加となりました。

当社グループでは、2030年のあるべき姿を描いた「グループ構想2030」に基づき、2025年度から2027年度を対象とする中期経営計画を策定いたしました。詳しくは「1 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等 (2) 経営戦略等 2. 中期経営計画(2025-2027)」に記載しております。

キャッシュ・フローの状況の分析・検討内容並びに資本の財源及び資金の流動性に係る情報

当連結会計年度末の各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因につきましては、「4 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 (1) 経営成績等の状況の概要 キャッシュ・フローの状況」に記載しております。

資本の財源及び資金の流動性につきましては、当社グループの運転資金及び設備資金を内部資金又は金融機関からの借入により資金調達することとしています。短期運転資金は自己資金及び金融機関からの短期借入金を基本としており、設備投資や長期運転資金につきましては、自己資金及び金融機関からの長期借入金での調達を基本としております。また、当社グループではキャッシュ・マネジメントシステム(CMS)を導入し、グループ内資金を集中管理することにより資金効率向上及び有利子負債の圧縮に努めております。なお、当連結会計年度末における借入金及びリース債務を含む有利子負債の残高は3,560百万円となり、前連結会計年度に比べ1,226百万円増加しております。

重要な会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

連結財務諸表の作成に当たって用いた会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定のうち、重要なものについては、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等(1) 連結財務諸表 注記事項(重要な会計上の見積り)」に記載の通りであります。

## 5【重要な契約等】

該当事項はありません。

## 6【研究開発活動】

研究開発活動は行っておりません。

### 第3【設備の状況】

#### 1【設備投資等の概要】

当社グループ（当社及び連結子会社）では「経営資源の効率的な配分」を基本方針とし、自動車運送業、不動産業を中心に全体で4,965百万円（前年同期比71.6%）の設備投資（無形固定資産を含む）を実施いたしました。当連結会計年度の設備投資の内訳は、次の通りであります。

（単位：百万円）

セグメントの名称	当連結会計年度
自動車運送	1,431
不動産	1,872
上記以外の報告セグメント	710
報告セグメント計	4,014
その他	9
消去又は全社	941
合計	4,965

自動車運送業におきましては、輸送力強化や旅客の利便性向上を図るため、乗合バス34両の車両更新を行いました。不動産業におきましては、賃貸用不動産を取得いたしました。

なお、所要資金は、自己資金及び借入金によっております。

#### 2【主要な設備の状況】

当社グループ（当社及び連結子会社）における主要な設備は、以下の通りであります。

##### (1) 提出会社

（2025年3月31日現在）

事業所名 （所在地）	セグメントの 名称	設備の内容	帳簿価額（百万円）							従業員数 （人）
			建物及 び構築 物	車両 運搬具	土地		リース 資産	その他	合計	
					面積 （千㎡）					
姫路営業所 他 17営業所 （兵庫県姫路市他）	自動車運送	車庫・営業所	2,004	1,786	137	7,752	9	189	11,742	1,349 [4]
常温一括加古川センター （兵庫県加古川市）	不動産	物流施設 （賃貸設備）	368	-	16	728	-	41	1,138	6
ベルアールビル （大阪市西区）	不動産	賃貸マンション他 （賃貸設備）	551	-	0	740	-	0	1,292	
姫路ターミナルスクエア （兵庫県姫路市）	不動産	オフィスビル （賃貸設備）	1,565	-	2	261	-	0	1,826	
加古川商業施設 （兵庫県加古川市）	不動産	住宅展示場他 （賃貸設備）	112	-	18	1,066	-	-	1,179	
ココファン姫路 （兵庫県姫路市）	不動産	サービス付高齢者 住宅（賃貸設備）	864	-	1	169	-	12	1,045	
グランネクスス三田 （兵庫県三田市）	不動産	賃貸マンション （賃貸設備）	1,407	-	2	655	-	-	2,063	
グランネクスス松山 （愛媛県松山市）	不動産	賃貸マンション （賃貸設備）	1,115	-	0	311	-	-	1,426	
加古川市水足用地 （兵庫県加古川市）	不動産	賃貸用土地 （賃貸設備）	0	-	31	1,152	-	-	1,152	
国分寺東用地 （兵庫県姫路市）	不動産	賃貸用土地 （賃貸設備）	8	-	15	1,277	-	-	1,286	
その他各賃貸施設 （兵庫県三田市他）	不動産	ホームセンター他 （賃貸設備）	2,932	-	504	8,987	-	50	11,969	
AWAJI EARTH MUSEUM他 （兵庫県淡路市他）	レジャー サービス	レジャー施設他	360	1	8	28	-	46	435	3 [51]
本社施設他 （兵庫県姫路市他）	その他	その他設備	175	2	42	342	2	20	542	256 [57]

(2) 国内子会社

(2025年3月31日現在)

会社名 (所在地)	セグメントの 名称	設備の内容	帳簿価額(百万円)						従業員数 (人)	
			建物及 び構築 物	車両 運搬具	土地		リース 資産	その他		合計
					面積 (千㎡)					
神姫観光株 (兵庫県姫路市他)	旅行貸切	貸切バス	6	73	-	-	508	4	592	308 [42]
神姫運送株 (兵庫県姫路市他)	自動車運送	車庫・営業所	38	17	11	632	24	14	727	99 [0]
立花神姫タクシー株 (兵庫県尼崎市)	自動車運送	車庫・営業所	9	6	0	121	-	1	138	60 [5]
神姫産業株 (神戸市兵庫区)	車両物販・整備	営業所・店舗	415	14	8	632	-	7	1,069	136 [9]
神姫商工株 (兵庫県姫路市)	車両物販・整備	整備工場・店舗	26	16	1	6	-	122	171	164 [0]
神姫トラストホープ株 (兵庫県姫路市)	自動車運送 その他	車庫・営業所	88	12	11	747	10	45	903	198 [835]
神姫バス不動産株 (兵庫県姫路市他)	不動産	本社・賃貸土地	115	8	11	530	-	1	655	75 [308]
神姫フードサービス株 (兵庫県姫路市他)	レジャー サービス	飲食店舗	55	0	0	82	-	16	155	71 [477]

(注) 1. 帳簿価額のうち「その他」は、機械装置及び工具器具備品の合計であります。

2. 従業員数の [ ] は、臨時従業員を外書しております。

3 【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設等

会社名	事業所名 (所在地)	セグメントの 名称	設備の内容	投資予定金額		資金調達 方法	着手及び完了予定		完成後の 増加能力
				総額 (百万円)	既支払額 (百万円)		着手	完了	
神姫バス株	兵庫県内 各営業所他	自動車運送	乗合バス 50両	1,493	-	自己資金	2025年 6月	2026年 2月	-

(2) 重要な設備の除却等

重要な設備の除却等の計画はありません。

## 第4【提出会社の状況】

### 1【株式等の状況】

#### (1)【株式の総数等】

##### 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	22,000,000
計	22,000,000

##### 【発行済株式】

種類	事業年度末現在発行数 (株) (2025年3月31日)	提出日現在発行数(株) (2025年6月25日)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	6,172,000	6,172,000	東京証券取引所 スタンダード市場	単元株式数 100株
計	6,172,000	6,172,000	-	-

#### (2)【新株予約権等の状況】

##### 【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

##### 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

##### 【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

#### (3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

#### (4)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
2017年10月1日 (注)	24,688,000	6,172,000	-	3,140	-	2,235

(注) 2017年6月29日開催の第134回定時株主総会決議により、2017年10月1日付で普通株式5株につき1株の割合で株式併合を行い、発行済株式総数は24,688,000株減少し、6,172,000株となっております。

( 5 ) 【所有者別状況】

( 2025年 3月31日現在 )

区分	株式の状況 ( 1単元の株式数100株 )							単元未満株式の状況 ( 株 )	
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他		計
					個人以外	個人			
株主数 ( 人 )	2	16	9	52	12	1	3,067	3,159	-
所有株式数 ( 単元 )	106	8,996	24	10,459	124	1	41,562	61,272	44,800
所有株式数の割合 ( % )	0.17	14.69	0.04	17.07	0.20	0.00	67.83	100	-

( 注 ) 自己株式140,907株は「個人その他」に1,409単元、「単元未満株式の状況」に7株含まれております。

( 6 ) 【大株主の状況】

( 2025年 3月31日現在 )

氏名又は名称	住所	所有株式数 ( 千株 )	発行済株式 ( 自己株式を除く。 ) の総数に対する所有株式数の割合 ( % )
阪神電気鉄道株式会社	大阪府大阪市福島区海老江 1 丁目 1 - 24	590	9.79
株式会社日本カストディ銀行 ( 三井住友信託銀行再信託分・山陽電気鉄道株式会社退職給付信託口 ) ( 注 ) 3	東京都中央区晴海 1 丁目 8 - 12	440	7.29
神姫バス従業員持株会	兵庫県姫路市西駅前町 1	152	2.53
三菱ふそうトラック・バス株式会社	神奈川県川崎市中原区大倉町10番地	95	1.57
株式会社三井住友銀行	東京都千代田区丸の内 1 丁目 1 - 2	71	1.19
兵庫県信用農業協同組合連合会	兵庫県神戸市中央区海岸通 1 丁目	60	1.00
播州信用金庫	兵庫県姫路市南駅前町110番地	60	0.99
姫路信用金庫	兵庫県姫路市十二所前町105番地	60	0.99
グローリー株式会社	兵庫県姫路市下手野 1 丁目 3 - 1	60	0.99
横浜ゴム株式会社	神奈川県平塚市追分 2 - 1	60	0.99
計	-	1,651	27.38

( 注 ) 1 . 所有株式数は、千株未満を切り捨てて表示しております。

2 . 発行済株式 ( 自己株式を除く。 ) の総数に対する所有株式数の割合は、小数点第 3 位以下を切り捨てて表示しております。

3 . 株式会社日本カストディ銀行の所有株式数440千株は、山陽電気鉄道株式会社が同行に委託した退職給付信託の信託財産であり、その議決権行使の指図権は山陽電気鉄道株式会社が留保しております。また、山陽電気鉄道株式会社は上記以外に35千株保有しております。

( 7 ) 【議決権の状況】

【発行済株式】

( 2025年 3月31日現在 )

区分	株式数 (株)	議決権の数 (個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式 (自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式 (その他)	-	-	-
完全議決権株式 (自己株式等)	普通株式 140,900	-	単元株式数100株
完全議決権株式 (その他)	普通株式 5,986,300	59,863	同上
単元未満株式	普通株式 44,800	-	-
発行済株式総数	6,172,000	-	-
総株主の議決権	-	59,863	-

(注) 「単元未満株式」の中には、当社保有の自己株式が次の通り含まれております。

自己株式 7株

【自己株式等】

( 2025年 3月31日現在 )

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義所有 株式数 (株)	他人名義所有 株式数 (株)	所有株式数の 合計 (株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合 (%)
神姫バス株式会社	兵庫県姫路市西駅 前町1番地	140,900	-	140,900	2.28
計	-	140,900	-	140,900	2.28

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第7号に該当する普通株式の取得

( 1 ) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

( 2 ) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

( 3 ) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

区分	株式数 (株)	価額の総額 (円)
当事業年度における取得自己株式	283	971,020
当期間における取得自己株式	121	419,610

(注) 当期間における取得自己株式には、2025年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式数は含まれておりません。



(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額(円)	株式数(株)	処分価額の総額(円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	-	-	-	-
消却の処分を行った取得自己株式	-	-	-	-
合併、株式交換、株式交付、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	-	-	-	-
その他 (譲渡制限付株式報酬としての処分)	6,104	21,241,920	-	-
保有自己株式数	140,907	-	141,028	-

(注) 当期間における保有自己株式数には、2025年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式数は含まれておりません。

3 【配当政策】

当社は、経営環境の変化や将来の事業展開等に対応しうる財務基盤の堅持と株主価値向上のための投資を行うとともに、安定的な配当を維持・拡大することを配当還元方針としております。

また、内部留保資金につきましては、当社の投資方針に則り、不動産での収益物件取得といった開発事業での投資と、成長分野やDX戦略への投資といった戦略的な投資、及び車両更新や既存物件の設備更新といった安全・維持に関する投資に重点を置き、グループ全体の成長のために活用してまいります。

剰余金の配当は中間と期末の年2回行うこととしており、その決定機関は、期末配当については株主総会、中間配当については取締役会であります。中間配当は、取締役会の決議により、毎年9月30日を基準日として実施することができる旨を定款に定めております。

上記方針により、当事業年度は1株当たり60円(中間配当30円、期末配当30円)の配当を実施することと決定しました。この結果、当事業年度の連結配当性向は14.64%となりました。

当事業年度に係る剰余金の配当は以下の通りであります。

決議年月日	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)
2024年11月8日	180	30.0
取締役会決議		
2025年6月25日	180	30.0
定時株主総会決議		

なお、当社は2025年5月9日開催の取締役会において中期経営計画(2025-2027)を策定し、同時に配当方針を変更いたしました。

第143期(2026年3月期)以降の配当方針につきましては、次の通りといたします。

配当方針の変更内容

変更前	当社は、経営環境の変化や将来の事業展開等に対応しうる財務基盤の堅持と株主価値向上のための投資を行うとともに、安定的な配当を維持・拡大することを配当還元方針としております。
変更後	当社は、注力事業分野への戦略的投資および車両・設備更新など安全面や環境面への投資に重点を置きつつ、2027年度に連結配当性向が30%となるよう、株主還元の充実を図ることを基本方針としております。

## 4【コーポレート・ガバナンスの状況等】

### (1)【コーポレート・ガバナンスの概要】

#### コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、公共性の極めて高いバス事業を中核としており、地域に密着した企業としての役割を認識したうえで企業価値の増大と社会的責任を果たすことを経営における基本方針としております。したがって、短期的な営利を追求するのではなく、当社が中長期的に存続するために必要な「経済性」と「公共性」双方のバランスの取れた経営こそが当社に課せられた最重要課題であると認識しております。この認識のもと、当社は監査役会設置会社として株主総会、取締役会、監査役会、会計監査人等の法律上の機関をはじめとした様々なガバナンスの仕組みを整備し実践することで、多様な利害関係者に対して効率性と健全性の高い経営を目指しております。また、適時かつ確かな企業情報の開示に努め、企業活動に対する透明性の確保、コンプライアンスの周知徹底、監視・チェック機能の強化及びリスク管理の徹底に努めております。

#### 企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由

当社は、監査役会設置会社として、取締役会が経営戦略等重要意思決定のほか、取締役の職務の執行について監督をし、監査役が取締役の職務の執行の監査を行っております。加えて、取締役の監督機能のさらなる強化のため、2021年4月27日に指名・報酬委員会を設置いたしました。また、これらのほか、臨時の取締役会、常勤役員会、部門長会議を開催し、代表取締役をはじめとする取締役及び幹部の業務の執行状況の監視や迅速な意思決定を行っております。さらに、グループ全体の課題解決と継続的な資質向上を目的に当社グループの役職員が出席する組織として「安全管理委員会」「サステナビリティ推進会議」「コンプライアンス推進会議」を設置しております。

#### イ.取締役会

取締役会は4名の社外取締役を含む10名の取締役で構成（構成員については、(2)役員の状況に記載の通り）され、社外取締役は運輸業界に精通した経営者や会計・経営学に精通した大学教授、女性経営者等の視点から当社の経営に対して客観的な立場に立った助言をし、また、執行の監督を行っております。取締役会は原則毎月1回以上開催し、議長は社長が務めております。

#### ロ.指名・報酬委員会

指名・報酬委員会は取締役、監査役の指名・報酬に係る評価・決定プロセスの透明性及び客観性を担保し、取締役の監督機能を強化するために設置しております。同委員会は3名以上の当社役員で構成され、うち過半数を独立社外取締役(独立性が高いと判断される者を優先する)が占めること及びその委員長は独立社外取締役が務めることとしております。現在、4名の独立社外取締役(殿村美樹、藤岡資正、上門一裕、久須勇介)と代表取締役1名(長尾真)の5名で構成し、委員長を殿村美樹が務めております。

#### ハ.常勤役員会

常勤役員会は毎月開催され、業務執行取締役6名（構成員については、(2)役員の状況に記載の長尾真、丸山明則、三谷康生、梅谷榮一、井村在宏、三木公仁）と常勤監査役1名（小林健一）が取締役会から委譲された案件の決議等に関する審議を行います。また、サステナビリティ推進会議及びコンプライアンス推進会議も必要に応じて開催いたします。サステナビリティ推進会議では、事業部組織と連携し、マテリアリティの特定、対応方針や目標の決定、中期経営計画の進捗管理を行い、審議結果を取締役会に報告しております。コンプライアンス推進会議では、コンプライアンスに関するリスクマネジメントを行うべく、リスクの特定、対策立案、運用、見直しのマネジメントサイクルを回し、必要に応じて取締役会に報告いたします。

#### ニ.部門長会議

部門長会議は毎月1回開催し、業務執行取締役6名、常勤監査役1名、当社各部長及び主要子会社の社長が出席し、情報の共有と業務の執行状況の監視・監督を行っております。

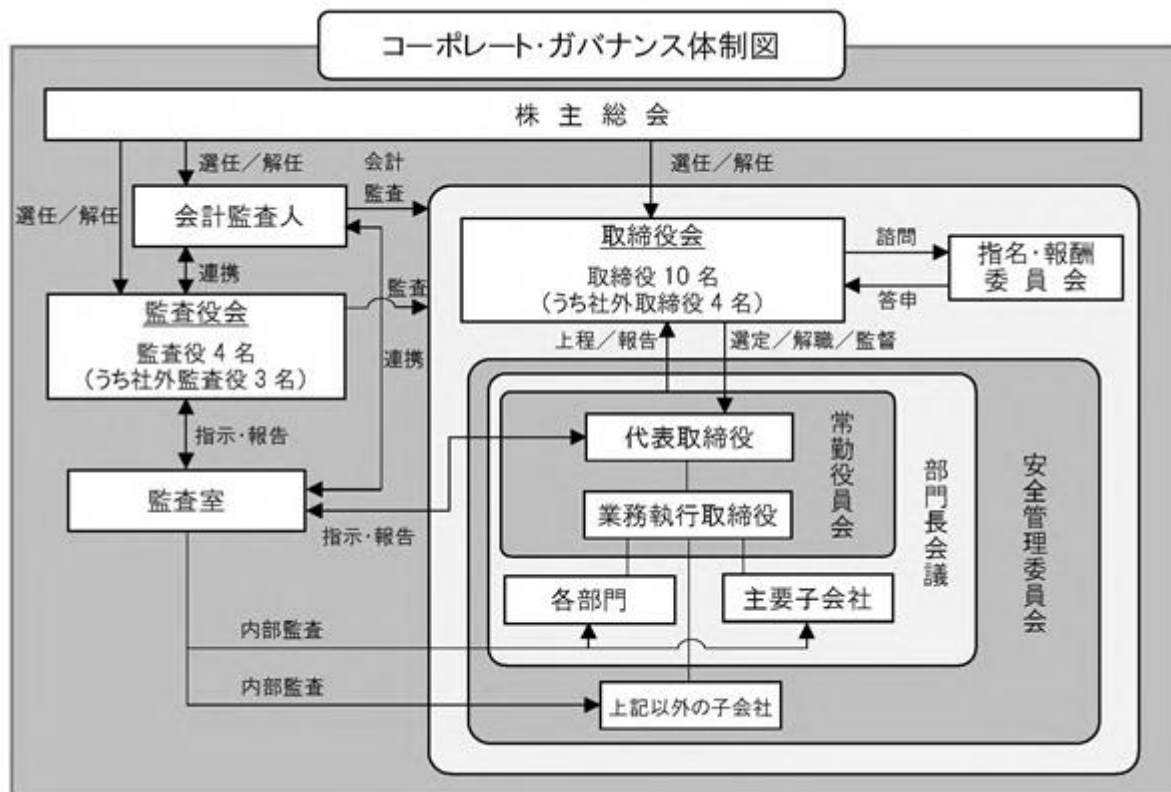
#### ホ.監査役会

監査役会は3名の社外監査役を含む4名の監査役で構成（構成員については、(2)役員の状況に記載の小林健一、澤田恒、岩崎和文、中尾一彦）され、原則取締役会に合わせて開催し、公正かつ客観的な立場から取締役の職務執行を監督し、取締役会の運営、決議の妥当性、適正性を監査しております。

へ.安全管理委員会

安全管理委員会では、国土交通省の定める運輸安全マネジメント制度に則り、当社グループの主要事業である運送事業における輸送の安全性の確保を目的として設置し、運輸安全マネジメント目標達成のため、定期的な会議の開催と監査によりPDCAを回しています。本委員会は委員長を常務取締役梅谷榮一が務め、委員は当社バス事業部管理職及び輸送関連事業を行う子会社幹部が務めています。

当社のコーポレート・ガバナンスの体制の概要は次の通りであります。



常勤役員会内にてサステナビリティ推進会議及びコンプライアンス推進会議を開催いたします。

企業統治に関するその他の事項

内部統制システム及びリスク管理体制の整備の状況

イ.基本方針

当社グループは、企業理念である「地域共栄 未来創成」に則り、顧客、株主及び地域住民等広範な利害関係者の信頼感、並びに企業グループの価値を向上させるため、業務の有効性及び効率性の確保、財務報告の信頼性の確保、事業活動に係わる法令等の順守、資産の保全に努めます。

ロ.体制の整備状況

( ) 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ・当社は「取締役会規則」「稟議規程」等に基づき、取締役の業務執行に係る事項を、取締役会又は稟議手続をもって、その重要性の度合いに応じて決議又は報告し、記録を残しております。
- ・取締役会議事録、稟議書、決算に関する計算書類、重要な契約書等取締役の職務の執行に係る重要書類については、各法令で定める期間保管するものとし、監査役会等からの閲覧の要請に備えるものとしております。

- ( ) 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- ・当社を取り巻くリスクを特定し対処するため、「リスク管理規程」、「事業継続計画書」、「危機管理マニュアル」及び「災害対応マニュアル」を策定し、事業リスクの認識と事故の未然防止、地震等の緊急事態の対応（クライシスマネジメント）を定めております。また、各部門は所管業務に関する規程類の整備、教育の実施、リスクの洗い出し、継続的な改善活動を通じてリスク管理に取り組むこととしております。
  - ・交通事業者として最も優先すべき安全対策については、安全管理委員会を設置し、運輸安全マネジメントシステムの実行により、安全と安心の確保に努めることとしております。
  - ・財務報告に係るリスク管理に関しては、企業会計審議会より示された「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準のあり方について」に準拠して、財務報告の信頼性を確保することとしております。
- ( ) 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ・取締役は、取締役会の定期開催や毎月の常勤役員会及び部門長会議によって、重要案件の決定及び取締役の職務執行状況の報告を行うこととしております。
  - ・取締役の職務分掌を明確にするため、会社を代表する取締役のほか、役付取締役、総括取締役、担当取締役、使用人兼務取締役などを定めることを可能としております。加えて、牽制機能を確保するため、独立性の高い複数名の社外取締役が取締役会での職務執行の決定に携わることとしております。
- ( ) 当社の取締役並びに使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- ・当社は、「企業行動憲章」「行動規範」を制定し、法令順守、社内規程順守及び企業倫理に則って行動するための指針を明確にしております。
  - ・当社は、「組織規程」等により責任と権限の明確化を図っており、重要な業務執行の場面において、必要に応じて監査役に指導を仰ぐこととしております。
  - ・常勤監査役は、取締役会への出席のほか、常勤役員会、部門長会議等への出席を通じて、コンプライアンスの観点から必要な助言を行っております。
  - ・当社は、常勤役員で構成するサステナビリティ推進会議及びコンプライアンス推進会議を設置し、サステナビリティ及びコンプライアンスに関する取り組みを推進することとしております。
  - ・当社は、安全管理委員会の活動を通じて安全運行に対する監視機能を高めることとしております。
  - ・当社は、公益通報者保護法に基づき「内部公益通報に関する規程」を策定し、社内外に通報相談窓口を設置し、取引先からの通報も受け付けることで法令違反等の未然防止とコンプライアンス体制の充実を図ることとしております。
  - ・社会の秩序や健全な事業活動を脅かす反社会的勢力に対しては、毅然とした態度で対応する旨を「行動規範」「反社会的勢力対策規程」「反社会的勢力対応細則」「危機管理マニュアル」に定めております。
- ( ) 当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制
- a . 当社の子会社の取締役、執行役、業務を執行する社員、会社法第598条第1項の職務を行うべき者その他これらの者に相当する者（下記 c 及び d において「取締役等」という。）の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
- 当社グループにおけるガバナンス強化策の一環として、当社は「関係会社管理規程」を定め、子会社経営報告会などにおける親会社役員と子会社幹部との意見交換会を通じて、子会社の事業計画や設備投資計画などの重要案件の親会社への報告を義務付けるとともに、新規事業や多額の投資案件については当社常勤役員会において事前審査も行うこととしております。併せて、重要案件の業務執行状況についての報告も義務付けております。
- b . 当社の子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- グループの事業運営上必要な子会社にあっては安全管理委員会に参加させ、適正に業務を行うための体制を整えております。また、コンプライアンス推進会議において、グループ全社の不正の発生防止に向けた活動に取り組んでおりますが、より実効性を高めるために内部監査体制を整備し、課題の把握及び対応策の検討に向けた取り組みを継続的に実施しております。また、必要に応じて階層別のグループ会議を開催し、グループ経営の適正化と情報の共有を図るとともに、当社及び子会社において潜在するリスクの認識と顕在化した場合の情報伝達ルールについても定めております。

c. 当社の子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、3事業年度ごとにグループ全体の中期経営計画を策定し、また、親会社役員は子会社役員を兼務し、グループ全体最適の観点から職務の執行状況の監視、助言を行うこととしております。加えて、グループ全体の資金調達の効率化を図るため、キャッシュ・マネジメント・システムを導入しております。

d. 当社の子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社の監査役又は管理職を子会社の監査役に選任することで、網羅的な監査役監査を行い、法令順守や環境保護、業務の適正化等を図っております。また、当社の監査役と子会社の監査役との連絡会を定期的に開催し、情報を共有することとしております。さらに、グループ全社員に適用する「企業行動憲章」「行動規範」「コンプライアンス規程」を策定するとともに、当社総務課又は外部の弁護士に対し直接、公益通報を行うことができるようにするなど、グループ全体で法令違反等の未然防止とコンプライアンス体制の充実を図ることとしております。

( ) 当社の監査役等の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- ・ 監査役等の職務を補助すべき使用人として監査室課長、同所属社員（以下「監査担当者」といいます。）を内部監査業務と兼務することとして配属しております。
- ・ 監査担当者の異動等については、あらかじめ常勤監査役の同意を得るとともに、監査担当者は監査役等の職務執行に関係するものについては、監査役等の指揮命令に従わなければならないこととしております。
- ・ 取締役は、監査担当者がその職務を遂行するうえで不利な取扱いを受けないよう配慮し、監査担当者はその職務を遂行するうえで不利な取扱いを受けたときは、常勤監査役に報告し、不利な取扱いを排除するよう求めることを可能としております。

( ) 当社の監査役への報告に関する体制

a. 当社の取締役及び会計参与並びに使用人が当社の監査役に報告をするための体制

- ・ 取締役及び使用人は、部門長会議やサステナビリティ推進会議、コンプライアンス推進会議及び安全管理委員会からの報告を通じて、法令で定められた事項、当社グループに重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況、コンプライアンス上の重要な事項について、監査役に報告することとしております。
- ・ 当社のコンプライアンス担当部署は、当社の役職員からの公益通報の内容について、監査役に報告することとしております。

b. 当社の子会社の取締役、会計参与、監査役、執行役、業務を執行する社員、会社法第598条第1項の職務を行うべき者その他これらの者に相当する者及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告をするための体制

- ・ 監査役会は、必要に応じて監査役以外の者を出席させ、報告と意見を聞くことができるとし、これにより監査役会に出席する取締役、その他の使用人は、監査役会に対し、監査役会が求めた事項について説明しなければならないこととしております。
- ・ 当社のコンプライアンス担当部署は、当社子会社の役職員からの公益通報の状況について、監査役に報告することとしております。

c. 上記 a、b の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

- ・ 当社は監査役に報告した者に対し、いかなる不利な取扱いを行わず、また報告をした者の職場環境が悪化することのないように、適切な措置を取らなければならないこととしております。

d. 当社の監査役等の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社では、監査役又は監査役会が監査の実施のために弁護士、公認会計士その他の社外の専門家に対して助言を求める、又は調査、鑑定その他の事務を委託するなど所要の費用を請求するときは、当該請求に係る費用が監査役又は監査役会の職務の執行に必要でないと認められる場合を除き、これを拒むことができないこととしております。

( ) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ・常勤監査役は、取締役会及び常勤役員会等に出席し、決議又は報告事項につき意見を述べることとしております。また、すべての稟議書を検閲し、必要に応じて、担当者からの説明、意見を求めております。
- ・常勤監査役は、コンプライアンス監査、運輸安全マネジメント監査及び監査室が行う監査の実施後には、指摘事項及びレビュー結果の報告を受けることとしております。
- ・監査役は、必要に応じて代表取締役と会合を持ち、監査上の重要課題等についての意見交換を行うこととしております。

責任限定契約の内容の概要

当社と非業務執行取締役4名及び監査役4名は、当社定款の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、取締役及び監査役ともに500万円又は法令が定める額のいずれか高い額としております。

役員等を被保険者として締結している役員等賠償責任保険の内容の概要

当社は、会社法第430条の3の第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は、当社及び当社子会社の全役員であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により、これら役員等が業務に起因して損害賠償責任を負った場合における損害が填補されることとなります。ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、法令違反の行為であることを認識して行った場合等一定の免責事由に該当する場合には填補の対象としないこととしております。

取締役の定数

当社の取締役は12名以内とする旨を定款に定めております。

取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨を定款に定めております。

なお、取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする旨を定款に定めております。

取締役会にて決議できる株主総会決議事項

当社は、会社法第165条第2項の規定に基づき、取締役会の決議をもって市場取引等により自己株式を取得することができる旨を定款に定めております。これは、経済環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を可能とするためであります。

また、当社は会社法第454条第5項の規定により、取締役会の決議によって毎年9月30日を基準日として、中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。これは、株主への機動的な利益還元を行うためであります。

株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項で定める株主総会特別決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを可能とするためであります。

取締役会、指名・報酬委員会の活動状況

イ．取締役会の活動状況

当社の取締役会は、原則として月1回開催し、当事業年度は合計11回開催しており、個々の取締役の出席状況は以下の通りであります。

氏名	開催回数	出席回数
代表取締役社長 長尾 真	11回	11回
代表取締役・専務取締役 丸山 明則	11回	11回
常務取締役 横山 忠昭	11回	11回
常務取締役 梅谷 榮一	11回	11回
社外取締役 上門 一裕	11回	11回
社外取締役 藤岡 資正	11回	11回
社外取締役 殿村 美樹	11回	11回
社外取締役 三谷 康生	11回	11回
社外取締役 久須 勇介	11回	11回
取締役 井村 在宏	11回	11回
取締役 三木 公仁	11回	11回
常勤監査役 小林 健一	11回	11回
社外監査役 澤田 恒	11回	11回
社外監査役 岩崎 和文	11回	11回
社外監査役 中尾 一彦	11回	11回

ロ．取締役会の具体的な検討内容

当事業年度における取締役会では、当事業年度を最終年度とする中期経営計画の進捗のモニタリング及び課題共有、次期中期経営計画策定に向け、資本コストや株価を意識した経営の実現に向けた対応をはじめとする様々な経営課題の洗い出しや戦略等についての議論を行いました。また、収益性向上に向けた収益物件の取得について審議しました。

上記のほか、毎月、業務執行取締役から取締役会審議事項の報告を行っております。

ハ．指名・報酬委員会の活動状況

当社の指名・報酬委員会は、1年に1回以上開催し、当事業年度は合計3回開催しており、各委員の出席状況は以下の通りあります。

氏名	開催回数	出席回数
社外取締役 殿村 美樹	3回	3回
社外取締役 藤岡 資正	3回	3回
社外取締役 三谷 康生	3回	3回
代表取締役社長 長尾 真	3回	3回

ニ．指名・報酬委員会の具体的な審議内容

当事業年度における指名・報酬委員会では、取締役候補者の指名や役付取締役の選定、役員報酬額、業績連動報酬及び株式報酬における業績及び支給額の確認などについて、取締役会への答申内容を決定いたしました。また、役員報酬における課題や検討事項についても意見交換を実施いたしました。

株式会社の支配に関する基本方針

当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容等（会社法施行規則第118条第3号に掲げる事項）は次の通りであります。

## ・ 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の財務及び事業の内容や当社の企業価値の源泉を十分に理解し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を継続的かつ持続的に確保し、向上させていくことを可能とする者である必要があると考えております。当社は、特定株主グループによる当社経営への関与は、当社の企業価値を毀損するものではなく、それが当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上につながるものであれば何ら否定するものではありません。

しかしながら、大規模買付者が、当社の財務及び事業の内容を理解するのはもちろんのこと、下記 .1.の「当社の企業価値の源泉」を十分に理解した上で、これらを中長期的に確保し、向上させることを可能とする者でなければ、当社の企業価値ひいては株主共同の利益は損なわれることになります。

近時の資本市場においても、対象となる上場企業の経営陣と十分な協議や合意のプロセスを経ることなく、突如として対象会社に影響力を行使しう程度の大規模な株券等の買付行為等を強行するといった事態も生じています。今後もこうした大規模な株券等の買付行為等が行われることが十分に想定されます。

このようなリスクを認識しつつ、何ら対応策を講じないまま企業経営を行い、大規模買付行為の提案がなされた場合、目先の株価の維持・上昇を目的とした経営判断を求められかねません。中長期的な視点から、企業価値向上に集中して取り組み、大規模買付行為の提案の是非を判断するためには、特段当社に対する大規模買付行為の提案がなされていない時点において、予めそうした提案への対応策を導入しておくことが必要であると判断しております。

このように、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資することのない大規模買付者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、このような者による大規模買付行為に対しては、当社は、必要かつ相当な対抗措置を採ることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上を図ることが必要であると考えております。

## ・ 当社の基本方針の実現に資する特別な取組み

### 1. 当社の企業価値の源泉

当社は、1927年の創業以来、公共性の極めて高いバス事業を含む輸送サービスを中核として、地域と深くかかわる幅広い事業を当社グループで営んでおり、2027年で創立100周年を迎えます。当社グループにおける経営の考え方は、地域に密着した企業としての役割の重要性を認識した上で、「地域共栄・未来創成」という企業理念のもと、企業価値の増大と社会的責任を果たすことを基本方針としております。また、この基本方針の実現を通じて、株主共同の利益の確保・向上を図ることを目指しております。

当社グループを取り巻く事業環境は、ライフスタイルや価値観の変化、不透明な国際情勢、物価高騰、労働力人口の減少などの厳しい状況が続いております。そのような中、地域と従業員を大切に、更なる成長を目指すべく2030年における当社グループのあるべき姿を示した「グループ構想2030」では「まちづくり・地域づくり企業」への進化を掲げており、その実現に向けて3か年ごとに中期経営計画を策定・実行しております。2025年度から2027年度における中期経営計画では、バス事業を基盤とした『既存事業の強化』を図るとともに、『成長事業の開拓・拡大』に取り組む、いわゆる両利きの経営を推進します。基盤事業であるバス事業においては、「安全は全てに優先する」という基本理念のもと、安全戦略、エリア戦略、営業戦略を着実に遂行し、神戸・大阪方面での事業拡大を図ります。また、不動産事業と旅行貸切事業を注力事業と位置付け、成長に向けた投資を重点的に行います。不動産事業では既存分野の着実な成長に加えて、開発事業へ進出し、更なる収益基盤の強化を図ります。旅行貸切事業は、首都圏以西におけるインバウンドを含めた需要の取り込みに注力します。

これらの事業戦略と並行して『人的資本経営』を推進します。人材を経営の根幹と位置付け、積極的な投資と育成を行い従業員の働きやすさと働きがいを高めることで、持続的な企業価値向上を図ります。最優先課題である運転士の確保にも積極的に取り組み、事業の機会を逃さず、拡大に繋げてまいります。

以上のとおり、当社グループの中核をなすバス事業における「安全性」に裏打ちされた、公共性と経済性の双方のバランスのとれた経営、地域をより豊かにするために行う様々な事業によって構成する事業ポートフォリオ、経営の根幹となる従業員を大切にす風土、これらこそが企業価値の源泉であると考えております。



## 2. コーポレート・ガバナンスの強化

当社は、当社の企業価値の向上のために、コーポレート・ガバナンスの強化を図っております。

具体的には、当社の取締役10名のうち、4名については独立性を有する社外取締役としており、いずれも独立役員として東京証券取引所に届け出ております。そして、2021年4月27日より、委員の過半数を独立社外役員とする任意の指名・報酬委員会を設置し、取締役、監査役の指名・報酬等に係る評価・決定プロセスの透明化及び客観性を担保することによって、取締役会の監督機能の強化、コーポレート・ガバナンス体制のさらなる充実を図っております。

さらに、当社は、監査役会を設置しておりますが、常勤監査役1名及び独立役員として東京証券取引所に届け出を行った社外監査役3名の計4名体制で、監査機能の強化を図っております。

基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

### 1. 本対応方針の継続の目的

(1) 当社取締役会は、当社が上場会社として当社株式の自由な売買を認める以上、大規模買付行為に応じて当社株式の売却を行うか否かは、基本的に株主の皆様のご判断に委ねられるべきものであり、大規模買付行為に対する対抗措置の発動そのものについても株主の皆様にご判断いただくことが望ましいと考えております。

しかしながら、大規模買付者による大規模買付行為、とりわけ限られた時間内で買付行為に応じるか否かを判断することが求められる公開買付けが行われた場合には、他の株主の皆様が当該公開買付けに応じるか否か明らかでない状況下において、公開買付けの内容には満足できないものの、応募しないと公開買付けが成立してしまい、売却の機会を失ってしまうという不安感から、株主の皆様が本意な形で大規模買付行為に応じて保有する株式を売却せざるを得ないという、株式の売却を事実上強要される事態も想定されます。

このため、当社取締役会の同意を得ることなく公開買付けによる大規模買付行為が行われる場合に、株主の皆様が大規模買付者による当該大規模買付行為に賛同するか否かについて、十分な時間をかけて検討し、その判断を株主総会という株式会社の基本的な意思決定の場において表明する機会を確保すること、及び当社取締役会としても、株主の皆様が、その判断を下すにあたって大規模買付者及び大規模買付行為に関して十分な情報等を得られるように努力することが、企業価値ひいては株主共同の利益を守るために重要であると考えております。

(2) さらに、当社取締役会といたしましては、昨今の市場における大規模買付行為の実態を考えると、公開買付け以外の方法によって当社株券等の買付行為が行われる場合であっても、大規模買付者に対し、大規模買付行為を行うにあたり、当社取締役会の同意を得ることを求めることとし、当社取締役会の事前の同意なく行われた大規模買付行為に対しては、一定の対抗措置を採る必要があると考えております。また、当社取締役会としては、株主共同の利益を守るために、大規模買付者により行われる大規模買付行為に関して十分な情報等の取得に努め、これらの情報を株主の皆様にご提供することを通じて、大規模買付行為に応じるか否かを株主の皆様にご判断いただくことに役立てるよう努力することが必要であると考えております。

(3) 以上のとおり、大規模買付行為は、当社の企業価値の向上ひいては株主共同の利益の確保・向上にとり、重大な影響を有することから、上記 . の「当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」を踏まえた対応方針をあらかじめ明確にしておくことが株主共同の利益の確保・向上を図ることに資すると考え、本対応方針を継続するものであります。

### 2. 本対応方針の概要

#### (1) 大規模買付ルールの内容

##### ア. 大規模買付ルール

当社取締役会は、大規模買付行為に対する対抗措置の発動については株主の皆様にご判断いただくことが望ましいと考えております。

大規模買付行為のうち、限られた期間内で大規模買付行為に応じるか否かの判断を行う必要がある公開買付けについては、株主の皆様が必要かつ十分な情報をご提供し、大規模買付行為の是非を直接的にご判断いただく機会として株主総会を開催するため、また、当社取締役会が買付提案に対する代替案の立案等を行う時間的余裕に乏しく、当社取締役会から株主の皆様に対する十分な情報提供が行われないという事態や熟慮期間が確保されないという事態を可及的に防止し、株主共同の利益の確保・向上を実現するため、その時点において有効な法令上の最長期間を公開買付期間として要請することが合理的であると考えております。また、公開買付け以外の方法による大規模買付行為についても、当該大規模買付行為に応じるか否かは、株主の皆様のご判断に委ねられているものの、かかる判断を行うために、当社取締役会として、株主の皆様のために、可能な限り大規模買付行為に関して十分な情報提供をするなどの対応を採る必要があると考えております。

そこで、当社取締役会は、大規模買付行為に関して以下の大規模買付ルールを設定し、大規模買付者に対して、当該大規模買付ルールに従って買付けを行うことを求めることとしております。

#### (大規模買付ルール)

大規模買付者が、当社取締役会の事前の同意を得ずに公開買付けを実施する場合は、公開買付期間を法令上の最長期間である60営業日に設定すること。

大規模買付者が、公開買付け以外の方法で当社株券等を取得しようとする場合又は結果として当社株券等を取得することとなる場合には、事前に当社取締役会の同意を得ること。

#### イ．大規模買付情報の確保への当社取締役会の活動

当社取締役会としては、大規模買付行為が行われる場合、大規模買付ルールの順守の有無にかかわらず、大規模買付者から大規模買付者及び大規模買付行為に関する情報の取得に努め（以下、取得する情報を「大規模買付情報」といいます。）、取得した当該情報を株主の皆様にご提供した上で、大規模買付行為の妥当性をご判断いただけるように努力いたします。

また、当社取締役会は、その意見及び代替案の検討のために、弁護士、公認会計士又は学識経験者等の公正な外部専門家（以下、これらの外部専門家を総称して「外部専門家」といいます。）の意見、助言等を得るように努めるものといたします。

特に、大規模買付ルールに従って、当社取締役会の同意のない公開買付けにより行われる大規模買付行為の場合には、当社取締役会は、株主の皆様への情報提供として、大規模買付者から受領した大規模買付情報については、随時、当社ウェブサイトにおいて開示することといたします。

なお、当社取締役会としては、大規模買付情報として、以下のような情報を取得することを考えておりません。

#### (当社ウェブサイト)

<https://www.shinkibus.co.jp/>

#### (大規模買付情報の例)

大規模買付者の詳細

大規模買付行為の目的、方法及び内容

買付対価の算定根拠

買付対価の資金の裏付け

大規模買付行為完了後の経営方針、事業計画、資本政策及び配当政策等

大規模買付行為完了後の会社の従業員、取引先、顧客、地域社会等当社の利害に関係する者の処遇

その他、当社取締役会が必要と判断した情報

当社取締役会としては、大規模買付情報の取得及び大規模買付者との交渉等に努め、また、外部専門家の意見、助言等も参考にした上で、取得した情報等に基づいて可能な範囲内において、取締役会としての意見及び代替案等を株主の皆様にご提示いたします。

特に、大規模買付ルールが順守され、下記(2)ア.に従って、当社株主総会が開催される場合には、株主総会開催日までに、取締役会としての意見及び代替案等を株主の皆様にご提示いたします。

なお、大規模買付者からの大規模買付情報の提供の有無、提供された大規模買付情報の十分性自体等は、大規模買付行為に対する対抗措置の発動の要否の判断に影響するものではありません。例えば、公開買付けにより行われる大規模買付行為の場合は、大規模買付ルールに従って、公開買付けが実施された場合には、当社株主総会の判断に基づいて対抗措置の発動の要否が判断されることになり、提供された大規模買付情報が不十分であるとの理由に基づいて当社取締役会の判断のみによって対抗措置を発動するといった、当社取締役会による裁量的な判断等は一切排除されることとなります。

#### (2)大規模買付者が大規模買付ルールを順守した場合

ア．公開買付けによる大規模買付行為である場合

大規模買付者が大規模買付ルール を順守した場合、当社取締役会は、当該大規模買付行為（当社取締役会の同意を得ることなく行われた公開買付けの方法による大規模買付行為を指すものとし、(2)ア.においては同じといたします。）によって、当社株主の皆様が当社株式の売却を事実上強要され、不本意な形で大規模買付行為に応じ、保有する株式を売却せざるを得ない事態を可及的に防止するために、公開買付期間満了前に株主総会を開催いたします。当社取締役会は、当該株主総会において、大規模買付者及び当社取締役会の承認を得ることなく大規模買付者から新株予約権を承継した者又はこれらの者が実質的に支配し、これらの者と共同して行動する者として当社取締役会が認められた者（以下、「大規模買付者等」といいます。）のみ行使することができないという内容の行使条件及び大規模買付者等以外の者からは、当社取締役会が別途定める一定の日に当社株式1株と引き換えに新株予約権を取得できる旨の取得条項等が付された新株予約権の無償割当てに関する議案を、決議の対象として上程いたします。

株主の皆様には、当該大規模買付行為に関する買付提案及び当社取締役会が外部専門家の意見、助言等も参考にした上で提示する当該買付提案に対する意見、代替案等をご考慮いただいた上で、株主総会において、大規模買付行為に対する賛否の意思を新株予約権無償割当ての議案に対する賛否の形で表明していただくこととなります。すなわち、当社取締役会の代替案に賛成する、あるいは、大規模買付行為に反対若しくは賛同できない株主の皆様には、新株予約権無償割当ての議案に賛成していただくこととなります。

具体的な手続としては、大規模買付行為が行われた場合、当社取締役会は、一定の基準日を前提に、株主総会で議決権を行使することのできる株主様を確定いたします。なお、株主の皆様が大規模買付行為の是非を判断していただく必要があるため、当該株主総会は公開買付期間満了前に開催することといたします。

当社取締役会の代替案に賛成する、あるいは、大規模買付行為に反対若しくは賛同できない株主様が一定数を超え、株主総会に出席された議決権を行使することができる株主様の議決権の過半数をもって大規模買付行為に対する対抗措置としての新株予約権の無償割当てに関する議案が承認された場合は、大規模買付者等のみが行使できないという内容の行使条件及び大規模買付者等以外の者からは、当社取締役会が別途定める一定の日に当社株式1株と引き換えに新株予約権を取得できる旨の取得条項等が付された新株予約権が、基準日時点における株主の皆様は無償で割り当てられることとなります（割り当てられる新株予約権の概要につきましては添付資料2をご参照下さい。）。

これに対し、基準日時点における株主の皆様が新株予約権の無償割当てに関する議案を否決された場合、すなわち、大規模買付者による大規模買付行為を是認した場合には、当社取締役会は、新株予約権の無償割当てを行うことはできません。

当社取締役会は、以上のように株主総会を開催し、株主の皆様が大規模買付行為の是非をご判断いただくために、株主総会の開催日までの間、大規模買付行為者から情報を取得し、取締役会としての意見の集約に努めてまいります。

なお、大規模買付情報の提供については、上記(1)イ.のとおり、随時当社のウェブサイトにて開示いたします。その他、大規模買付情報については、株主総会当日における資料提供又は口頭による説明を行うこともございます。

#### イ. 公開買付け以外の方法による大規模買付行為である場合

大規模買付者が大規模買付ルール を順守した場合、当社取締役会としては、株主の皆様に対して、それまでに受領した大規模買付情報を提供するほか、外部専門家の意見、助言等を得て、かかる意見、助言等も参考にした上で、当社取締役会としての意見及び代替案等をご提示いたしますが、当該大規模買付行為に対する対抗措置の発動は行いません。株主の皆様には、大規模買付情報及び当社取締役会の意見等に基づいて、当該大規模買付行為に応じるか否かをご判断いただきます。

#### (3) 大規模買付者が大規模買付ルールを順守しない場合

大規模買付者が大規模買付ルール を順守しない場合、株主の皆様が当社取締役会の同意を得ることなく行われた公開買付けの方法による大規模買付行為の妥当性を直接ご判断いただく株主総会の開催が困難となります。

また、大規模買付ルール が順守されない場合、当社グループの事業特性を踏まえた上で十分な情報を確保し、当該情報に基づいて十分な分析を加えた上で、公開買付け以外の方法による大規模買付者による大規模買付行為の妥当性を株主の皆様にご判断いただくことは容易ではありません。

そこで、当社取締役会は、一定の基準日を設定した上で、対抗措置として新株予約権の無償割当ての決議を行います。当該決議に基づいて、大規模買付者等のみが行使できないという内容の行使条件及び大規模買付者等以外の者からは、当社取締役会が別途定める一定の日当社株式1株と引き換えに新株予約権を取得できる旨の取得条項等が付された新株予約権が、基準日時点における株主の皆様に割り当てられます。

ただし、当社取締役会は、外部専門家の意見・助言等も参考にした上で、当該大規模買付行為について検討し、当該大規模買付行為が、当社の企業価値を著しく毀損しない買付行為であり、対抗措置の発動が必要でない又は相当でないと当社取締役会が合理的に判断した場合には、新株予約権の無償割当ては行わないものとします。ここで、「当社の企業価値を著しく毀損しない買付行為」とは以下の(4)に定める条件の全てを満たす場合をいいます。

(4) 「当社の企業価値を著しく毀損しない買付行為」の条件

- ア．真に当社の経営に参加する意思がある、あるいは株価をつり上げて高値で当社関係者に当社株券等を引き取らせる目的がないこと（いわゆるグリーンメーラーに該当しないこと）
- イ．当社の経営を一時的に支配して、当社の事業経営上必要な不動産、動産、知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先又は顧客等の当社の資産を大規模買付者又はそのグループ会社等に移譲させる目的がないこと
- ウ．当社の経営を支配した後に、当社の資産を大規模買付者又はそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する予定がないこと
- エ．当社の経営を一時的に支配して当社の不動産、有価証券等の高額資産等を売却等によって処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせる目的、及び一時的な高配当による株価の上昇の機会を狙って当社株券等の高値売り抜けをする目的がないこと
- オ．大規模買付者の提案する当社株券等の買付条件（買付対価の金額、種類及び内容、買付行為の時期、方法、違法性の有無及び実現可能性等を含みますがこれらに限られません。）が、当社の企業価値に照らして著しく不十分なものではなく、かつ不適切なものでもないこと
- カ．大規模買付者の提案する当社株券等の買付方法が、強圧的二段階買収（最初の買付けで全株券等の買付けを勧誘することなく、二段目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の株券等の買付けを行うことをいいます。）等、株主の判断の機会及び自由を制約する買付行為に該当せず、事実上も、株主に当社株券等の売却を強要するおそれがないこと（ただし、当社株券等の部分的公開買付けであることをもって当然に強圧的二段階買付行為等に該当すると判断するものではありません。）
- キ．大規模買付者による支配権の取得及び支配権の取得後における当社の従業員、顧客その他の利害関係者の処遇方針等により、株主はもとより、従業員、顧客その他利害関係者の利益を含む当社の企業価値の毀損のおそれがなく、かつ当社の企業価値の維持及び向上を妨げるおそれがないこと
- ク．大規模買付者による買付後の経営方針及び事業計画等の内容が十分かつ適当であるため、運輸事業の安全性及び公共性並びに利用者の利益の確保に重大な支障をきたすおそれがないこと

(5) 以上の手続に従って、株主総会において新株予約権の無償割当てに関する議案が承認された場合又は当社取締役会において新株予約権の無償割当てに関する決議を行った場合であっても、当該大規模買付者が大規模買付行為を中止又は撤回した場合もしくは対抗措置を発動するか否かの判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、かつ、当社の企業価値の向上については株主共同の利益の確保・向上の観点から発動した対抗措置を維持することが客観的に相当でないと考えられる状況に至った場合には、当社取締役会は、当該対抗措置を維持することの是非について、外部専門家の意見・助言等も参考にした上で、改めて検討し、当該大規模買付者の大規模買付行為が上記(4)ア.乃至ク.の全ての要件を満たし、当社の企業価値を著しく毀損しない買付行為に該当すると判断した場合には、発動した対抗措置の中止又は撤回等を決定する場合があります。当社取締役会が、対抗措置の中止又は撤回等の決定を行った場合には、当社は、法令及び金融商品取引所規則に従って、適時適切な開示を行います。

3. 本対応方針が株主の皆様及び投資家に与える影響等

(1) 本対応方針の継続承認時に与える影響

本対応方針は、導入時点と同様、その継続が承認された時点においても新株予約権の発行自体を行いませんので、株主の皆様の権利関係に直接の影響はございません。

なお、上記2.において述べたとおり、大規模買付者が大規模買付ルールを順守するか否かにより大規模買付行為に対する当社取締役会の対応方針が異なります。特に、大規模買付ルールに従って公開買付けが行われた場合には、一定の基準日を前提に株主総会を開催することになりますが、当該株主総会において議決権を行使していただくためには、基準日まで当社株主として株主名簿に記録されている必要がありますのでご留意下さい。

(2) 新株予約権の無償割当て時に与える影響

大規模買付者が大規模買付ルールを順守したものの、株主総会において新株予約権の無償割当てに関する議案が株主の皆様により承認された場合、あるいは、大規模買付者が大規模買付ルール又はを順守せず、当社

取締役会が、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上を目的として、新株予約権無償割当てに関する議案を承認した場合、新株予約権の無償割当てが行われることになります。

かかる場合、基準日時点における株主の皆様に対して、当社取締役会又は株主総会が定めた一定の日を効力発生日として、その保有株式数に応じて新株予約権が無償で割り当てられることとなりますが、大規模買付者等以外の株主の皆様は、当社取締役会又は株主総会が別途定める一定の日において、当社株式1株と引き換えに新株予約権を取得されれば、議決権比率が低下することはありません。他方、大規模買付者等については、当社による新株予約権の取得が行われないため、議決権比率及び持分の経済的価値は低下いたします。

なお、上記2.(5)のとおり、当社取締役会又は株主総会の決議に基づいて新株予約権無償割当てがなされた場合であっても、その後の事情の変化により、大規模買付者等に対して対抗措置を発動する必要がなくなったと当社取締役会が合理的に判断した場合には、割り当てられた新株予約権全てを無償で当社が取得した上で、消却することがあります。かかる場合には議決権比率が低下することはありません。しかしながら、当社が大規模買付者等に対して対抗措置を発動し、新株予約権と引き換えに当社株式1株が交付されることを前提として株式の売買を行っていた株主の皆様には、株価の変動により経済的な損失が生じる可能性がございます。

### (3)新株予約権の無償割当てに伴って必要となる手続

新株予約権の無償割当ての対象とされた株主の皆様は、当社取締役会又は株主総会において定めた効力発生日において、当然に新株予約権者となるため、割当てに伴って特別な手続をしていただく必要はありません。

ただし、新株予約権の無償割当ては、当社取締役会又は株主総会が定めた一定の基準日時点の株主の皆様に対して行われるため、株主名簿への記録が完了していない株主の皆様におかれましては、当該基準日までに株主名簿への記録を完了していただく必要があります。

なお、新株予約権の無償割当てを行った場合には、株主の皆様に対して、会社法第279条第2項に従って新株予約権の無償割当ての効力が発生した日後遅滞なく、新株予約権の内容等について通知いたします。

### (4)新株予約権の当社による取得に伴って必要となる手続

当社が、新株予約権を取得する場合は、当社取締役会又は株主総会が定めた一定の日に法定の手続に従って新株予約権が取得され、それと引き換えに当社株式1株が株主の皆様へ交付されることとなりますが、新株予約権を取得する際に、ご自身が大規模買付者等に該当しないことを証する書面等の提出をお願いする場合がございます。

### (5)その他

上記(1)乃至(4)のほか、新株予約権の割当て方法、当社による新株予約権の取得方法等につきましては、当社取締役会又は株主総会において新株予約権の無償割当てに関する議案の承認決議が行われた後、株主の皆様に対して通知又は公表いたしますので、その内容をご確認下さい。

また、当社が大規模買付行為に対する対抗措置を講じることを決定した場合又は対抗措置の発動を決定した後、当該対抗措置の中止又は撤回等を決定した場合には、法令及び金融商品取引所規則に従って、適時適切な開示を行います。

・上記各取組みに対する当社取締役会の判断及びその理由

#### 1. 基本方針の実現に資する特別な取組みについて

上記 .の「当社の基本方針の実現に資する特別な取組み」については、当社の企業価値の向上ひいては株主共同の利益の確保・向上のための取組みであり、基本方針の実現に沿うものであります。

したがって、当該取組みは当社の株主共同の利益を損なうものではなく、当社の役員の地位の維持を目的とするものではありません。

## 2. 基本方針に照らして不適切な支配の防止のための具体的な取組みについて

### (1) 当該取組みが基本方針に沿うものであること

本対応方針は、当社取締役会の同意を得ることなく公開買付けによる大規模買付行為が行われる場合に、株主の皆様がその是非について十分な時間をかけて検討し、その判断を株主総会の場において表明する機会を確保すること、及び当社取締役会としても、株主の皆様が、その判断を下すにあたって大規模買付者及び大規模買付行為に関して十分な情報等を得られるように努力するものであります。また、本対応方針は、公開買付け以外の方法によって大規模買付行為が行われる場合であっても、大規模買付者に対し、当社取締役会の同意を得ることを求め、当社取締役会の事前の同意なく行われた大規模買付行為に対しては、外部専門家の意見・助言等も参考にした上で、一定の対抗措置を採ることとして、企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上を図ることを目指しており、基本方針に沿うものであります。

### (2) 当該取組みが当社の株主の皆様の共同の利益を損なうものではなく、また、当社の役員の地位の維持を目的とするものではないこと

#### ア. 株主の皆様の意思をより直接的に反映する仕組みであること

本対応方針は、( )第123回定時総会において、買収防衛策に係る定款変更案及び当初対応方針の導入自体について株主の皆様からご承認いただいた後、直近では第141回定時総会において、当初対応方針を一部変更の上で継続することについて、株主の皆様からご承認をいただき現在に至っております。

また、( )大規模買付ルールに従った公開買付けによる大規模買付行為が行われた場合には、公開買付期間の満了前までに株主総会を開催し、本対応方針に基づいた対抗策を発動するか否かにつき直接的に株主の皆様にご判断いただくこととなっております。

さらに、( )本対応方針の有効期間は、2027年に開催する当社の定時株主総会までとし、本対応方針の継続について、改めて株主の皆様のご判断を仰ぎます。

これに加え、( )当社定款第41条(定款変更により条数が変更された場合には同条項に相当する条項といたします。)に基づいて、当社取締役会は、いつでも本対応方針を廃止することができることから、本対応方針の有効期間中であっても株主の皆様の意向を反映できるものと考えております。

また、( )当社では、第123回定時総会において取締役の任期を1年とする定款変更議案を株主の皆様にご承認いただき、取締役の任期を1年としています。そのため、2006年度以降、当該年度の定時株主総会の直後に開催される取締役会又はその後に開催される取締役会において、随時、当初対応方針及び現対応方針の継続又は改廃について決議することができる仕組みが確保されておりました。また、現対応方針の継続が決議された2024年度以降も当該年度の定時株主総会の直後に開催される取締役会又はその後開催される取締役会において、随時、本対応方針の継続又は改廃について決議することができる同様の仕組みが確保されておりますので、取締役の選任を通じて株主の皆様の意向をより直接的に反映することができると考えております。

#### イ. 客観的合理的な要件の設置等、取締役会の恣意性を排除する措置がなされていること

本対応方針は、上記 .2.(1)ア.に記載のとおり客観的かつシンプルな大規模買付ルールを設定しています。また、大規模買付者に対して対抗措置が発動されない場合についても、上記 .2.(3)及び(4)に記載のとおり客観的な基準が設定されており、取締役会の恣意性を排除する措置がなされているといえます。

#### ウ. デッド・ハンド型やスロー・ハンド型の買収防衛策ではないこと

上記ア.に記載のとおり、当社取締役の任期は1年であり、本対応方針は、毎年株主の皆様により選任される取締役によって構成される当社取締役会において、随時、本対応方針の継続又は改廃の決議を行うことができます。

このように、本対応方針は、デッド・ハンド型買収防衛策(取締役会の構成員の過半数を交代させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策)又はスロー・ハンド型買収防衛策(取締役の構成員の交代を一度に行うことができないため、その発動を阻止しにくい買収防衛策)のいずれでもありません。

エ．買収防衛策に関する各指針等に適合していること

本対応方針は、経済産業省及び法務省が2005年5月27日付けで公表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」において定められた 企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、 事前開示・株主意思の原則、 必要性・相当性確保の原則の三原則を完全に充足し、加えて、東京証券取引所の有価証券上場規程第440条（買収への対応方針の導入に係る遵守事項）の趣旨に合致したものです。さらに、本対応方針は、企業価値研究会が2008年6月30日付けで公表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」、東京証券取引所が2015年6月1日付けで公表し、2021年6月11日付けで改定された「コーポレートガバナンス・コード」の「原則1-5.いわゆる買収防衛策」及び経済産業省が2023年8月31日付けで公表した「企業買収における行動指針 - 企業価値の向上と株主利益の確保に向けて - 」の趣旨を踏まえた内容となっております。

以上の理由により、当社取締役会は、上記 .の「基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み」について、当該取組みが当社の株主の皆様の共同の利益を損なうものではなく、また、当社の役員の地位の維持を目的とするものではないと判断しております。

(2) 【役員の状況】

役員一覧

男性13名 女性1名 (役員のうち女性の比率7.1%)

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
代表取締役 社長	長尾 真	1959年7月23日生	1982年4月 当社入社 2003年6月 企画部長 2005年2月 株式会社エー・ビー・シー神姫トラベル(現株式会社神姫トラベル) 代表取締役社長就任 2005年6月 取締役就任、企画部長委嘱 2009年6月 常務取締役就任 2012年4月 神姫観光ホールディングス株式会社(現神姫観光株式会社) 代表取締役社長就任 2012年6月 専務取締役就任 2013年6月 代表取締役社長就任(現任) 2015年6月 公益社団法人兵庫県バス協会 会長就任(現任) 2017年5月 株式会社山陽百貨店 取締役就任(現任) 2017年6月 山陽電気鉄道株式会社 取締役就任(現任)	(注)3	18
代表取締役 専務取締役 総括、地域事業本部・ 東京オフィス担当、 地域事業本部長	丸山 明則	1958年5月16日生	1981年3月 当社入社 2003年6月 バス事業部長 2006年6月 取締役就任、バス事業部長委嘱 2007年6月 公益社団法人兵庫県バス協会 乗合委員会委員長就任(現任) 2009年6月 常務取締役就任 2012年5月 神姫クリエイティブ株式会社(現神姫Bizプロデュース株式会社) 代表取締役社長就任 2013年6月 専務取締役就任 2014年5月 神姫環境サービス株式会社(現神姫バス不動産株式会社) 代表取締役社長就任 2017年6月 代表取締役・専務取締役就任(現任) 2022年4月 地域事業本部長委嘱(現任)	(注)3	10
専務取締役 経営企画部担当	三谷 康生	1967年5月27日生	1990年4月 株式会社日本興業銀行(現株式会社みずほ銀行)入社 2007年10月 株式会社日本M&Aセンター 執行役員就任 2012年4月 同社執行役員大阪支社長就任 2016年1月 株式会社ジャパンM&Aアドバイザー 代表取締役社長就任 2019年3月 ワイエムエー株式会社 代表取締役社長就任(現任) 2021年6月 当社取締役就任 2025年6月 当社専務取締役就任(現任)	(注)3	-
常務取締役 バス事業部・次世代モビリティ 推進室担当	梅谷 榮一	1963年7月8日生	1987年4月 当社入社 2012年6月 バス事業部明石営業所長 2014年5月 神姫クリエイティブ株式会社(現神姫Bizプロデュース株式会社) 常務取締役就任 2015年5月 同社代表取締役社長就任 2017年5月 株式会社スィム(現神姫Bizプロデュース株式会社) 代表取締役社長就任 2021年6月 当社取締役就任、経営企画部長委嘱 2022年4月 神姫フードサービス株式会社 代表取締役社長就任 2023年6月 常務取締役就任(現任)	(注)3	3
取締役	上門 一裕	1958年3月22日生	1980年4月 山陽電気鉄道株式会社入社 2005年6月 同社取締役就任 2009年6月 同社代表取締役社長就任 2013年6月 阪神電気鉄道株式会社 取締役就任 2013年6月 当社取締役就任(現任) 2025年6月 山陽電気鉄道株式会社代表取締役会長就任(現任)	(注)3	-



役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
取締役	藤岡 資正	1976年12月11日生	2007年12月 チュラロンコン大学サシン経営大学院 会計学担当教員就任(現任) 2011年4月 同大学院日本センター 所長就任 2017年4月 SEKISUI HEIM REAL ESTATE(THAILAND) CO.,LTD. 取締役就任 2018年4月 明治大学専門職大学院グローバルビジネス研究科 准教授就任 2019年6月 当社取締役就任(現任) 2020年4月 明治大学専門職大学院グローバルビジネス研究科 専任教授就任(現任) 2022年1月 早稲田大学ビジネススクール 客員教授就任(現任) 2022年4月 明治大学専門職大学院 教務主任就任	(注)3	-
取締役	殿村 美樹	1961年2月26日生	1983年4月 株式会社福寿園入社 1992年1月 株式会社TMオフィス 代表取締役就任(現任) 2015年4月 同志社大学大学院ビジネス研究科MBAプログラム 嘱託教員就任(現任) 2017年4月 内閣府地域活性化伝道師就任(現任) 2019年1月 一般社団法人地方PR機構 代表理事就任(現任) 2020年6月 当社取締役就任(現任) 2023年5月 財務省 近畿財務局アドバイザー(現任)	(注)3	-
取締役	久須 勇介	1961年6月17日生	1984年4月 阪神電気鉄道株式会社入社 2006年6月 阪神バス株式会社代表取締役社長就任 2013年4月 阪神電気鉄道株式会社取締役就任 2017年12月 同社常務取締役就任 2018年4月 阪急阪神不動産株式会社代表取締役副社長就任 2020年4月 阪神電気鉄道株式会社専務取締役就任 2020年6月 西大阪高速鉄道株式会社代表取締役社長就任 2023年4月 阪神電気鉄道株式会社代表取締役社長就任(現任) 2023年6月 阪急阪神ホールディングス株式会社代表取締役副社長就任(現任) 2023年6月 当社取締役就任(現任)	(注)3	-
取締役 総務部・人事部担当 総務部長・人事部長	井村 在宏	1971年3月26日生	1994年4月 当社入社 2016年5月 神姫観光ホールディングス株式会社(現神姫観光株式会社) 取締役就任 2018年6月 人事部長 2019年5月 しんきエンジェルハート株式会社 代表取締役就任(現任) 2020年6月 取締役就任(現任)、人事部長委嘱(現任) 2021年6月 総務部長委嘱(現任)	(注)3	3
取締役 事業戦略部担当 事業戦略部長	三木 公仁	1973年7月1日生	2001年4月 当社入社 2016年4月 事業戦略部バンコクオフィス所長 2017年11月 Shinki International Co.,Ltd.代表取締役社長(現任) 2023年6月 取締役就任(現任)、事業戦略部長委嘱(現任)	(注)3	1

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
常勤監査役	小林 健一	1962年9月7日生	1986年4月 当社入社 2013年6月 不動産事業部長 2017年6月 取締役就任、不動産事業部長委嘱 2019年5月 株式会社山陽百貨店 取締役就任 2019年6月 当社経営企画部長委嘱 2021年6月 常勤監査役就任(現任)	(注)4	2
監査役	澤田 恒	1947年5月26日生	1976年3月 最高裁判所司法研修所修了 1976年4月 大阪弁護士会登録 1978年3月 神戸弁護士会(現兵庫県弁護士会)登録換、澤田法律事務所主宰 1994年6月 大和工業株式会社 監査役就任 2006年6月 当社監査役就任(現任) 2019年5月 澤田・中上・森法律事務所主宰就任(現任) 2019年5月 和田興産株式会社 取締役(監査等委員)就任	(注)5	0
監査役	岩崎 和文	1948年4月19日生	1975年11月 監査法人大成会計社(現 EY新日本有限責任監査法人)入所 1979年3月 公認会計士登録 2005年7月 新日本監査法人(現 EY新日本有限責任監査法人)代表社員神戸事務所長就任 2005年7月 岩崎公認会計士税理士事務所長就任(現任) 2010年7月 株式会社増田製粉所監査役就任 2011年5月 株式会社エコリング監査役就任(現任) 2013年3月 多木化学株式会社監査役就任 2014年6月 虹技株式会社取締役就任 2017年6月 一般財団法人神戸みよりの公社(現 神戸農政公社)監事就任(現任) 2022年6月 当社監査役就任(現任)	(注)5	-
監査役	中尾 一彦	1959年7月1日生	1982年4月 株式会社太陽神戸銀行(現三井住友銀行)入行 2014年4月 同行理事 本店 上席推進役就任 2014年6月 株式会社三井住友フィナンシャルグループ常任監査役就任 2017年6月 神戸土地建物株式会社代表取締役副社長就任 2019年6月 同社代表取締役社長就任 2020年6月 山陽電気鉄道株式会社監査役就任 2022年6月 神戸土地建物株式会社代表取締役会長就任 2023年6月 当社監査役就任(現任) 2024年6月 神栄株式会社 取締役(監査等委員)就任(現在)	(注)4	-
計					37

- (注) 1. 取締役上門一裕、藤岡資正、殿村美樹及び久須勇介は、社外取締役であります。
2. 監査役澤田 恒、岩崎和文及び中尾一彦は、社外監査役であります。
3. 取締役の任期は、2025年6月25日開催の定時株主総会の終結の時から1年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会の終結の時までであります。
4. 監査役小林健一及び中尾一彦の任期は、2023年6月23日開催の定時株主総会の終結の時から4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会の終結の時までであります。
5. 監査役澤田 恒及び岩崎和文の任期は、2024年6月27日開催の定時株主総会の終結の時から4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会の終結の時までであります。
6. 当社は株式会社東京証券取引所に対して、取締役上門一裕、藤岡資正、殿村美樹及び久須勇介、監査役澤田 恒、岩崎和文及び中尾一彦を独立役員とする独立役員届出書を提出しております。
7. 千株未満は切り捨てております。「-」は保有していません。

#### 社外役員の状況

当社の社外取締役は4名、社外監査役は3名であります。

社外取締役上門一裕は、山陽電気鉄道株式会社の代表取締役会長を兼務しており、同社は不動産において当社と競業関係にあります。また、同社が保有する不動産について、当社と賃貸借契約を締結しております。なお、同社は当社の株式を35千株（持株比率0.58%）保有するとともに、株式会社日本カストディ銀行が保有する440千株（同7.29%）について、議決権行使の指図権を留保しております。

社外取締役藤岡資正は、明治大学専門職大学院グローバルビジネス研究科専任教授を務めております。

社外取締役殿村美樹は、株式会社TMオフィスの代表取締役を兼務するとともに、同志社大学大学院ビジネス研究科MBAプログラム嘱託教員、内閣府地域活性化伝道師、一般社団法人地方PR機構代表理事を務めております。

社外取締役久須勇介は、阪神電気鉄道株式会社の代表取締役社長を兼務しており、同社は当社の株式を590千株（同9.79%）保有しております。また、同氏は阪急阪神ホールディングス株式会社の代表取締役副社長も兼務しております。

社外監査役澤田 恒は、澤田・中上・森法律事務所の主宰を務めており、同氏は当社の株式を0千株（同0.00%）保有しております。

社外監査役岩崎和文は、岩崎公認会計士税理士事務所所長を務めております。

社外監査役中尾一彦は、株式会社三井住友銀行に勤務していましたが、同行は当社の株式を71千株（同1.19%）保有しており、更に当社に対して貸付けを行っております。しかしながら、当社の財務状況は同行からの借入金に依存している状況ではありません。

当社は、社外取締役の上門一裕、藤岡資正、殿村美樹及び久須勇介、社外監査役の澤田 恒、岩崎和文及び中尾一彦を独立役員とする独立役員届出書を株式会社東京証券取引所に届け出ております。

当社は、東京証券取引所が定める独立役員の要件に基づき、独立性の判断を行っております。具体的には、経歴や当社との関係を踏まえて、当社経営陣から独立した立場で社外役員としての職務を遂行できる十分な独立性が確保できることを前提に判断しております。

当社は、社外取締役からは業界に精通した経営者や会計・経営学・海外での事業展開に精通した大学教授、女性の観点から、当社の経営に対して客観的な立場に立った助言をいただき、社外監査役からはそれぞれ弁護士、公認会計士・税理士、金融機関出身者といった観点から、専門的かつ客観的な助言をいただくことがガバナンスの強化に繋がるものと考えております。

#### 社外取締役又は社外監査役による監督又は監査と内部監査、監査役監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

内部監査、監査役監査及び会計監査の内容については、上述の通り、相互に情報・意見を交換し、内部統制システムについては必要に応じて担当部門から意見を求めることとしております。当該情報は必要に応じて取締役会、監査役会に報告されるため、社外取締役及び社外監査役の意見の参考となっております。内部統制については、全社統制の整備を行う部門を特定しており、監査対象となる部門の監査を定期的に行っております。

(3) 【監査の状況】

監査役監査の状況

イ. 監査役監査の組織、人員及び手続

当社の監査役会は、監査役4名（常勤監査役1名、非常勤の社外監査役3名）で構成され、監査役会を原則毎月1回開催しております。

社外監査役の岩崎和文氏は、公認会計士及び税理士の資格を有しており、また、社外監査役の中尾一彦氏は、長年にわたり銀行勤務の経験があり、両氏は財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

常勤監査役は、監査役会において定めた監査実施計画に従い、取締役会や常勤役員会等の重要な会議への出席や、稟議書等の重要書類の閲覧、子会社への往査、本社各部門へのヒアリング等により、実効性のある監査を実施しております。また、社外監査役は、常勤監査役からの報告を受け、監査役会での十分な審議によって、効率的な監査を行っております。

監査役を補助する監査担当者は3名で、いずれも内部監査員を兼務しております。

ロ. 監査役会の開催頻度・個々の監査役の出席状況

当社の監査役会は、原則として月1回取締役会の前に開催するほか、四半期末及び期末の会計監査人からの監査報告や監査役会の監査報告書作成の審議のため、当事業年度は合計13回開催し、1回あたりの所要時間は約1時間でした。

個々の監査役の出席状況は以下の通りです。

氏名	開催回数	出席回数
常勤監査役 小林 健一	13回	13回
社外監査役 澤田 恒	13回	13回
社外監査役 岩崎 和文	13回	13回
社外監査役 中尾 一彦	13回	13回

ハ. 監査役会の具体的な検討内容

- ・重点監査項目の設定
- ・内部統制システムの整備・運用状況
- ・棚卸資産・固定資産の管理状況
- ・会計監査人の監査の相当性
- ・競業取引・利益相反取引
- ・内部公益通報制度の運用状況
- ・不祥事等への対応

ニ. 常勤及び非常勤監査役の活動状況

- ・重要会議への出席  
常勤役員会、部門長会議、予算委員会、労使協議会等（常勤監査役）
- ・代表取締役へのヒアリング  
年2回実施（全監査役）
- ・本社各部門長及び取締役等へのヒアリング  
年4回実施（全監査役）
- ・重要な決裁書類等の閲覧  
稟議書、契約書、重要会議・議事録、中期経営計画等（常勤監査役）
- ・財産保全の状況把握  
年1回、主要な建物・土地等を巡回し確認（常勤監査役）
- ・子会社への往査  
年2回実施（常勤監査役）
- ・会計監査人との連携  
監査計画書・四半期レビュー・監査報告書等の説明聴取
- ・内部監査部門との連携  
内部監査業務の取り組み状況や課題等の共有（常勤監査役）

内部監査の状況

当社の内部監査部門である監査室は、内部監査の独立性を保持するため、社長直轄の組織としており、内部監査員3名が在籍しております。内部監査員は、「内部監査規程」に基づき、期初に「内部監査計画表」を社長に提出し、その了承を得て業務監査・会計監査・内部統制監査（IT統制監査含む）を実施しております。

業務監査については、業務の運営が社内の諸規程に準拠して、効果的かつ効率的になされているかを監査しております。

会計監査については、収益・費用等の会計処理が適正に処理されているかを調べ、不正の有無、記録の適否を監査しております。

内部統制監査については、「内部統制報告制度」（金融商品取引法）に基づき財務報告に係る内部統制の整備状況と運用状況について、評価範囲を定めてその有効性について監査しております。

監査結果については、取締役会に直接報告はしておりませんが、全て監査報告書を作成したうえで社長に報告しております。また欠陥や不備があればその都度、担当部課に改善指示し、その回答書を取り寄せて社長に報告しております。

内部監査員と監査役の連携としては、内部監査員は全ての監査報告書を常勤監査役に報告しており、常勤監査役はその監査結果を監査役会で報告しております。また、内部監査員は監査役会において、内部監査の現状等について定期的に直接報告しております。

内部監査員と会計監査人の連携としては、それぞれの監査結果について、情報交換、意見交換しております。

会計監査人と監査役の連携としては、会計監査人の日常監査については会計監査記録、内部統制監査記録を監査役に回覧し、そのすべてを監査役会にて報告しております。また、会計監査人から期初に監査計画の説明を受け、その後、四半期ごとに監査結果の報告を受け、監査役会において意見交換しております。

#### 会計監査の状況

##### イ．監査法人の名称

EY新日本有限責任監査法人

##### ロ．継続監査期間

1951年以降

#### 八．業務を執行した公認会計士

指定有限責任社員 業務執行社員 栗原 裕幸

指定有限責任社員 業務執行社員 中尾 志都

#### 二．監査業務に係る補助者の構成

当社の会計監査業務に係る補助者

公認会計士 8名

その他 20名

#### ホ．監査法人の選定方針と理由

当社は、監査法人の品質管理体制、監査の実施体制、専門能力、グローバル対応力、独立性、監査報酬等を総合的に判断し、監査法人を選定しております。EY新日本有限責任監査法人の選定に当たっては、日本公認会計士協会の品質管理レビュー及び公認会計士・監査審査会の検査結果、またEY新日本有限責任監査法人から提出された「監査品質に関する報告書」、「会計監査人の職務の遂行に関する監査役への報告」等により、その適格性を確認しております。

なお、当社の監査役会は、会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると判断される場合、会社法、公認会計士法等の法令違反による懲戒処分や監督官庁からの処分を受けた場合、その他、会計監査人の監査品質、品質管理、独立性、総合的能力等、監査を遂行するに不十分であると判断した場合、のいずれかに該当する場合、会計監査人の解任又は不再任の決定を行う方針を定めております。

#### ヘ．監査役及び監査役会による監査法人の評価

当社の監査役及び監査役会は、監査法人に対して、日本監査役協会が公表する「会計監査人の評価及び選定基準策定に関する監査役等の実務指針」に基づいた評価をしております。また監査の実施状況につきましては、経営執行部門から報告を受けるほか、経理担当部門や内部監査部門に意見聴取し、その適切性・妥当性を評価しております。

監査報酬の内容等

イ．監査公認会計士等に対する報酬

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬（百万円）	非監査業務に基づく報酬（百万円）	監査証明業務に基づく報酬（百万円）	非監査業務に基づく報酬（百万円）
提出会社	33	-	36	-
連結子会社	-	-	-	-
計	33	-	36	-

ロ．監査公認会計士等と同一のネットワークに属する組織に対する報酬（イ.を除く）

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬（百万円）	非監査業務に基づく報酬（百万円）	監査証明業務に基づく報酬（百万円）	非監査業務に基づく報酬（百万円）
提出会社	-	-	-	-
連結子会社	-	-	-	-
計	-	-	-	-

ハ．その他の重要な監査証明業務に基づく報酬の内容

該当事項はありません。

ニ．監査報酬の決定方針

会計監査人に対する監査報酬の決定方針としては、当社内部監査部門と当該監査法人との間で協議の上合意した監査報酬見積書を代表取締役提出し、代表取締役が承認の上、監査役会の同意を得て決定することとしております。

ホ．監査役会が会計監査人の報酬等に同意した理由

監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りなどが当社の事業規模や事業内容に適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬などの額について同意の判断をしております。

#### (4) 【役員の報酬等】

役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

当社は、2023年5月15日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。また、取締役会は当該事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容は次のとおりであります。

##### イ．基本方針

当社は中長期的な視点による経営が重要であると考え、持続的な企業価値の向上を重視することを基本としながらも、単年度業績の向上の追求にも配慮したインセンティブが機能する報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針としております。

具体的には業務執行取締役の報酬は、固定報酬としての「基本報酬」、短期インセンティブとしての「業績連動報酬」及び長期にわたる株主との価値共有と中長期の企業価値向上に対するインセンティブとしての「株式報酬」により構成し、監督機能を担う社外取締役についてはその職務に鑑み基本報酬のみを支払うこととしております。

##### ロ．基本報酬の個人別の報酬等の額の決定に関する方針

取締役の基本報酬は毎月同額とし、役職位、職責に応じて同業他社や近隣上場企業の水準、従業員給与の水準を考慮しながら総合的に勘案して決定しております。なお、当社の取締役の個人別の報酬額については、株主総会で承認された報酬総額の範囲内で、予め独立社外役員が過半数を占める指名報酬委員会に諮問し、その答申を踏まえて、取締役会の決議により決定しております。取締役会は、個人別の報酬額の決定について取締役社長に委任することができますが、その内容の決定方法及び決定された内容が各報酬の方針と整合していることや、指名報酬委員会からの答申に従っていることを確認しております。

##### ハ．業績連動報酬の内容及びその額の算定方法に関する方針

業務執行取締役に支給する業績連動報酬は、当該事業年度の個別当期純利益に連動した現金報酬とし、年1回各事業年度の業績確定後に支給しております。業績連動報酬の算定方法は以下の通りであります。

- ( ) 業績連動報酬は、当該事業年度の個別当期純利益(10百万円未満切り捨て)に役職位別の指数を乗じた額とし、その総額は57百万円を超えない金額であります。
- ( ) 上記( )にかかわらず、個別当期純利益が300百万円未満の場合、業績連動報酬は支給いたしません。また、個別当期純利益が1,500百万円を超える場合、上記( )の計算において個別当期純利益は1,500百万円として計算いたします。
- ( ) 役職位別の指数は取締役会長0.0106、取締役社長0.0106、専務取締役0.0075、常務取締役0.0052、取締役0.0034であります。

以上のことは、第143期(2026年3月期)における業績連動報酬の算定方法とすることを2025年6月25日開催の取締役会において決議しております。

##### ニ．株式報酬の内容及びその額の算定方法に関する方針

業務執行取締役に支給する株式報酬は、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的としたものであります。当社取締役会決議に基づき、毎事業年度において事前確定届出給与として金銭債権を支給し、各業務執行取締役は、当該金銭債権の全部を現物出資の方法で払い込むことにより、当社普通株式の発行又は処分を受けます。本制度による当社普通株式の発行又は処分に当たっては、当社と各業務執行取締役との間で、譲渡制限付株式割当契約(以下「本割当契約」という。)を締結いたします。

なお、譲渡制限付株式の払込金額は、その発行又は処分に係る当社取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社普通株式の終値(同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値)を基礎として、各業務執行取締役に特に有利な金額とならない範囲で当社取締役会において決定いたします。

本制度の具体的な内容は以下のとおりです。本制度に関するその他の事項につきましては、当社取締役会において定めるものといたします。

( ) 金銭債権の総額及び発行又は処分される株式総数

各業務執行取締役を支給する金銭債権の総額は年額40百万円以内、各業務執行取締役に譲渡制限付株式として発行又は処分をされる当社普通株式の総数は年15,000株以内とすることを、2023年6月23日定時株主総会において決議されております。なお、業務執行取締役への具体的な支給時期及び配分については、取締役会において決定することといたします。

( ) 譲渡制限の期間及び内容

譲渡制限付株式の割当てを受けた業務執行取締役は、当社又は当社の子会社の取締役、監査役、顧問、相談役又は使用人その他これに準ずる地位のいずれかに地位を退任又は退職した直後の時点までの間（以下「譲渡制限期間」という。）、本割当契約により割当てを受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」という。）について、譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないものといたします（以下「譲渡制限」という。）。

( ) 譲渡制限の解除

譲渡制限付株式の割当てを受けた業務執行取締役が、職務執行開始日からその後最初に到来する定時株主総会の終結時点の直前時までの期間（以下、「役務提供期間」という。）、継続して、当社又は当社の子会社の取締役、監査役、顧問、相談役又は使用人その他これに準ずる地位のいずれかに地位あったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除いたします。

( ) 当社による無償取得

譲渡制限期間中に、譲渡制限付株式の割当てを受けた業務執行取締役が、法令又は社内規程等に違反するなど当社取締役会が定める一定の事由が生じた場合、当該取締役の保有する本割当株式を当然に無償で取得いたします。

( ) 組織再編等における取扱い

譲渡制限期間中に当社が消滅会社となる合併その他の組織再編等がなされる場合、当社取締役会の決議により、役務提供期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除いたします。

ホ．金銭報酬の額、業績連動報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

当社は「イ．基本方針」のとおりインセンティブが機能するも、インセンティブ割合が過度な配分にならない報酬体系としております。よって、短期的なインセンティブとなる業績連動報酬及び中長期的なインセンティブとなる株式報酬が、経営の責任度合いに応じて、上位の役職位ほどウェイトを高める構成としております。

業務執行取締役の役職位別の報酬割合については、業績連動報酬及び株式報酬がそれぞれ上限の支給となった場合に、基本報酬、業績連動報酬、株式報酬が概ね次の目安になるよう設定しております。

役職位	基本報酬	業績連動報酬	株式報酬
取締役会長・取締役社長	60%	28%	12%
専務取締役	63%	26%	11%
常務取締役	66%	24%	10%
取締役	70%	21%	9%

当社の役員報酬等については定款第26条に「株主総会」の決議をもって定めることとしており、取締役の報酬限度額は2021年6月25日開催の第138回定時株主総会において年額240百万円以内（うち、社外取締役分50百万円以内）、監査役の報酬限度額は2011年6月29日開催の第128回定時株主総会において年額55百万円以内と決議されております。



役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の額(百万円)			対象となる 役員の員数 (人)
		固定報酬	業績連動報酬	非金銭報酬等	
取締役 (社外取締役を除く。)	192	120	50	21	6
監査役 (社外監査役を除く。)	24	24	-	-	1
社外役員	50	50	-	-	8

(注) 1. 上記には、2025年6月25日開催の第142回定時株主総会終結の時をもって退任した社内取締役1名の在任中の報酬等が含まれております。

2. 業績連動報酬に係る業績評価については、下記のとおりであります。当該評価を選定した理由は、中長期的な視点による経営を行うことで、持続的な企業価値の向上を重視することを基本としながらも、単年度業績の向上の追及にも配慮したインセンティブとするためであります。

評価項目	
定量的評価	当該事業年度の個別当期純利益にて評価 ・ 個別当期純利益に役職位別の指数を乗じた額(百万円未満切り捨て) ただし、53百万円を超えない金額とする ・ 当期純利益が300百万円未満の場合、業績連動報酬は支払わない

各業務執行取締役への支給配分については、定量的評価によって算定された業績連動報酬の総額に役職位別に定めた係数を乗じた金額としております。なお、当事業年度に係る個別当期純利益は1,431百万円でありますので、業務執行取締役6名に支給する業績連動報酬の総額は50百万円としております。

3. 業務執行取締役の譲渡制限付株式の付与のために支給する報酬の限度額は、2023年6月23日開催の第140回定時株主総会において年額40百万円以内(ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含みません。)と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、6名(社外取締役を除く。)であります。

役員ごとの連結報酬等の総額等

連結報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。

(5) 【株式の保有状況】

投資株式の区分の基準及び考え方

当社は投資株式について、専ら株式の価値の変動又は配当の受領によって利益を得ることを目的として保有している株式を純投資目的である投資株式、それ以外の株式を純投資目的以外の目的である投資株式（政策保有株式）に区分しております。

保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

イ．保有方針及び保有の合理性を検証する方法並びに個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の内容

当社は、事業遂行上において、取引の円滑化や金融機関との安定的かつ継続的な関係強化等、当社が企業価値を向上させることが期待できる場合には当社の取引先等である上場企業の株式を保有しております。

政策保有株式に関しては取得段階において、株価の下落リスクが当社の財務内容に影響を及ぼさない範囲に限定するため、取締役会規則で審議する基準を定めており、それを超える投資については決議を要することとしております。また、保有後は毎年取締役会において

- ( ) 保有目的
- ( ) 事業上の関係の維持・強化をはじめとする当該上場株式を保有することにより見込まれる便益
- ( ) 株価の下落リスクをはじめとする当該上場株式を保有することに伴うリスク

以上を勘案したうえで、保有目的が適切か、保有に伴う便益やリスクが資本コストに見合っているか等を検証いたします。

検証の結果、中長期的な経済合理性が認められない政策保有株式については、売却その他の方法による政策保有の解消を検討することとしております。

ロ．銘柄数及び貸借対照表計上額

	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の 合計額(百万円)
非上場株式	26	101
非上場株式以外の株式	7	2,296

(当事業年度において株式数が増加した銘柄)

	銘柄数 (銘柄)	株式数の増加に係る取得 価額の合計額(百万円)	株式数の増加の理由
非上場株式	-	-	-
非上場株式以外の株式	-	-	-

(当事業年度において株式数が減少した銘柄)

	銘柄数 (銘柄)	株式数の減少に係る売却 価額の合計額(百万円)
非上場株式	-	-
非上場株式以外の株式	-	-

八．特定投資株式及びみなし保有株式の銘柄ごとの株式数、貸借対照表計上額等に関する情報

特定投資株式

銘柄	当事業年度	前事業年度	保有目的、業務提携等の概要、 定量的な保有効果（注1） 及び株式数が増加した理由	当社の株式の 保有の有無
	株式数（株）	株式数（株）		
	貸借対照表計上額 （百万円）	貸借対照表計上額 （百万円）		
グローリー(株)	616,000	616,000	バス事業における取引関係の維持・強化を通じた、当社グループの中長期的な企業価値向上を図ることを目的として保有しております。主として取引額をもとに相互保有の合理性を検討しております。	有
	1,617	1,749		
横浜ゴム(株)	75,000	75,000	バス事業における取引関係の維持・強化を通じた、当社グループの中長期的な企業価値向上を図ることを目的として保有しております。主として取引額をもとに相互保有の合理性を検討しております。	有
	258	301		
(株)三井住友フィナンシャルグループ (注)2	56,253	18,751	当社グループにおける事業上の関係を維持・強化し、資金調達を通じて企業基盤の安定化と、中長期的に企業価値の向上を図ることを目的として保有しております。	無(注)4
	213	167		
MS&ADインシュアランスグループホールディングス(株) (注)3	29,199	9,733	保険契約等の関係先として、当社グループの中長期的な企業価値向上を図ることを目的として保有しております。	無(注)5
	94	79		
(株)三菱UFJフィナンシャル・グループ	43,530	43,530	当社グループにおける事業上の関係を維持・強化し、資金調達を通じて企業基盤の安定化と、中長期的に企業価値の向上を図ることを目的として保有しております。	無(注)6
	87	67		
(株)神戸製鋼所	9,904	9,904	特定バス運行等の取引先として、事業上の関係を維持・強化し、企業基盤の安定化を図り、中長期的に企業価値の向上を図ることを目的として保有しております。	無
	17	20		
(株)りそなホールディングス	6,730	6,730	当社グループにおける事業上の関係を維持・強化し、資金調達を通じて企業基盤の安定化と、中長期的に企業価値の向上を図ることを目的として保有しております。	無(注)7
	8	6		

(注)1．定量的な保有効果は個別の取引条件を開示できないため記載が困難ですが、直近では2024年8月の取締役会において、個別の政策保有株式について保有の意義を検証しており、現状保有する政策保有株式はいずれも保有方針に沿った目的で保有していることを確認しております。

- 2．(株)三井住友フィナンシャルグループは2024年10月1日を効力発生日として普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行っております。
- 3．MS&ADインシュアランスグループホールディングス(株)は2024年4月1日を効力発生日として普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行っております。
- 4．(株)三井住友フィナンシャルグループは当社株式を保有しておりませんが、同子会社である(株)三井住友銀行は当社株式を保有しております。
- 5．MS&ADインシュアランスグループホールディングス(株)は当社株式を保有しておりませんが、同子会社である三井住友海上火災保険(株)及びあいおいニッセイ同和損害保険(株)が当社株式を保有しております。

6. (株)三菱UFJフィナンシャル・グループは当社株式を保有しておりませんが、同子会社である三菱UFJ信託銀行(株)が当社株式を保有しております。
7. (株)りそなホールディングスは当社株式を保有しておりませんが、同子会社である(株)みなと銀行が当社株式を保有しております。

みなし保有株式

銘柄	当事業年度	前事業年度	保有目的、業務提携等の概要、 定量的な保有効果(注2) 及び株式数が増加した理由	当社の株式の 保有の有無
	株式数(株)	株式数(株)		
	貸借対照表計上額 (百万円)	貸借対照表計上額 (百万円)		
(株)三井住友フィナンシャルグループ (注)3	180,600	60,200	退職給付信託契約に基づく議決権行使の 指図権限	無(注)5
	685	536		
山陽電気鉄道(株)	260,000	260,000	退職給付信託契約に基づく議決権行使の 指図権限	有
	519	549		
阪急阪神ホールディングス(株)	28,800	28,800	退職給付信託契約に基づく議決権行使の 指図権限	無(注)6
	115	126		
(株)三菱UFJフィナンシャル・グループ	50,800	50,800	退職給付信託契約に基づく議決権行使の 指図権限	無(注)7
	102	79		
三井住友トラストグループ(株)(注)4	11,800	11,800	退職給付信託契約に基づく議決権行使の 指図権限	無
	43	39		
(株)みずほフィナンシャルグループ	5,900	5,900	退職給付信託契約に基づく議決権行使の 指図権限	無
	23	17		

- (注) 1. 貸借対照表計上額の上位銘柄を選定する段階で特定投資株式とみなし保有株式を合算しておりません。
2. 定量的な保有効果は個別の取引条件を開示できないため記載は困難であります。
3. (株)三井住友フィナンシャルグループは2024年10月1日を効力発生日として普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行っております。
4. 三井住友トラスト・ホールディングス(株)は2024年10月1日を効力発生日として三井住友トラストグループ(株)に商号変更しております。
5. (株)三井住友フィナンシャルグループは当社株式を保有しておりませんが、同子会社である(株)三井住友銀行は当社株式を保有しております。
6. 阪急阪神ホールディングス(株)は当社株式を保有しておりませんが、同子会社である阪神電気鉄道(株)は当社株式を保有しております。
7. (株)三菱UFJフィナンシャル・グループは当社株式を保有しておりませんが、同子会社である三菱UFJ信託銀行(株)は当社株式を保有しております。

保有目的が純投資目的である投資株式  
 該当事項はありません。

## 第5【経理の状況】

### 1. 連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

(1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号)に基づいて作成しております。

(2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しております。

また、当社は、特例財務諸表提出会社に該当し、財務諸表等規則第127条の規定により財務諸表を作成しております。

### 2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度(2024年4月1日から2025年3月31日まで)の連結財務諸表及び事業年度(2024年4月1日から2025年3月31日まで)の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

### 3. 連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組について

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組を行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、又は会計基準等の変更等についての的確に対応することができる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入しております。また、会計・税務に関するセミナーへ定期的に参加しております。

## 1 【連結財務諸表等】

## (1) 【連結財務諸表】

## 【連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2024年3月31日)	当連結会計年度 (2025年3月31日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金	5,966	5,929
受取手形、売掛金及び契約資産	3 5,659	3 6,358
商品及び製品	661	671
仕掛品	263	215
原材料及び貯蔵品	123	134
分譲土地建物	501	485
その他	273	574
貸倒引当金	4	4
流動資産合計	13,446	14,364
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物	2, 5 28,035	2, 5 29,565
減価償却累計額	16,271	17,004
建物及び構築物（純額）	11,763	12,560
機械装置及び工具器具備品	5 3,207	5 3,248
減価償却累計額	2,588	2,667
機械装置及び工具器具備品（純額）	618	580
車両運搬具	5 18,513	5 19,222
減価償却累計額	16,404	17,080
車両運搬具（純額）	2,109	2,141
土地	2, 5 25,907	2, 5 26,440
リース資産	604	920
減価償却累計額	240	354
リース資産（純額）	363	565
建設仮勘定	381	1,366
有形固定資産合計	41,144	43,655
無形固定資産	5 288	5 275
投資その他の資産		
投資有価証券	1, 2 3,850	1, 2 4,526
退職給付に係る資産	1,925	1,953
繰延税金資産	486	532
その他	2 1,980	2 1,820
貸倒引当金	49	54
投資その他の資産合計	8,191	8,778
固定資産合計	49,624	52,709
資産合計	63,070	67,073

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2024年3月31日)	当連結会計年度 (2025年3月31日)
<b>負債の部</b>		
流動負債		
支払手形及び買掛金	2,966	2,996
電子記録債務	454	392
1年内返済予定の長期借入金	571	1,653
リース債務	123	169
未払金	3,199	3,397
未払法人税等	611	808
未払消費税等	386	512
賞与引当金	1,094	1,150
役員賞与引当金	55	80
その他	4,225	2,427
流動負債合計	9,719	11,920
固定負債		
長期借入金	1,333	1,280
リース債務	305	456
繰延税金負債	1,447	1,422
役員退職慰労引当金	9	9
退職給付に係る負債	934	922
その他	2,192	1,598
固定負債合計	5,959	5,690
負債合計	15,678	17,610
<b>純資産の部</b>		
株主資本		
資本金	3,140	3,140
資本剰余金	2,248	2,251
利益剰余金	40,445	42,600
自己株式	440	423
株主資本合計	45,393	47,568
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	1,741	1,692
為替換算調整勘定	17	22
退職給付に係る調整累計額	275	225
その他の包括利益累計額合計	1,998	1,895
非支配株主持分	-	-
純資産合計	47,392	49,463
負債純資産合計	63,070	67,073

【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】  
【連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
売上高		
自動車運送事業収益	22,558	23,924
その他の事業売上高	26,922	29,029
売上高合計	1 49,480	1 52,954
売上原価		
運送費	17,444	17,960
その他の事業売上原価	3 20,639	3 22,782
売上原価合計	38,083	40,742
売上総利益	11,397	12,211
販売費及び一般管理費	2 8,252	2 8,736
営業利益	3,145	3,474
営業外収益		
受取利息	10	10
受取配当金	79	112
仕入割引	28	30
持分法による投資利益	-	17
助成金収入	79	94
その他	69	64
営業外収益合計	267	330
営業外費用		
支払利息	5	6
持分法による投資損失	6	-
固定資産除却損	18	21
関係会社貸倒引当金繰入額	2	4
投資事業組合運用損	72	16
その他	23	28
営業外費用合計	129	76
経常利益	3,283	3,729
特別利益		
車両等購入補助金	180	220
固定資産売却益	4 65	-
特別利益合計	246	220
特別損失		
固定資産除却損	5 115	5 20
固定資産圧縮損	6 105	6 208
減損損失	7 66	7 53
本社移転費用	-	31
その他	-	0
特別損失合計	286	314
税金等調整前当期純利益	3,243	3,634
法人税、住民税及び事業税	1,056	1,225
法人税等調整額	66	62
法人税等合計	990	1,162
当期純利益	2,252	2,471
非支配株主に帰属する当期純利益	0	-
親会社株主に帰属する当期純利益	2,251	2,471



【連結包括利益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
当期純利益	2,252	2,471
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	238	48
退職給付に係る調整額	195	50
持分法適用会社に対する持分相当額	3	5
その他の包括利益合計	1,430	1,103
包括利益	2,682	2,367
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	2,681	2,367
非支配株主に係る包括利益	0	-

【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	3,140	2,247	38,404	453	43,339
当期変動額					
剰余金の配当			210		210
親会社株主に帰属する 当期純利益			2,251		2,251
自己株式の取得				1	1
自己株式の処分		1		14	16
非支配株主との取引に係る 親会社の持分変動		1			1
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					-
当期変動額合計	-	0	2,040	12	2,053
当期末残高	3,140	2,248	40,445	440	45,393

	その他の包括利益累計額				非支配株主持分	純資産合計
	その他有価 証券評価差 額金	為替換算調整勘 定	退職給付に 係る調整累 計額	その他の包括 利益累計額合 計		
当期首残高	1,501	12	79	1,568	0	44,907
当期変動額						
剰余金の配当						210
親会社株主に帰属する 当期純利益						2,251
自己株式の取得						1
自己株式の処分						16
非支配株主との取引に係る 親会社の持分変動						1
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	239	4	195	430	0	430
当期変動額合計	239	4	195	430	0	2,484
当期末残高	1,741	17	275	1,998	-	47,392

当連結会計年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	3,140	2,248	40,445	440	45,393
当期変動額					
剰余金の配当			316		316
親会社株主に帰属する 当期純利益			2,471		2,471
自己株式の取得				0	0
自己株式の処分		2		18	21
非支配株主との取引に係る 親会社の持分変動					-
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					-
当期変動額合計	-	2	2,155	17	2,175
当期末残高	3,140	2,251	42,600	423	47,568

	その他の包括利益累計額				非支配株主持分	純資産合計
	その他有価 証券評価差 額金	為替換算調整勘 定	退職給付に 係る調整累 計額	その他の包括 利益累計額合 計		
当期首残高	1,741	17	275	1,998	-	47,392
当期変動額						
剰余金の配当						316
親会社株主に帰属する 当期純利益						2,471
自己株式の取得						0
自己株式の処分						21
非支配株主との取引に係る 親会社の持分変動						-
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	49	4	50	103		103
当期変動額合計	49	4	50	103	-	2,071
当期末残高	1,692	22	225	1,895	-	49,463

## 【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>		
税金等調整前当期純利益	3,243	3,634
減価償却費	1,712	2,053
減損損失	66	53
賞与引当金の増減額(は減少)	49	55
役員賞与引当金の増減額(は減少)	1	25
退職給付に係る負債の増減額(は減少)	14	11
受取利息及び受取配当金	90	123
支払利息	5	6
持分法による投資損益(は益)	6	17
助成金収入	79	94
固定資産売却損益(は益)	67	17
固定資産除却損	133	42
固定資産圧縮損	105	208
売上債権の増減額(は増加)	488	698
棚卸資産の増減額(は増加)	151	43
未払金の増減額(は減少)	424	170
未払消費税等の増減額(は減少)	170	154
その他	21	45
小計	4,665	5,529
利息及び配当金の受取額	90	123
利息の支払額	5	5
法人税等の支払額	1,165	1,038
助成金の受取額	79	94
営業活動によるキャッシュ・フロー	3,664	4,704
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>		
定期預金の預入による支出	10	0
定期預金の払戻による収入	10	10
有形固定資産の取得による支出	6,491	4,380
有形固定資産の売却による収入	177	40
投資有価証券の取得による支出	2	736
投資有価証券の売却及び償還による収入	0	115
その他	153	335
投資活動によるキャッシュ・フロー	6,469	5,286
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>		
長期借入れによる収入	-	1,600
長期借入金の返済による支出	913	571
ファイナンス・リース債務の返済による支出	102	157
配当金の支払額	210	316
非支配株主への配当金の支払額	-	-
その他	3	0
財務活動によるキャッシュ・フロー	1,230	554
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	4,035	27
現金及び現金同等物の期首残高	9,953	5,946
合併に伴う現金及び現金同等物の増加額	28	-
新規連結に伴う現金及び現金同等物の増加額	-	-
現金及び現金同等物の期末残高	15,946	15,919

【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数 15社

連結子会社名は「第1 企業の概況 4 関係会社の状況」に記載しているため省略しております。

(2) 非連結子会社の状況

会社の名称 SBTI Co.,Ltd. 他

(連結の範囲から除いた理由)

非連結子会社の総資産、売上高、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等は、いずれも連結財務諸表に重要な影響を及ぼしていないため、連結の適用範囲から除外しております。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用の非連結子会社及び関連会社の状況

持分法適用の非連結子会社及び関連会社の数 3社

会社の名称 全但バス(株)、Shinki International Co.,Ltd.、SBTI Co.,Ltd.

(2) 持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社の状況

会社の名称 Thai cross Japan Tour Co.,Ltd. 他

(持分法を適用しない理由)

各社の当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等は、いずれも少額であり、連結財務諸表に及ぼす影響は軽微であるため、持分法の適用範囲から除外しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

すべての連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

有価証券

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの ..... 時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により処理)を採用しております。

市場価格のない株式等 ..... 移動平均法による原価法を採用しております。

棚卸資産

商品及び製品 ..... 売価還元法による原価法等(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)を採用しております。

仕掛品 ..... 個別法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)を採用しております。

原材料及び貯蔵品..... 移動平均法による原価法等(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)を採用しております。

分譲土地建物 ..... 個別法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)を採用しております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産(リース資産を除く)

主として定率法を採用しております。

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

また、車両運搬具のうち提出会社の営業用バスについては、残存価額が取得価額の1%に達するまで減価償却を行うこととしております。

なお、主な耐用年数は以下の通りであります。

建物及び構築物 5年~50年

車両運搬具 2年~5年

無形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づいております。

#### リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とした定額法を採用しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のもは零としております。

#### (3) 重要な引当金の計上基準

##### 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

##### 賞与引当金

従業員に支給する賞与に備えるため、当連結会計年度に負担すべき支給見込額を計上しております。

##### 役員賞与引当金

役員に支給する賞与に備えるため、当連結会計年度に負担すべき支給見込額を計上しております。

##### 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、役員退職慰労金規程に基づく当連結会計年度末要支給額を計上しております。

#### (4) 退職給付に係る会計処理の方法

##### 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

##### 数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の日翌連結会計年度から費用処理しております。

##### 小規模企業等における簡便法の採用

連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

#### (5) 重要な収益及び費用の計上基準

当社及び連結子会社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点(収益を認識する通常の時点)は以下の通りであります。

なお、各事業における履行義務充足後の支払いは、履行義務の充足から一年以内に行われるため、重要な金融要素は含まれておりません。

##### 自動車運送業

自動車運送業においては、主にバス及びタクシーによる一般の顧客に対する旅客輸送サービスを行っており、旅客を目的地まで輸送した時点で収益を認識しております。乗合バスにおける定期運賃については、有効期間の開始日から終了日にわたって履行義務が充足されるため、当該有効期間に応じて収益を認識しております。また、特定バスについては、企業や学校等の特定の顧客に対する旅客輸送サービスを行っており、契約期間にわたり履行義務が充足されるため、一定の期間にわたり収益を認識しております。

##### 車両物販・整備業

車両物販・整備業においては、主に車両の部品等の販売及び車両の整備等を行っており、これらの商品等に対する支配は引渡し時に顧客へ移転し、その時点で履行義務が充足されると判断し、収益を認識しております。ただし、一部の商品につきましては「収益認識に関する会計基準の適用指針」第98項に定める代替的な取り扱いを適用し、商品の国内の販売において、出荷時から当該商品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の間である場合には、出荷時に収益を認識しております。

#### 不動産業

不動産業においては、主に工事契約による事務所、店舗、住宅等の建設及び管繕、商業施設・事務所・集合住宅等の不動産の賃貸を行っております。工事契約については、一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断し、履行義務の充足に係る進捗度に基づき収益を認識しております。なお、履行義務の充足に係る進捗度の測定は、各報告期間の期末日までに発生した工事原価が予想される工事原価の合計に占める割合に基づいて行っております。また、契約における取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い場合には、一定の期間にわたり収益を認識せず、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。賃貸事業においては、「リース取引に関する会計基準」（企業会計基準第13号）に基づき収益を認識しております。

#### レジャーサービス業

レジャーサービス業においては、主に飲食サービスの提供、物品販売等を行っており、これらの商品等に対する支配は引渡し時に顧客へ移転し、その時点で履行義務が充足されると判断し、収益を認識しております。

#### 旅行貸切業

旅行貸切業においては、主にパッケージ型旅行商品の販売及び顧客の需要に応じた旅客輸送サービスを行っております。旅行商品の販売については募集型企画旅行契約に基づき旅行日程の出発時点から帰着時点にかけてサービスを提供する履行義務を負っているため、旅行日程の帰着日時点で収益を認識しております。また、貸切バスにおいては、旅客を目的地まで輸送した時点で収益を認識しております。

#### (6) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりスクシカ負わない取得日から3か月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

(重要な会計上の見積り)

1. 繰延税金資産の回収可能性

(1) 提出会社における繰延税金資産の計上額

(単位：百万円)

	前連結会計年度	当連結会計年度
繰延税金負債（純額）	1,253	1,238
繰延税金負債と相殺前の繰延税金資産	526	557

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

算出方法

提出会社では、将来減算一時差異に対して、将来の収益力に基づく課税所得及びタックス・プランニングに基づき、繰延税金資産の回収可能性を判断しております。課税所得の見積りは事業計画及びその後の市場成長率を基礎としております。

主要な仮定

課税所得の見積りに用いた主要な仮定は、自動車運送収入見込額であります。

翌連結会計年度の連結財務諸表に与える影響

主要な仮定である自動車運送収入見込額について、将来の不確実な経済状況や経営状況等を正確に予測することは困難であり、課税所得の見積りに重要な影響を与えるリスクがあります。自動車運送収入が想定通り進捗せず、十分な課税所得が発生しない場合には、繰延税金資産の取崩しが発生する可能性があります。

(会計方針の変更)

(「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用)

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用しています。

法人税等の計上区分（その他の包括利益に対する課税）に関する改正については、2022年改正会計基準第20 - 3項ただし書きに定める経過的な取扱い及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 2022年10月28日。以下「2022年改正適用指針」という。）第65 - 2項（2）ただし書きに定める経過的な取扱いに従っています。なお、当該会計方針の変更による連結財務諸表への影響はありません。

また、連結会社間における子会社株式等の売却に伴い生じた売却損益を税務上繰り延べる場合の連結財務諸表における取扱いの見直しに関連する改正については、2022年改正適用指針を当連結会計年度の期首から適用しています。なお、当該会計方針の変更による前連結会計年度の連結財務諸表への影響はありません。



(未適用の会計基準等)

- ・「リースに関する会計基準」(企業会計基準第34号 2024年9月13日 企業会計基準委員会)
- ・「リースに関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第33号 2024年9月13日 企業会計基準委員会) 等

(1) 概要

企業会計基準委員会において、日本基準を国際的に整合性のあるものとする取組みの一環として、借手の全てのリースについて資産及び負債を認識するリースに関する会計基準の開発に向けて、国際的な会計基準を踏まえた検討が行われ、基本的な方針として、IFRS第16号の単一の会計処理モデルを基礎とするものの、IFRS第16号の全ての定めを採り入れるのではなく、主要な定めのみを採り入れることにより、簡素で利便性が高く、かつ、IFRS第16号の定めを個別財務諸表に用いても、基本的に修正が不要となることを目指したリース会計基準等が公表されました。

借手の会計処理として、借手のリースの費用配分の方法については、IFRS第16号と同様に、リースがファイナンス・リースであるかオペレーティング・リースであるかにかかわらず、全てのリースについて使用権資産に係る減価償却費及びリース負債に係る利息相当額を計上する単一の会計処理モデルが適用されます。

(2) 適用予定日

2028年3月期の期首から適用します。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「リースに関する会計基準」等の適用による連結財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中でありませ

## (連結貸借対照表関係)

## 1 非連結子会社及び関連会社に対するものは、次の通りであります。

	前連結会計年度 (2024年3月31日)	当連結会計年度 (2025年3月31日)
投資有価証券(株式)	270百万円	381百万円
投資有価証券(出資金)	180	172

## 2 担保資産及び担保付債務

担保に供している資産は、次の通りであります。

	前連結会計年度 (2024年3月31日)	当連結会計年度 (2025年3月31日)
建物及び構築物	123百万円	0百万円
土地	114	114
投資有価証券	18	23
その他(固定資産)(注)	80	82
計	337	220

(注) 内容はその他(固定資産)に含まれる差入保証金であります。

担保付債務は、次の通りであります。

	前連結会計年度 (2024年3月31日)	当連結会計年度 (2025年3月31日)
その他(流動負債)(注1)	-百万円	320百万円
その他(固定負債)(注2)	320	-
支払手形及び買掛金	147	172
計	468	493

(注1) 内容はその他(流動負債)に含まれる一年内受入保証金であります。

(注2) 内容はその他(固定負債)に含まれる受入保証金であります。

## 3 受取手形、売掛金及び契約資産のうち、顧客との契約から生じた債権及び契約資産の金額は、それぞれ次の通りであります。

	前連結会計年度 (2024年3月31日)	当連結会計年度 (2025年3月31日)
受取手形	204百万円	120百万円
売掛金	4,313	4,589
契約資産	-	368

## 4 流動負債のその他のうち、契約負債の金額は次の通りであります。

	前連結会計年度 (2024年3月31日)	当連結会計年度 (2025年3月31日)
契約負債	1,496百万円	1,614百万円

## 5 圧縮記帳額

国庫補助金等により固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額は次の通りであります。

	前連結会計年度 (2024年3月31日)	当連結会計年度 (2025年3月31日)
建物及び構築物	595百万円	599百万円
機械装置及び工具器具備品	105	115
車両運搬具	1,330	1,492
土地	41	41
無形固定資産	77	96
計	2,151	2,344

(連結損益計算書関係)

1 顧客との契約から生じる契約

売上高については、顧客との契約から生じる収益及びそれ以外の収益を区分して記載しておりません。顧客との契約から生じる収益の金額は、連結財務諸表「注記事項(収益認識関係)1.顧客との契約から生じる収益を分解した情報」に記載しております。

2 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次の通りであります。

	前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
給料・手当等	4,469百万円	4,743百万円
施設使用料	845	868
賞与引当金繰入額	275	297
役員賞与引当金繰入額	55	80
退職給付費用	34	36
減価償却費	162	155

3 期末棚卸高は収益性の低下に伴う簿価切下後の金額であり、次の棚卸資産評価損が売上原価に含まれております。

	前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
	5百万円	5百万円

4 固定資産売却益の内容は次の通りであります。

	前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
建物及び構築物	16百万円	-百万円
土地	48	-
計	65	-

5 固定資産除却損の内容は次の通りであります。

	前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
撤去費用	115百万円	20百万円

6 固定資産圧縮損の内容は次の通りであります。

	前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
建物及び構築物	11百万円	3百万円
機械装置及び工具器具備品	4	14
車両運搬具	80	172
無形固定資産	8	18
計	105	208

7 減損損失

当社グループは、以下の資産グループについて減損損失を計上しております。

前連結会計年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

場所	用途	種類	減損損失 (百万円)
兵庫県小野市	処分予定資産	建物及び構築物	42
兵庫県姫路市他	飲食店舗（9店舗）	建物及び構築物 等	12
兵庫県神戸市	営業所施設	建物及び構築物 等	9
兵庫県姫路市	介護事業用資産	機械装置及び 工具器具備品	2

当社グループは、管理会計上の区分、投資の意思決定を基礎として継続的に収支の把握がなされている単位でグルーピングを実施しております。

処分予定資産につきましては建替えに伴い除却が見込まれるため、帳簿価額を回収可能価額まで減額しております。飲食店舗、営業所施設、介護事業用資産につきましてはそれぞれ経常的な損失を計上しており収益性の回復が見込まれないことから、帳簿価額を回収可能価額まで減額しております。

その内訳は、建物及び構築物55百万円、機械装置及び工具器具備品7百万円、その他3百万円であります。

処分予定資産の回収可能価額につきましては、使用価値により測定しており、使用価値は、予想される使用期間が1年以内と非常に短期であるため割引計算は行っておりません。飲食店舗、営業所施設及び介護事業用資産の回収可能価額につきましては使用価値を見込めず、売却や他への転用が困難な資産であるため零としております。

当連結会計年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

場所	用途	種類	減損損失 (百万円)
兵庫県神戸市他	飲食店舗（2店舗）	建物及び構築物 等	28
兵庫県姫路市	売却予定資産 等	土地 等	15
兵庫県朝来市	売却予定資産	土地 等	7
兵庫県神戸市	保育施設	建物及び構築物 等	2

当社グループは、管理会計上の区分、投資の意思決定を基礎として継続的に収支の把握がなされている単位でグルーピングを実施しております。

売却予定資産につきましては売却処分による回収可能価額が帳簿価額を著しく下回ることとなったため、帳簿価額を回収可能価額まで減額しております。飲食店舗、保育施設及び売却予定資産等につきましてはそれぞれ経常的な損失を計上しており収益性の回復が見込まれないことから、帳簿価額を回収可能価額まで減額しております。

その内訳は、建物及び構築物25百万円、機械装置及び工具器具備品3百万円、土地22百万円、その他0百万円であります。

売却予定資産につきましては、売却予定価額をもとに正味売却価額を測定しております。飲食店舗、保育施設及び売却予定資産等の回収可能価額につきましては使用価値を見込めず、売却や他への転用が困難な資産であるため零としております。

(連結包括利益計算書関係)

1 その他の包括利益に係る組替調整額並びに法人税等及び税効果額

	前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
その他有価証券評価差額金：		
当期発生額	292百万円	38百万円
組替調整額	57	0
法人税等及び税効果調整前	349	38
法人税等及び税効果額	111	9
その他有価証券評価差額金	238	48
退職給付に係る調整額：		
当期発生額	327	22
組替調整額	46	45
法人税等及び税効果調整前	281	67
法人税等及び税効果額	86	17
退職給付に係る調整額	195	50
持分法適用会社に対する持分相当額：		
当期発生額	3	5
組替調整額	-	-
持分法適用会社に対する持分相当額	3	5
その他の包括利益合計	430	103

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度 期首株式数(株)	当連結会計年度 増加株式数(株)	当連結会計年度 減少株式数(株)	当連結会計年度末 株式数(株)
発行済株式				
普通株式	6,172,000	-	-	6,172,000
合計	6,172,000	-	-	6,172,000
自己株式				
普通株式(注)1,2	151,004	533	4,809	146,728
合計	151,004	533	4,809	146,728

(注)1. 自己株式の普通株式の増加533株は、単元未満株式の買取りによる増加であります。

2. 自己株式の普通株式の減少4,809株は、譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分による減少であります。

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2023年6月23日 定時株主総会	普通株式	105	17.5	2023年3月31日	2023年6月26日
2023年11月8日 取締役会	普通株式	105	17.5	2023年9月30日	2023年12月4日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2024年6月27日 定時株主総会	普通株式	135	利益剰余金	22.5	2024年3月31日	2024年6月28日

当連結会計年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度 期首株式数(株)	当連結会計年度 増加株式数(株)	当連結会計年度 減少株式数(株)	当連結会計年度末 株式数(株)
発行済株式				
普通株式	6,172,000	-	-	6,172,000
合計	6,172,000	-	-	6,172,000
自己株式				
普通株式(注)1,2	146,728	283	6,104	140,907
合計	146,728	283	6,104	140,907

(注)1. 自己株式の普通株式の増加283株は、単元未満株式の買取りによる増加であります。

2. 自己株式の普通株式の減少6,104株は、譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分による減少であります。

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2024年6月27日 定時株主総会	普通株式	135	22.5	2024年3月31日	2024年6月28日
2024年11月8日 取締役会	普通株式	180	30.0	2024年9月30日	2024年12月3日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2025年6月25日 定時株主総会	普通株式	180	利益剰余金	30.0	2025年3月31日	2025年6月26日

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
現金及び預金勘定	5,966百万円	5,929百万円
預入期間が3か月を超える定期預金	20	10
現金及び現金同等物	5,946	5,919

2. 重要な非資金取引の内容

ファイナンス・リース取引に係る資産及び債務の額

	前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
ファイナンス・リース取引に係る資産の額	297百万円	327百万円
ファイナンス・リース取引に係る債務の額	323	357

(リース取引関係)

1. ファイナンス・リース取引(借主側)

所有権移転外ファイナンス・リース取引

リース資産の内容

有形固定資産

主として、自動車運送業における営業用バス(車両運搬具)及び旅行貸切業における貸切バス(車両運搬具)であります。

リース資産の減価償却の方法

連結財務諸表「注記事項(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)4. 会計方針に関する事項(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法」に記載の通りであります。

2. オペレーティング・リース取引

(1) 借主側

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(単位:百万円)

	前連結会計年度 (2024年3月31日)	当連結会計年度 (2025年3月31日)
1年内	28	56
1年超	-	84
合計	28	141

(2) 貸主側

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(単位:百万円)

	前連結会計年度 (2024年3月31日)	当連結会計年度 (2025年3月31日)
1年内	1,186	1,316
1年超	2,179	4,524
合計	3,366	5,840

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については一時的な余資を流動性の高い金融資産で運用し、また、資金調達については設備投資計画等に照らして必要な資金を銀行等金融機関からの借入による方針です。デリバティブは、金利変動リスク等を回避するために利用し、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、与信管理規程に沿ってリスク低減を図っております。

投資有価証券は主として業務上の関係を有する企業の株式と国債、地方債等の債券であり、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、四半期毎に時価の把握を行っております。

営業債務である支払手形及び買掛金、電子記録債務、未払金はそのほとんどが3か月以内の支払期日であります。

借入金のうち、短期借入金は主に営業取引に係る資金調達であり、長期借入金(原則として5年以内)は主に設備投資に係る資金調達です。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

当社は、与信管理規程に従い、営業債権について、各事業部門における営業管理部門が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。連結子会社についても、当社の与信管理規程に準じて、同様の管理を行っております。

デリバティブ取引については、取引相手先として高格付を有する金融機関に限定しているため信用リスクはほとんどないと認識しております。

市場リスク(金利等の変動リスク)の管理

当社は、投資有価証券については、定期的に時価や発行体(取引先企業)の財務状況等を把握しております。また、市況や取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。連結子会社についても、当社と同様の管理を行っております。

デリバティブ取引の執行・管理については、取引権限及び取引限度額等を定めた管理規程に従い、社内の稟議決裁を経て経営企画部が実行し、取引結果及び推移については、常時必要に応じて担当及び関係役員に報告しております。

資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

当社は、各部署からの報告に基づき担当部署が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。連結子会社についても、当社と同様の管理を行っております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。



2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次の通りであります。

前連結会計年度(2024年3月31日)

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
(1) 投資有価証券 その他有価証券(*3)	3,291	3,291	-
資産計	3,291	3,291	-
(1) 1年内返済予定の長期借入金	571	572	1
(2) 長期借入金	1,333	1,321	12
負債計	1,904	1,894	10

当連結会計年度(2025年3月31日)

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
(1) 投資有価証券 その他有価証券(*3)	3,865	3,865	-
資産計	3,865	3,865	-
(1) 1年内返済予定の長期借入金	1,653	1,660	7
(2) 長期借入金	1,280	1,253	26
負債計	2,933	2,914	18

(\*1) 「現金及び預金」については、現金であること、及び預金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(\*2) 「受取手形、売掛金及び契約資産」、「支払手形及び買掛金」、「電子記録債務」、「未払金」は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(\*3) 市場価格のない株式等は、「(1)投資有価証券」には含まれておりません。また、連結貸借対照表に持分相当額を純額で計上する組合その他これに準ずる事業体への出資については記載を省略しております。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下の通りであります。

区分	前連結会計年度(百万円)	当連結会計年度(百万円)
非上場株式	102	101
組合出資等	185	177

(注) 1. 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額  
 前連結会計年度(2024年3月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超 5年以内 (百万円)	5年超 10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
現金及び預金	5,801	-	-	-
受取手形	204	-	-	-
売掛金	5,455	-	-	-
投資有価証券				
その他有価証券のうち満期が あるもの				
(1) 国債・地方債等	-	-	200	-
(2) 社債	-	200	-	-
(3) その他	-	-	-	-
合計	11,461	200	200	-

当連結会計年度(2025年3月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超 5年以内 (百万円)	5年超 10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
現金及び預金	5,768	-	-	-
受取手形	120	-	-	-
売掛金	5,868	-	-	-
投資有価証券				
その他有価証券のうち満期が あるもの				
(1) 国債・地方債等	-	-	200	-
(2) 社債	-	200	-	-
(3) その他	-	-	-	-
合計	11,758	200	200	-

(注) 2. 長期借入金の連結決算日後の返済予定額  
 前連結会計年度(2024年3月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)
長期借入金	571	1,333	-	-	-

当連結会計年度(2025年3月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)
長期借入金	1,653	320	320	320	320

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

前連結会計年度（2024年3月31日）

区分	時価（百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
その他有価証券				
株式	2,771	-	-	2,771
国債・地方債等	207	-	-	207
社債	197	-	-	197
その他	114	-	-	114
資産計	3,291	-	-	3,291

当連結会計年度（2025年3月31日）

区分	時価（百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
その他有価証券				
株式	2,734	-	-	2,734
国債・地方債等	197	-	-	197
社債	196	-	-	196
その他	-	736	-	736
資産計	3,128	736	-	3,865

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品  
 前連結会計年度(2024年3月31日)

区分	時価(百万円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
1年内返済予定の長期借入金	-	572	-	572
長期借入金	-	1,321	-	1,321
負債計	-	1,894	-	1,894

当連結会計年度(2025年3月31日)

区分	時価(百万円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
1年内返済予定の長期借入金	-	1,660	-	1,660
長期借入金	-	1,253	-	1,253
負債計	-	2,914	-	2,914

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

上場株式、国債及び社債は相場価格を用いて評価しております。上場株式、国債及び社債は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。市場における取引価格が存在しない投資信託については、解約又は買戻請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がないため基準価額等を時価とし、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金

これらの時価は、元利金合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(有価証券関係)

1. その他有価証券

前連結会計年度(2024年3月31日)

	種類	連結貸借対照表 計上額(百万円)	取得原価(百万円)	差額(百万円)
連結貸借対照表計上額 が取得原価を超えるもの	(1) 株式	2,771	278	2,492
	(2) 債券			
	国債・地方債 等	207	195	12
	社債	-	-	-
	その他	-	-	-
	(3) その他	-	-	-
	小計	2,979	474	2,504
連結貸借対照表計上額 が取得原価を超えない もの	(1) 株式	-	-	-
	(2) 債券			
	国債・地方債 等	-	-	-
	社債	197	200	2
	その他	-	-	-
	(3) その他	114	114	0
	小計	312	314	2
	合計	3,291	788	2,502

(注) 非上場株式(連結貸借対照表計上額 102百万円)については、市場価格がないため、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

当連結会計年度(2025年3月31日)

	種類	連結貸借対照表 計上額(百万円)	取得原価(百万円)	差額(百万円)
連結貸借対照表計上額 が取得原価を超えるもの	(1) 株式	2,734	278	2,455
	(2) 債券			
	国債・地方債 等	197	196	0
	社債	-	-	-
	その他	-	-	-
	(3) その他	736	732	3
	小計	3,668	1,207	2,460
連結貸借対照表計上額 が取得原価を超えない もの	(1) 株式	-	-	-
	(2) 債券			
	国債・地方債 等	-	-	-
	社債	196	200	3
	その他	-	-	-
	(3) その他	-	-	-
	小計	196	200	3
	合計	3,865	1,407	2,457

(注) 非上場株式(連結貸借対照表計上額 101百万円)については、市場価格がないため、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

2. 売却した其他有価証券

前連結会計年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

種類	売却額(百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
(1) 株式	0	-	-
(2) 債券			
国債・地方債等	20	-	-
社債	-	-	-
その他	-	-	-
(3) その他	-	-	-
合計	20	-	-

(注) 上記の債券の「売却額」は、償還額であります。

当連結会計年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

種類	売却額(百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
(1) 株式	-	-	-
(2) 債券			
国債・地方債等	-	-	-
社債	-	-	-
その他	-	-	-
(3) その他	115	0	-
合計	115	0	-

(注) 上記のその他の「売却額」のうち1百万円は、投資事業組合からの分配金受領に伴う収入額であります。

3. 減損処理を行った有価証券

前連結会計年度において、該当事項はありません。

当連結会計年度において、該当事項はありません。

なお、減損処理にあたっては、期末における時価等が取得価額に比べ50%以上下落した場合には全て減損処理を行い、30%~50%程度下落した場合には、回復可能性を考慮して必要と認められた額について減損処理を行うこととしております。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社及び連結子会社は、確定給付型の制度として、確定給付企業年金制度及び退職一時金制度を設けておりません。また、従業員の退職等に際して割増退職金を支払う場合があります。なお、当社は退職給付信託を設定しております。

当社は、確定給付企業年金法(平成13年法律第50号)に基づく、確定給付企業年金制度を80%採用し、残額については退職一時金制度を充当しております。

なお、連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表(簡便法を適用した制度を除く。)

	前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
退職給付債務の期首残高	2,994百万円	3,059百万円
勤務費用	240	244
利息費用	17	17
数理計算上の差異の発生額	22	60
退職給付の支払額	216	305
退職給付債務の期末残高	3,059	3,075

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表(簡便法を適用した制度を除く。)

	前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
年金資産の期首残高	4,215百万円	4,654百万円
期待運用収益	77	84
数理計算上の差異の発生額	350	37
事業主からの拠出額	147	149
退職給付の支払額	136	215
年金資産の期末残高	4,654	4,710

(3) 簡便法を適用した制度の退職給付に係る負債の期首残高と期末残高の調整表

	前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
退職給付に係る負債の期首残高(純額)	636百万円	604百万円
連結範囲の変更に伴う増加額	0	-
退職給付費用	83	92
退職給付の支払額	100	78
制度への拠出額	15	15
退職給付に係る負債の期末残高(純額)	604	602

(4) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債及び退職給付に係る資産の調整表

	前連結会計年度 (2024年3月31日)	当連結会計年度 (2025年3月31日)
積立型制度の退職給付債務	2,787百万円	2,800百万円
年金資産	4,863	4,928
	2,075	2,128
非積立型制度の退職給付債務	1,085	1,096
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	990	1,031
退職給付に係る負債	934	922
退職給付に係る資産	1,925	1,953
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	990	1,031

(注) 簡便法を適用した制度を含みます。

(5) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

	前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
勤務費用	240百万円	244百万円
利息費用	17	17
期待運用収益	77	84
数理計算上の差異の費用処理額	46	45
簡便法で計算した退職給付費用	83	92
確定給付制度に係る退職給付費用	218	224

(6) 退職給付に係る調整額

退職給付に係る調整額に計上した項目(法人税等及び税効果控除前)の内訳は次の通りであります。

	前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
数理計算上の差異	281百万円	67百万円
合計	281	67

(7) 退職給付に係る調整累計額

退職給付に係る調整累計額に計上した項目(法人税等及び税効果控除前)の内訳は次の通りであります。

	前連結会計年度 (2024年3月31日)	当連結会計年度 (2025年3月31日)
未認識数理計算上の差異	396百万円	328百万円
合計	396	328



(8) 年金資産に関する事項

年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次の通りであります。

	前連結会計年度 (2024年3月31日)	当連結会計年度 (2025年3月31日)
債券	18%	17%
株式	37	39
一般勘定	10	9
その他	35	35
合 計	100	100

(注) 年金資産合計には、企業年金制度に対して設定した退職給付信託が前連結会計年度37%、当連結会計年度40%含まれております。

長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(9) 数理計算上の計算基礎に関する事項

主要な数理計算上の計算基礎(加重平均で表しております。)

	前連結会計年度 (2024年3月31日)	当連結会計年度 (2025年3月31日)
割引率	0.6%	0.6%
長期期待運用収益率	2.0	2.0
予想昇給率	2.1	2.1

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (2024年3月31日)	当連結会計年度 (2025年3月31日)
繰延税金資産		
賞与引当金	353百万円	372百万円
貸倒引当金	10	11
減価償却費	42	89
株式評価減	24	22
減損損失	276	264
退職給付に係る負債	381	363
役員退職慰労引当金	11	12
税務上の繰越欠損金(注2)	1,063	1,053
その他	460	510
繰延税金資産小計	2,625	2,699
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額(注2)	1,029	1,018
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	512	510
評価性引当額小計(注1)	1,542	1,528
繰延税金資産合計	1,082	1,171
繰延税金負債		
固定資産圧縮積立金	760	773
その他有価証券評価差額金	762	771
退職給付信託設定益	345	356
退職給付に係る資産	129	108
その他	46	51
繰延税金負債合計	2,044	2,061
繰延税金負債の純額	961	889

(注1) 評価性引当額が13百万円減少しております。この減少の主な内容は、税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額が減少したことによるものであります。

(注2) 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

前連結会計年度(2024年3月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)	合計 (百万円)
税務上の繰越欠損金(1)	-	19	16	-	49	978	1,063
評価性引当額	-	7	12	-	30	978	1,029
繰延税金資産	-	11	3	-	18	-	34

(1) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

当連結会計年度(2025年3月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)	合計 (百万円)
税務上の繰越欠 損金( 1 )	8	12	-	27	105	898	1,053
評価性引当額	8	12	-	20	82	893	1,018
繰延税金資産	-	-	-	6	22	5	35

( 1 ) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となつた主要な項目別の内訳

前連結会計年度及び当連結会計年度において、法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(令和7年法律第13号)が2025年3月31日に国会で成立し、2026年4月1日以降開始する連結会計年度より「防衛特別法人税」の課税が行われることになりました。

これに伴い、2026年4月1日に開始する連結会計年度以降に解消が見込まれる一時差異等に係る繰延税金資産及び繰延税金負債については、法定実効税率を30.6%から31.5%に変更し計算しております。

この変更により、当連結会計年度の繰延税金負債(繰延税金資産の金額を控除した金額)が47百万円、法人税等調整額が25百万円増加し、その他有価証券評価差額金が21百万円減少しております。

(企業結合等関係)

当連結会計年度に生じた企業結合等は重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(資産除去債務関係)

資産除去債務のうち連結貸借対照表に計上しているもの

イ 当該資産除去債務の概要

不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務及びアスベスト含有建築資材の除去費用であります。

ロ 当該資産除去債務の金額の算定方法

資産除去債務の見積りにあたり、使用見込期間は3年から34年、割引率は0.0%から2.5%を採用しております。

ハ 当該資産除去債務の総額の増減

	前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
期首残高	183百万円	171百万円
有形固定資産の取得に伴う増加額	-	5
時の経過による調整額	0	0
資産除去債務の履行による減少額	12	-
期末残高	171	177

(賃貸等不動産関係)

当社及び一部の連結子会社では、兵庫県その他の地域において、賃貸収益を得ることを目的として賃貸用オフィスビルや賃貸商業施設等を所有しております。前連結会計年度における当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は1,232百万円(賃貸収益は売上高に、主な賃貸費用は売上原価並びに販売費及び一般管理費に計上)であります。当連結会計年度における当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は1,186百万円(賃貸収益は売上高に、主な賃貸費用は売上原価並びに販売費及び一般管理費に計上)であります。

また、当該賃貸等不動産の連結貸借対照表計上額、期中増減額及び時価は、次の通りであります。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
連結貸借対照表計上額		
期首残高	17,885	22,300
期中増減額	4,415	1,074
期末残高	22,300	23,375
期末時価	28,829	30,889

- (注) 1. 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。
2. 期中増減額のうち、前連結会計年度の主な増加額は賃貸用住宅の取得であります。当連結会計年度の主な増加額は賃貸用住宅の取得であります。
3. 期末の時価は、主要な物件については社外の不動産鑑定士による不動産調査報告書に基づく金額、その他の物件については、公示価格や近隣の取引事例、固定資産税評価額等に基づいて自社で算定した金額であります。ただし、第三者からの取得時や直近の評価時点から、一定の評価額や適切に市場価格を反映していると考えられる指標に重要な変動が生じていない場合には、当該評価額や指標を用いて調整した金額によっております。また、当連結会計年度に新規取得したのものについては、時価の変動が軽微であると考えられるため、連結貸借対照表計上額をもって時価としております。

(収益認識関係)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

前連結会計年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

(単位:百万円)

	報告セグメント						その他 (注)	合計
	自動車運送	車両物販 ・整備	不動産	レジャー サービス	旅行貸切	計		
乗合・特定バス	17,189	-	-	-	-	17,189	-	17,189
タクシー	464	-	-	-	-	464	-	464
貨物運送	610	-	-	-	-	610	-	610
車両管理	2,208	-	-	-	-	2,208	-	2,208
車両整備	-	1,913	-	-	-	1,913	-	1,913
車両物販	-	7,959	-	-	-	7,959	-	7,959
建設	-	-	1,226	-	-	1,226	-	1,226
住宅	-	-	1,383	-	-	1,383	-	1,383
飲食	-	-	-	1,332	-	1,332	-	1,332
サービスエリア	-	-	-	2,010	-	2,010	-	2,010
ツタヤFC	-	-	-	1,144	-	1,144	-	1,144
旅行	-	-	-	-	4,147	4,147	-	4,147
貸切バス	-	-	-	-	2,683	2,683	-	2,683
その他	-	-	1,128	-	-	1,128	4,136	5,264
内部収益	835	2,763	811	-	1,057	5,467	185	5,653
顧客との契約から 生じる収益	19,638	7,110	2,926	4,487	5,772	39,935	3,951	43,886
その他の収益	2,919	-	2,172	-	-	5,092	502	5,594
外部顧客への 売上高	22,558	7,110	5,098	4,487	5,772	45,027	4,453	49,480

(注)「その他」の区分は、報告セグメントに含まれていない事業セグメントであり、経営受託、索道業、食料品・化粧品等の物品販売、広告代理、Webサービス、農業、介護、保育等を含んでおります。

当連結会計年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

（単位：百万円）

	報告セグメント						その他 (注)	合計
	自動車運送	車両物販 ・整備	不動産	レジャー サービス	旅行貸切	計		
乗合・特定バス	18,428	-	-	-	-	18,428	-	18,428
タクシー	396	-	-	-	-	396	-	396
貨物運送	676	-	-	-	-	676	-	676
車両管理	2,329	-	-	-	-	2,329	-	2,329
車両整備	-	2,123	-	-	-	2,123	-	2,123
車両物販	-	8,635	-	-	-	8,635	-	8,635
建設	-	-	1,598	-	-	1,598	-	1,598
住宅	-	-	1,570	-	-	1,570	-	1,570
飲食	-	-	-	1,438	-	1,438	-	1,438
サービスエリア	-	-	-	1,954	-	1,954	-	1,954
ツタヤFC	-	-	-	1,147	-	1,147	-	1,147
旅行	-	-	-	-	4,681	4,681	-	4,681
貸切バス	-	-	-	-	3,138	3,138	-	3,138
その他	-	-	1,209	-	-	1,209	4,343	5,553
内部収益	841	3,133	1,058	-	1,285	6,318	173	6,491
顧客との契約から 生じる収益	20,989	7,626	3,320	4,540	6,535	43,011	4,170	47,181
その他の収益	2,935	-	2,307	-	-	5,242	529	5,772
外部顧客への 売上高	23,924	7,626	5,627	4,540	6,535	48,254	4,699	52,954

(注)「その他」の区分は、報告セグメントに含まれていない事業セグメントであり、経営受託、索道業、食料品・化粧品等の物品販売、広告代理、Webサービス、農業、介護、保育等を含んでおります。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

連結財務諸表「注記事項（連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項）4. 会計方針に関する事項

(5)重要な収益及び費用の計上基準」に記載の通りであります。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

(単位：百万円)

	前連結会計年度	当連結会計年度
顧客との契約から生じた債権（期首残高）	4,120	4,518
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	4,518	4,709
契約資産（期首残高）	-	-
契約資産（期末残高）	-	368
契約負債（期首残高）	1,372	1,496
契約負債（期末残高）	1,496	1,614

契約資産は、履行義務の充足に係る進捗度に基づき収益を認識した工事について、未請求の対価に対する権利に関するものであります。契約資産は、対価に対する権利が無条件になった時点で顧客との契約から生じた債権に振り替えられます。当該工事契約に関する対価は工事契約の支払い条件に従い、請求、受領しております。

契約負債は、主に自動車運送業の乗合バス部門において、有効期間の経過に応じて収益を認識する定期券等の前受金に関するものであります。契約負債は収益の認識に伴い取崩されます。

前連結会計年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債に含まれていた額は1,372百万円であります。

当連結会計年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債に含まれていた額は1,496百万円であります。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社及び連結子会社では残存履行義務に配分した取引価格については、当初に予想される契約期間が1年を超える重要な契約がないため、実務上の便法を適用し、記載を省略しております。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1. 報告セグメントの概要

当社グループの報告セグメントは、当社グループの構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社グループは、自動車運送サービスを主とし、多種多様なサービスを広範囲にわたり顧客に提供しております。そのため、当社グループの各事業を経済的特徴、サービス内容及びサービスの提供方法の類似性により分類・集約し、「自動車運送」、「車両物販・整備」、「不動産」、「レジャーサービス」、「旅行貸切」の5つを報告セグメントとしております。

各報告セグメントの主な事業内容は以下の通りです。

自動車運送.....一般乗合・乗用・特定旅客運送、郵便物の運送、一般乗合受託、  
自動車の運転・保守管理

車両物販・整備.....自動車部品・タイヤの販売、自動車の修理、保険代理

不動産.....土地造成、建物の建築、土地・建物の売買、賃貸、仲介及び管理、清掃・警備

レジャーサービス.....高速道売店等における物販を含む飲食業、ツタヤFC業

旅行貸切.....旅行業、一般貸切（貸切バス事業）、雑貨等の物品販売

2. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、連結財務諸表作成のために採用している会計処理の方法と同一であります。

報告セグメントの利益は、営業利益ベースの数値であります。

セグメント間の内部売上高及び振替高は市場実勢価格に基づいております。



3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産その他の項目の金額に関する情報  
 前連結会計年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

(単位:百万円)

	報告セグメント						その他 (注)	合計
	自動車運送	車両物販・ 整備	不動産	レジャー サービス	旅行貸切	計		
売上高								
外部顧客への売上高	22,558	7,110	5,098	4,487	5,772	45,027	4,453	49,480
セグメント間の内部 売上高又は振替高	215	2,398	929	-	113	3,656	76	3,733
計	22,773	9,508	6,027	4,487	5,885	48,683	4,530	53,214
セグメント利益又はセ グメント損失( )	998	708	1,487	30	110	3,334	170	3,164
セグメント資産	23,120	8,852	26,350	1,608	2,292	62,224	2,445	64,670
その他の項目								
減価償却費	981	89	448	38	103	1,661	32	1,693
有形固定資産及び無 形固定資産の増加額	1,295	101	4,771	40	520	6,728	48	6,777

(注)「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、経営受託、索道業、食料品・化粧品等の物品販売、広告代理、Webサービス、農業、介護、保育等を含んでおります。

当連結会計年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

(単位:百万円)

	報告セグメント						その他 (注)	合計
	自動車運送	車両物販・ 整備	不動産	レジャー サービス	旅行貸切	計		
売上高								
外部顧客への売上高	23,924	7,626	5,627	4,540	6,535	48,254	4,699	52,954
セグメント間の内部 売上高又は振替高	212	2,766	1,197	-	100	4,276	88	4,365
計	24,137	10,392	6,825	4,540	6,635	52,530	4,788	57,319
セグメント利益又はセ グメント損失( )	1,423	875	1,430	44	68	3,617	102	3,515
セグメント資産	24,261	9,423	28,377	1,998	2,780	66,840	2,585	69,426
その他の項目								
減価償却費	1,054	93	602	34	219	2,004	30	2,034
有形固定資産及び無 形固定資産の増加額	1,431	85	1,872	281	342	4,014	9	4,024

(注)「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、経営受託、索道業、食料品・化粧品等の物品販売、広告代理、Webサービス、農業、介護、保育等を含んでおります。

4. 報告セグメント合計額と連結財務諸表計上額との差額及び当該差額の内容(差異調整に関する事項)

(単位:百万円)

売上高	前連結会計年度	当連結会計年度
報告セグメント計	48,683	52,530
「その他」の区分の売上高	4,530	4,788
セグメント間取引消去	3,733	4,365
連結財務諸表の売上高	49,480	52,954

(単位:百万円)

利益	前連結会計年度	当連結会計年度
報告セグメント計	3,334	3,617
「その他」の区分の損失( )	170	102
セグメント間取引消去	18	40
連結財務諸表の営業利益	3,145	3,474

(単位:百万円)

資産	前連結会計年度	当連結会計年度
報告セグメント計	62,224	66,840
「その他」の区分の資産	2,445	2,585
全社資産(注)	12,310	12,956
セグメント間調整額	13,909	15,308
連結財務諸表の資産合計	63,070	67,073

(注)全社資産は、主に報告セグメントに帰属しない余剰運用資金(現金及び預金)、長期投資資金(投資有価証券等)及び管理部門に係る資産等であります。

(単位:百万円)

その他の項目	報告セグメント計		その他		調整額		連結財務諸表計上額	
	前連結会計年度	当連結会計年度	前連結会計年度	当連結会計年度	前連結会計年度	当連結会計年度	前連結会計年度	当連結会計年度
減価償却費	1,661	2,004	32	30	19	18	1,712	2,053
有形固定資産及び無形固定資産の増加額	6,728	4,014	48	9	158	941	6,935	4,965

(注)減価償却費の調整額、有形固定資産及び無形固定資産の増加額の調整額は、各報告セグメントに配分していない全社資産及び固定資産に係る未実現損益の消去によるものであります。

【関連情報】

前連結会計年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

1．製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の内容を開示しているため、記載を省略しております。

2．地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3．主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、連結損益計算書の売上高の10%を占める相手先がないため、記載はありません。

当連結会計年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

1．製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の内容を開示しているため、記載を省略しております。

2．地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3．主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、連結損益計算書の売上高の10%を占める相手先がないため、記載はありません。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前連結会計年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

（単位：百万円）

	自動車運送	車両物販 ・整備	不動産	レジャーサー ビス	旅行貸切	その他	全社・消去	合計
減損損失	9	-	42	12	-	2	-	66

当連結会計年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

（単位：百万円）

	自動車運送	車両物販 ・整備	不動産	レジャーサー ビス	旅行貸切	その他	全社・消去	合計
減損損失	-	-	7	28	-	17	-	53

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前連結会計年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

（単位：百万円）

	自動車運送	車両物販 ・整備	不動産	レジャーサー ビス	旅行貸切	その他	全社・消去	合計
当期償却額	-	0	-	-	-	-	-	0
当期末残高	-	1	-	-	-	-	-	1

当連結会計年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

（単位：百万円）

	自動車運送	車両物販 ・整備	不動産	レジャーサー ビス	旅行貸切	その他	全社・消去	合計
当期償却額	-	0	-	-	-	-	-	0
当期末残高	-	0	-	-	-	-	-	0

【関連当事者情報】

該当事項はありません。

( 1株当たり情報 )

	前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
1株当たり純資産額	7,865.57円	8,201.45円
1株当たり当期純利益	373.72円	409.89円

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式がないため記載していません。

2. 1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下の通りであります。

	前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	2,251	2,471
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-	-
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期 純利益(百万円)	2,251	2,471
普通株式の期中平均株式数(千株)	6,024	6,029

( 重要な後発事象 )

該当事項はありません。

【連結附属明細表】

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	平均利率 (%)	返済期限
1年以内に返済予定の長期借入金	571	1,653	0.4%	-
1年以内に返済予定のリース債務	123	169	-	-
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く)	1,333	1,280	1.0%	2026年4月～ 2030年1月
リース債務(1年以内に返済予定のものを除く)	305	456	-	2026年4月～ 2031年3月
その他有利子負債	-	-	-	-
合計	2,333	3,560	-	-

(注) 1. 「平均利率」については、期末借入金残高に対する加重平均利率を記載しております。

2. リース債務の平均利率については、リース料総額に含まれる利息相当額を控除する前の金額でリース債務を連結貸借対照表に計上しているため、記載しておりません。

3. 長期借入金及びリース債務(1年以内に返済予定のものを除く)の連結決算日後5年間の返済予定額は以下の通りであります。

	1年超2年以内 (百万円)	2年超3年以内 (百万円)	3年超4年以内 (百万円)	4年超5年以内 (百万円)
長期借入金	320	320	320	320
リース債務	138	123	132	61

【資産除去債務明細表】

当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における資産除去債務の金額が、当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における負債及び純資産の合計額の100分の1以下であるため、連結財務諸表規則第92条の2の規定により記載を省略しております。

(2) 【その他】

当連結会計年度における半期情報等

	中間連結会計期間	当連結会計年度
売上高(百万円)	24,355	52,954
税金等調整前中間(当期) 純利益(百万円)	650	3,634
親会社株主に帰属する中間 (当期)純利益(百万円)	420	2,471
1株当たり中間(当期) 純利益(円)	69.81	409.89

## 2【財務諸表等】

## (1)【財務諸表】

## 【貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金	3,274	3,313
売掛金	2 2,578	2 2,824
商品	369	383
原材料及び貯蔵品	82	93
前払費用	49	64
短期貸付金	2 305	2 238
その他	2 139	2 170
貸倒引当金	1	1
流動資産合計	6,798	7,087
固定資産		
有形固定資産		
建物	1, 4 10,046	1, 4 10,909
構築物	4 716	4 766
機械装置及び工具器具備品	4 376	4 367
車両運搬具	4 1,670	4 1,790
土地	1, 4 23,039	1, 4 23,595
リース資産	15	12
建設仮勘定	406	1,428
有形固定資産合計	36,270	38,869
無形固定資産	4 196	4 203
投資その他の資産		
投資有価証券	2,696	3,337
関係会社株式	412	412
その他の関係会社有価証券	180	172
長期貸付金	2 2,979	2 2,993
前払年金費用	1,428	1,534
その他	2 675	2 705
貸倒引当金	559	412
投資その他の資産合計	7,813	8,742
固定資産合計	44,280	47,815
資産合計	51,078	54,902

(単位：百万円)

	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
<b>負債の部</b>		
流動負債		
1年内返済予定の長期借入金	547	1,653
リース債務	5	6
未払金	2 1,892	2 2,036
未払法人税等	303	412
契約負債	1,212	1,278
預り金	2 9,413	2 10,722
賞与引当金	613	630
その他	2 492	1 912
流動負債合計	14,482	17,653
固定負債		
長期借入金	1,333	1,280
リース債務	10	7
繰延税金負債	1,253	1,238
退職給付引当金	229	228
受入保証金	1, 2 1,710	2 1,401
その他	163	139
固定負債合計	4,702	4,295
負債合計	19,184	21,948
<b>純資産の部</b>		
株主資本		
資本金	3,140	3,140
資本剰余金		
資本準備金	2,235	2,235
その他資本剰余金	1	4
資本剰余金合計	2,237	2,239
利益剰余金		
利益準備金	307	307
その他利益剰余金		
固定資産圧縮積立金	1,721	1,681
別途積立金	11,395	11,395
繰越利益剰余金	11,965	13,120
利益剰余金合計	25,390	26,505
自己株式	440	423
株主資本合計	30,326	31,461
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	1,567	1,491
評価・換算差額等合計	1,567	1,491
純資産合計	31,894	32,953
負債純資産合計	51,078	54,902



## 【損益計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
売上高	1 22,140	1 23,443
売上原価	1 17,741	1 18,852
売上総利益	4,399	4,591
販売費及び一般管理費	1, 2 2,709	1, 2 2,966
営業利益	1,689	1,624
営業外収益		
受取利息及び配当金	1 213	1 293
助成金収入	31	68
関係会社貸倒引当金戻入益	214	148
その他	1 44	1 26
営業外収益合計	504	537
営業外費用		
支払利息	1 26	1 59
固定資産除却損	1 11	1 22
投資事業組合運用損	72	16
その他	22	11
営業外費用合計	133	108
経常利益	2,060	2,053
特別利益		
車両等購入補助金	140	212
関係会社事業損失引当金戻入益	18	-
その他	8	-
特別利益合計	167	212
特別損失		
固定資産除却損	1 141	1 27
固定資産圧縮損	66	205
減損損失	42	7
本社移転費用	-	1 31
関係会社株式評価損	1	-
その他	-	0
特別損失合計	251	272
税引前当期純利益	1,976	1,992
法人税、住民税及び事業税	531	566
法人税等調整額	42	5
法人税等合計	488	561
当期純利益	1,488	1,431

【売上原価明細書】

区分	前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)		当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	
	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
1 運送費				
(1) 人件費	8,652		8,888	
(給料手当)	(5,828)		(5,983)	
(賞与)	(916)		(939)	
(賞与引当金繰入額)	(525)		(534)	
(退職給付費用)	(122)		(125)	
(福利厚生費)	(1,259)		(1,305)	
(2) 燃料油脂費	1,532		1,569	
(3) 修繕費	1,412		1,750	
(4) 減価償却費	770		862	
(5) その他	2,592	14,960	2,673	15,744
		84.3		83.5
2 売上原価				
(1) 不動産売上原価	837		1,019	
(2) ツタヤFC売上原価	766		773	
(3) その他売上原価	1,176	2,780	1,314	3,107
		15.7		16.5
売上原価合計		17,741		18,852
		100.0		100.0

【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

(単位:百万円)

	株主資本						
	資本金	資本剰余金			利益準備金	利益剰余金	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計		その他利益剰余金	
						固定資産圧縮積立金	固定資産圧縮特別勘定積立金
当期首残高	3,140	2,235	-	2,235	307	1,196	672
当期変動額							
剰余金の配当							
当期純利益							
固定資産圧縮積立金の積立						539	
固定資産圧縮積立金の取崩						13	
税率変更による積立金の調整額							
固定資産圧縮特別勘定積立金の取崩							672
自己株式の取得							
自己株式の処分			1	1			
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）							
当期変動額合計	-	-	1	1	-	525	672
当期末残高	3,140	2,235	1	2,237	307	1,721	-

	株主資本					評価・換算差額等	純資産合計
	利益剰余金			自己株式	株主資本合計		
	その他利益剰余金		利益剰余金合計			その他有価証券評価差額金	
	別途積立金	繰越利益剰余金					
当期首残高	11,395	10,539	24,111	453	29,034	1,400	30,434
当期変動額							
剰余金の配当		210	210		210		210
当期純利益		1,488	1,488		1,488		1,488
固定資産圧縮積立金の積立		539	-		-		-
固定資産圧縮積立金の取崩		13	-		-		-
税率変更による積立金の調整額					-		-
固定資産圧縮特別勘定積立金の取崩		672	-		-		-
自己株式の取得				1	1		1
自己株式の処分				14	16		16
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）						166	166
当期変動額合計	-	1,425	1,278	12	1,292	166	1,459
当期末残高	11,395	11,965	25,390	440	30,326	1,567	31,894

当事業年度（自 2024年 4月 1日 至 2025年 3月31日）

(単位:百万円)

	株主資本						
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金	
						固定資産圧縮積立金	固定資産圧縮特別勘定積立金
当期首残高	3,140	2,235	1	2,237	307	1,721	-
当期変動額							
剰余金の配当							
当期純利益							
固定資産圧縮積立金の積立							
固定資産圧縮積立金の取崩						18	
税率変更による積立金の調整額						21	
固定資産圧縮特別勘定積立金の取崩							
自己株式の取得							
自己株式の処分			2	2			
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）							
当期変動額合計	-	-	2	2	-	40	-
当期末残高	3,140	2,235	4	2,239	307	1,681	-

	株主資本					評価・換算差額等	純資産合計
	利益剰余金			自己株式	株主資本合計		
	その他利益剰余金		利益剰余金合計			その他有価証券評価差額金	
	別途積立金	繰越利益剰余金					
当期首残高	11,395	11,965	25,390	440	30,326	1,567	31,894
当期変動額							
剰余金の配当		316	316		316		316
当期純利益		1,431	1,431		1,431		1,431
固定資産圧縮積立金の積立					-		-
固定資産圧縮積立金の取崩		18	-		-		-
税率変更による積立金の調整額		21	-		-		-
固定資産圧縮特別勘定積立金の取崩					-		-
自己株式の取得				0	0		0
自己株式の処分				18	21		21
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）						76	76
当期変動額合計	-	1,155	1,115	17	1,135	76	1,059
当期末残高	11,395	13,120	26,505	423	31,461	1,491	32,953

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式.....移動平均法による原価法

その他の関係会社有価証券.....移動平均法による原価法

なお、投資事業有限責任組合及びこれに類する組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの.....時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等.....移動平均法による原価法

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

商品.....売価還元法による原価法等（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

原材料及び貯蔵品.....移動平均法による原価法等（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

主として定率法を採用しております。

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

また、車両運搬具のうち営業用バスについては、残存価額が取得価額の1%に達するまで減価償却を行うこととしております。

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とした定額法を採用しております。

なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に支給する賞与に備えるため、当事業年度に負担すべき支給見込額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の日翌事業年度から費用処理しております。

なお、未認識数理計算上の差異の貸借対照表における取扱いが連結貸借対照表と異なります。

4. 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は、次の通りであります。

(1) 自動車運送業

乗合バスにおいては、主に一般の顧客に対する旅客輸送サービスを行っており、旅客を目的地まで輸送した時点で収益を認識しております。定期運賃については、有効期間の開始日から終了日にわたって履行義務が充足されるため、当該有効期間に応じて収益を認識しております。また、特定バスにおいては、企業や学校等の特定の顧客に対する旅客輸送サービスを行っており、契約期間にわたり履行義務が充足されるため、一定の期間にわたり収益を認識しております。

(2) 不動産業

不動産業においては、主に商業施設・事務所・集合住宅等の当社が保有する不動産を顧客に賃貸する事業を行っており、「リース取引に関する会計基準」（企業会計基準第13号）に基づき収益を認識しております。

(3) ツタヤFC業

ツタヤFC業においては、書籍やCD・DVDの販売等を行っており、商品に対する支配は引渡し時に顧客へ移転し、その時点で履行義務が充足されると判断し、収益を認識しております。

(4) 旅行業

旅行業においては、当社が企画したパッケージ型旅行商品の販売を行っております。当該旅行商品の販売については、募集型企画旅行契約に基づき旅行日程の出発時点から帰着時点にかけてサービスを提供する履行義務を負っており、旅行日程の帰着日時点で収益を認識しております。

(重要な会計上の見積り)

1. 繰延税金資産の回収可能性

(1) 繰延税金資産の計上額

(単位：百万円)

	前事業年度	当事業年度
繰延税金負債（純額）	1,253	1,238
繰延税金負債と相殺前の繰延税金資産	526	557

(2) 識別した項目に係る会計上の見積りの内容に関する情報

「第5経理の状況 1連結財務諸表等（1）連結財務諸表 注記事項（重要な会計上の見積り）1. 繰延税金資産の回収可能性」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

(会計方針の変更)

(「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用)

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用しています。

法人税等の計上区分に関する改正については、2022年改正会計基準第20-3項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っています。なお、当該会計方針の変更による財務諸表への影響はありません。

(表示方法の変更)

(損益計算書関係)

前事業年度において、「営業外収益」の「その他」に含めていた「助成金収入」は、金額的重要性が増したため、当事業年度より独立掲記することとしております。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前事業年度の損益計算書において、「営業外収益」の「その他」に表示していた76百万円は、「助成金収入」31百万円、「その他」44百万円として組み替えております。

(貸借対照表関係)

1 担保に供している資産及び担保に係る債務

担保に供している資産

	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
建物	123百万円	0百万円
土地	114	114
計	238	114

担保に係る債務

	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
その他(流動負債)(注)	-百万円	320百万円
受入保証金	320	-
計	320	320

(注) 内容はその他(流動負債)に含まれる一年内受入保証金であります。

2 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務(区分表示したものを除く)

	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
短期金銭債権	376百万円	304百万円
長期金銭債権	2,955	2,957
短期金銭債務	9,801	11,148
長期金銭債務	95	95

3. 保証債務

他の会社の営業契約等に対し、債務保証を行っております。

	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
株式会社神姫トラベル(取引保証)	2百万円	11百万円
神姫観光株式会社(取引保証)	1	1
神姫フードサービス株式会社(取引保証)	-	11
計	3	24

4 圧縮記帳額

国庫補助金等により固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額は次の通りであります。

	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
建物	344百万円	346百万円
構築物	238	239
機械装置及び工具器具備品	99	112
車両運搬具	1,208	1,366
土地	41	41
無形固定資産	72	91
計	2,004	2,198

(損益計算書関係)

1 関係会社との取引高

	前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
営業取引による取引高		
売上高	444百万円	457百万円
売上原価	2,665	3,035
販売費及び一般管理費	137	126
営業取引以外の取引による取引高	554	921

2 販売費に属する費用のおおよその割合は前事業年度38%、当事業年度38%、一般管理費に属する費用のおおよその割合は前事業年度62%、当事業年度62%であります。

販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次の通りであります。

	前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
給料・手当	846百万円	924百万円
賞与引当金繰入額	82	90
退職給付費用	1	4
減価償却費	48	49
諸手数料	203	178

(有価証券関係)

子会社株式及び関連会社株式及びその他の関係会社有価証券

前事業年度(2024年3月31日)

市場価格のない株式等の貸借対照表計上額

区分	貸借対照表計上額 (百万円)
子会社株式	396
関連会社株式	15
その他の関係会社有価証券	180

当事業年度(2025年3月31日)

市場価格のない株式等の貸借対照表計上額

区分	貸借対照表計上額 (百万円)
子会社株式	396
関連会社株式	15
その他の関係会社有価証券	172



## (税効果会計関係)

## 1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
繰延税金資産		
未払事業税等	32 百万円	34 百万円
賞与引当金	187	192
株式評価減	115	117
減価償却費	19	58
退職給付引当金	164	145
貸倒引当金	171	130
減損損失	67	65
その他	162	178
繰延税金資産小計	921	921
評価性引当額	394	364
繰延税金資産合計	526	557
繰延税金負債		
固定資産圧縮積立金	758	771
その他有価証券評価差額金	670	661
退職給付信託設定益	345	356
その他	5	6
繰延税金負債合計	1,780	1,795
繰延税金負債の純額	1,253	1,238

## 2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
法定実効税率 (調整)	30.6 %	30.6 %
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.4	0.5
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	2.2	2.9
評価性引当額	2.5	2.0
住民税均等割	2.0	2.0
税額控除	4.2	-
税率変更による影響	-	1.3
その他	0.5	1.2
税効果会計適用後の法人税等の負担率	24.7	28.2

## 3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(令和7年法律第13号)が2025年3月31日に国会で成立し、2026年4月1日以後開始する事業年度より「防衛特別法人税」の課税が行われることになりました。

これに伴い、2026年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等に係る繰延税金資産及び繰延税金負債については、法定実効税率を30.6%から31.5%に変更し計算しております。

この変更により、当事業年度の繰延税金負債(繰延税金資産の金額を控除した金額)が43百万円、法人税等調整額が25百万円増加し、その他有価証券評価差額金が18百万円減少しております。

## (収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等(1) 連結財務諸表 注記事項(収益認識関係)」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

## (重要な後発事象)

該当事項はありません。

【附属明細表】  
 【有形固定資産等明細表】

(単位：百万円)

区分	資産の種類	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期償却額	当期末残高	減価償却累計額
有形固定資産	建物	22,280	1,524	50 (2)	650	23,754	12,845
	構築物	2,865	113	33 (0) [0]	62	2,945	2,179
	機械装置及び 工具器具備品	1,824	97	61 (14)	92	1,860	1,492
	車両運搬具	15,103	916	246 (168)	626	15,773	13,982
	土地	23,039	572	17 [7]	-	23,595	-
	リース資産	30	3	-	5	34	21
	建設仮勘定	406	1,324	301	-	1,428	-
	計	65,549	4,551	710 (186) [7]	1,437	69,390	30,521
無形固定資産	446	91	110 (18)	56	427	224	

- (注) 1. 当期減少額の括弧書数字(内数)は、当期に取得した資産の一部に対する国庫補助金等に係る圧縮記帳額であり、期末残高から控除されております。
2. 当期減少額の括弧書数字〔内数〕は、減損損失の金額であり期末残高から控除されております。
3. 建物の増加は不動産業における賃貸用不動産としてのグランネクサス松山高砂町の取得1,098百万円等によるものです。
4. 車両運搬具の増加は自動車運送業におけるバス31両の取得755百万円等によるものです。
5. 土地の増加は不動産業における賃貸用土地の取得572百万円等によるものです。
6. 建設仮勘定の増加は本社ビルの建設による取得809百万円等によるものです。
7. 当期首残高及び当期末残高は取得価額により記載しております。

【引当金明細表】

(単位：百万円)

科目	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
貸倒引当金	560	6	153	413
賞与引当金	613	630	613	630

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

## 第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	4月1日から3月31日まで										
定時株主総会	6月中										
基準日	3月31日										
剰余金の配当の基準日	9月30日 3月31日										
1単元の株式数	100株										
単元未満株式の買取り											
取扱場所	(特別口座) 大阪市中央区伏見町三丁目6番3号 三菱UFJ信託銀行株式会社 大阪証券代行部										
株主名簿管理人	(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社										
取次所											
買取手数料	無料										
公告掲載方法	電子公告により行います。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告を行うことができない場合は、日本経済新聞に掲載いたします。 公告掲載URL <a href="https://www.shinkibus.co.jp/info/ir.html">https://www.shinkibus.co.jp/info/ir.html</a>										
株主に対する特典	<p>・毎年3月31日及び9月30日現在、当社株式100株以上を所有する株主に対し、次の基準により所有株式数に応じて、6か月間有効の株主乗車証又は株主乗車券（ともに持参人が使用可）を交付いたします。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>所有株式数</th> <th>優待内容（6か月につき）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>100～499株</td> <td>株主乗車券 5枚</td> </tr> <tr> <td>500～999株</td> <td>株主乗車券 10枚</td> </tr> <tr> <td>1,000～1,999株</td> <td>株主乗車券 15枚</td> </tr> <tr> <td>2,000株以上</td> <td>株主乗車証 1枚 もしくは 株主乗車券 20枚</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 1. 株主乗車券は1回の乗車につき1枚必要となります。                  2. 当社株式2,000株以上の所有は、株主乗車証もしくは株主乗車券のどちらかをお選びいただけます。（ただし、併用してお選びいただくことはできません。）                  3. 当社株式2,000株以上の所有で株主乗車証をお選びいただいた場合は、2,000株毎に株主乗車証を1枚追加し、30枚を上限枚数といたします。                  4. 当社株式2,000株以上の所有で株主乗車券をお選びいただいた場合は、2,000株毎に株主乗車券を20枚追加し、100枚を上限枚数といたします。</p> <p>・毎年3月31日及び9月30日現在、当社株式100株以上を所有する株主に対しては、上記の他に当社及びグループ会社の商品・サービス利用時に使用できるグループ優待券（3,000円相当の金券）を一律に交付いたします。</p>	所有株式数	優待内容（6か月につき）	100～499株	株主乗車券 5枚	500～999株	株主乗車券 10枚	1,000～1,999株	株主乗車券 15枚	2,000株以上	株主乗車証 1枚 もしくは 株主乗車券 20枚
所有株式数	優待内容（6か月につき）										
100～499株	株主乗車券 5枚										
500～999株	株主乗車券 10枚										
1,000～1,999株	株主乗車券 15枚										
2,000株以上	株主乗車証 1枚 もしくは 株主乗車券 20枚										

(注) 当社は、株主が有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない旨を定款に定めております。

- ・会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- ・取得請求権付株式の取得を請求する権利
- ・株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

## 第7【提出会社の参考情報】

### 1【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

### 2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

事業年度(第141期)(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日) 2024年6月27日近畿財務局長に提出

(2) 内部統制報告書及びその添付書類

2024年6月27日近畿財務局長に提出

(3) 半期報告書及び確認書

(第142期中)(自 2024年4月1日 至 2024年9月30日) 2024年11月14日近畿財務局長に提出

(4) 臨時報告書

2024年7月1日近畿財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2(株主総会における議決権行使の結果)に基づく臨時報告書であります。

## 第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2025年6月25日

神姫バス株式会社

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

大阪事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 栗原 裕幸

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 中尾 志都

< 連結財務諸表監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている神姫バス株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、神姫バス株式会社及び連結子会社の2025年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当連結会計年度の連結財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、連結財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

神姫バス株式会社の自動車運送業における定期運賃収入の期間帰属	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>当連結会計年度の連結損益計算書において、売上高52,954百万円が計上されている。注記事項「(収益認識関係)」に記載のとおり、このうち、乗合・特定バスの売上高は18,428百万円であり、当該売上高の約9割を神姫バス株式会社が占めている。</p> <p>注記事項「(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)5. 会計方針に関する事項(5) 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおり、自動車運送業においては、主に一般の顧客に対する旅客輸送サービスを行っており、旅客を目的地まで輸送した時点で収益を認識している。乗合バスにおける定期運賃については、有効期間の開始日から終了日にわたって履行義務が充足されるため、当該有効期間に応じて収益を認識している。</p> <p>定期運賃収入の集計については、システムにより処理されるが、定期運賃収入の計上については、期間按分計算の一部において手作業による処理が介在しており、期間帰属に潜在的なリスクが存在している。</p> <p>以上から、当監査法人は、神姫バス株式会社の自動車運送業における定期運賃収入の期間帰属を、監査上の主要な検討事項に該当すると判断した。</p>	<p>当監査法人は、神姫バス株式会社の自動車運送業における定期運賃収入の期間帰属を検討するにあたり、主として以下の手続を実施した。</p> <p>(1) 内部統制の評価</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>定期運賃収入の計上プロセスに関連する内部統制の整備状況及び運用状況の有効性を評価した。</li> </ul> <p>(2) 定期運賃収入の期間帰属の検討</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>定期券販売実績データを集計し、会社の集計結果と一致を確認した。</li> <li>定期券販売実績データからサンプルを抽出し、計上根拠証憑との突合を実施した。</li> <li>定期券に係る前受金について、定期券の有効期間に応じて収益に振替処理されていることを検証した。</li> </ul>

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

## 連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結財務諸表に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結財務諸表の監査を計画し実施する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当連結会計年度の連結財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。



#### < 内部統制監査 >

##### 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、神姫バス株式会社の2025年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、神姫バス株式会社が2025年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

##### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準における当監査法人の責任は、「内部統制監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

##### 内部統制報告書に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

##### 内部統制監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための監査手続を実施する。内部統制監査の監査手続は、監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。
- ・ 財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討する。
- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、内部統制の監査を計画し実施する。監査人は、内部統制報告書の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期、内部統制監査の実施結果、識別した内部統制の開示すべき重要な不備、その是正結果、及び内部統制の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### < 報酬関連情報 >

当監査法人及び当監査法人と同一のネットワークに属する者に対する、会社及び子会社の監査証明業務に基づく報酬及び非監査業務に基づく報酬の額は、「提出会社の状況」に含まれるコーポレート・ガバナンスの状況等(3)【監査の状況】に記載されている。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

---

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。  
2. XBR Lデータは監査の対象には含まれていません。

## 独立監査人の監査報告書

2025年6月25日

神姫バス株式会社

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

大阪事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 栗原 裕幸

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 中尾 志都

### <財務諸表監査>

#### 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている神姫バス株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第142期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、神姫バス株式会社の2025年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

#### 自動車運送業における定期運賃収入の期間帰属

連結財務諸表の監査報告書に記載されている監査上の主要な検討事項（神姫バス株式会社の自動車運送業における定期運賃収入の期間帰属）と同一内容であるため、記載を省略している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

#### < 報酬関連情報 >

報酬関連情報は、連結財務諸表の監査報告書に記載されている。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- 
- (注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。  
2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。